

し杯よりは更に重大なる目的を以てせられしことは、前陳せる如くなりしが、曩に
火照命の爲めに責められ給ひしを御遺恨に思召して、意旨返へしの御心地より思
ひ給ひしが爲めに、畢竟は海神の教に容易に従ひ給ひて、御兄たる神をば、さも御得
意の様に困しめ給ひしにてありしならん(記傳十七)(書紀三)。

親若くは
主宰の命
令に違背

親の命令に背く如き不孝の子、主君の命に戻る如き不忠の臣は、尋常人類社會には
随分珍奇からざるることなるが、神にも往々斯の如き者御坐ししことは、掩ふべから
ざるることなるが如し。神の御命令も時としては行はれざることもありしことは、前陳
せる如くなるが、其の行はれざりしは、遇然の出來事なるに非らずして、命令を受け
給ひし神の不良なる御心の爲めに起りしことなり。蓋し神が御親の命令に背き給
ひし最も古き例は、建速須佐之男命が伊邪那岐命の御命令に背き給ひし事ならん。
天照大御神と月讀命とは各々父神の依さし賜へる命のまにまに知らしめす中に、
速須佐之男命は父神の依さし賜へる國を知らさずして御坐ししは、親の命に従は
ざる子の第一の例にて御坐ししなり(記傳七)(史傳七)(書紀一)。即ち不孝の子の第一
例にて御坐ししなり。而して伊邪那岐命が之を怒りて、然者汝不可住此國(記傳七)と
詔ひて、乃ち追ひ拂ひ給ひたるは、不孝の子勘當の第一の例なりき。大穴牟遲神は須

佐男之神の惡みて殺さんごまでし給ひしに、須世理毘賣が父神の斯く惡み給ひし
神と通じ給ひし而已ならず、父神の寢給ふ時を窺ひ、其の御髮を其室の椽毎に結び
著けて、父神の大切にせらるゝ種々の寶共を取り持たして逃げ出で給はんとせら
るゝ如き神に負はれて、缺落を爲さんごし給ひしが、斯の如きは人類社會に於ては
孝行なる女の爲すべき所には、決して非らざるならん(記傳十四)(史傳十七)(御親の神
の天照大御神と高御産巢日神が葦原中國の騷擾を鎮めさせん爲めに天降し給ひ
しにも係はらず、天菩比神が御不見識にも却て大國主神に媚び附きて三年に至る
も復奏まをし給はざりしが、斯の如きことも人類社會に於ては決して孝子の行と
は云はざるならん)(記傳十)(史傳二十)(書紀三)。是に於て其の壯士なるを頼みて、天鹿兒
弓及び天羽羽矢を賜はりて、天若日子を遣はされしに、此の神も亦忠誠ならず、此國
に到りて即ち大國主神の女下照比賣を娶り、且つ其の國を獲んと慮りて、八年に至
るも復命申をし給はざりし而已ならず、天使たる雉名鳴女を無慚にも射殺し給ひ
しが如きは、實に至尊に對して不忠なる御行蹟と云はざるを得ざるなり(記傳十三
の書紀二)。右等の例に由て觀るに、不孝不忠の行爲の如きも、人代末世に至りて始めて
起りしものには、非らずして、神代神々の間にも早く既に存せし所なりしは、明なる

詐偽及び
不信義の
行爲

ことなり。

他者を欺き若くは信義を缺くの行爲ありし神の例も決して尠なからざりしなり。伊邪那岐命が黄泉國に往きて伊邪那美命に還へりまさねと詔ひしに、伊邪那美命が答へて「悔哉不速來吾者爲黄泉戸喫然愛我那勢命入來坐之事恐故欲還且具與黄泉神相論莫視我」と白をして、其の殿の内に還へり入り坐せる事の如きは、神代最も早き欺きの例なるが如し(記傳六)(史傳五)(書紀一)。書紀には「且具與黄泉神相論」の所「しかれどもこれにはやまやま」。雖然「吾寢息」とあり、若し果して古事記に在る如く白をし給ひしとせば、其後の事實に依て考ふるに、或は斯く白をし給ひしは御欺きには非らざりしやと思はるゝなり。若し一切伊邪那美命に欺き給ふ御心は御坐ざりしとすも、此時伊邪那美命が「莫視我」と白をし給ひしにも係はらず、伊邪那岐命が火を燭して入り見給ひしが如きは、大に信義を缺き給ひたる御行爲なりと云はざるべからざるなり。何となれば伊邪那美命の「莫視我」との御請求に對して、伊邪那岐命の少くとも黙諾はありしことならん。其の御黙諾を認め給ひて伊邪那美命は殿の内に還へり入り給ひしに、てありしに疑ひなきが如し。畢竟伊邪那美命の御怒りの強かりしも伊邪那岐命が信義に悖りて陰に入り見給ひしに基因せるが如し。又善き目的なりしとは雖も、兎

に角欺きには相違なかりし一例は、天照大御神石屋隠れの時、八百萬神が歡喜の眞似を爲して、天照大御神にも益さりて貴き神ありと偽りしことなり。實に八百萬神は最も熟考し、最も深く思慮を旋らして、至尊をば欺き給ひしにありたり(記傳八)(史傳十)。堂々たる神も詐偽の手段を用ふることを決して忌み給はざりしなり。而して此時の詐偽の如きは其の目的より論ずる時は最も好すべきものなりしが、神の間にも斯く立派なる詐偽は甚だ稀にして、多くは其の目的よりして不善なるものなりき。爰に其例を擧げんに、稻羽の素菟は海の和邇を欺きて、游岐島より氣多前に渡りたり(記傳十)(史傳十)。亦八十神は本の惡戯よりして、裸なる菟を欺きて海鹽を浴み風の吹くに當りて高山の尾上に伏さしめて、彼をして大に負傷を増さしめ給ひたり(記傳十)(史傳十)。此の惡性なる八十神が大穴牟遲神を殺さんと欲りし給ふに當て、其の詐偽を用ひ給ひしは實に驚くに堪へたり。或は欺きて燒石を赤猪なりと云ひて燒著えて死せしめ、或は欺きて山に率て入りて大樹の割目に入らしめて拷殺し進らせたり(記傳十)(史傳十)。建速須佐之男命は御親の命にさへ背き給ふ程の神にて御坐しと丈ありて、欺きの術杯にも頗る達し給ひしと見えて、人類間に於てさへ窮鳥懐に入る時は獵夫之を撃たすと云ふなるに、神にて御坐し乍ら八十

神に困められ給ひて、故らに速須佐之男命の助を乞はん爲に、根堅洲國に來給へる大穴牟遲神をば、或は欺きて大野の中に入れて焼殺さんとし給ひ、或は虱なりと偽りて蜈蚣を噛み潰させんとし給ひたり(記傳十の三)、然るに大穴牟遲命は須世理比賣の授けたる棕の實と赤土とを噛み雜せて唾きだして、恰も蜈蚣を昨ひ破りて唾き出だし給へる如くにして欺き給ひたり(記傳十の四)、八千矛神は高志國之沼河比賣を將婚に幸行坐し、時、其の家に到りて歌ひ給ひし中に、夜斯麻久邇都麻麻岐迦泥豆云々(記傳十の五)と曰ひて、八島國に於ては御妻と爲し給ふに適當したる女性を見出だし給はざりしとて、即ち故志能久邇邇佐加志賣遠阿理登伎許志豆佐用波比爾阿理多多斯用婆比邇阿理加用婆勢云々(記傳十の六)と口説き給ひし時に、八千矛神は詐偽を犯し給ひしには非らざりしやと疑はるゝなり(記傳十の七)、何んとなれば八千矛神には既に八上比賣と云をし、御妻の御坐し、而已ならず、其の後亦須世理比賣と云ふされし御嫡后さへ御坐し、に非らずや、然るに今沼河比賣に對して斯ることを言ひしは如何なる譯なりしか、恐らくは別に深き次第の御坐し、には非らずして、昔も今も男が女子を口説き落さんとする時に當ては、其の心を喜ばしむる様なる出鱈目を口に任して云ふが習ひなるが、斯かることは既に神代より行は

れし證にして、今八千矛神が御歌の中に大に事實に相違したることを謂ひ給ひしが如きは蓋し其の一證なり、是實に後世人間社會の男子が女子を欺す手段の元祖とも云ふべきものならん、豊玉毘賣は其の御本體は八尋の鰐にて御坐し、に人類様の神に化りて火遠理命と配ひ給ひしは、固より詐偽の御行爲に相違なかりしと雖も、其は云ふ迄でもなきことなれば措て論せず、豊玉毘賣御産の時に火遠理命が竊に伺ひて、毘賣の御本體の八尋の鰐なることを見給ひしが如きは、信義に背き給ひたる御行爲なりと思はるゝなり、何となれば前に伊邪那岐命の場合の如く、最初豊玉毘賣が「願勿見妾」と言ひ給ひし時に、火遠理命は少なくとも御默諾ありしならん、然れども其の言を奇と思召して、遂に竊に伺ひ給ひしにてありしならん、即ち火遠理命は信義に悖りて、毘賣に耻を見せ給ひし事と思はるゝなり(記傳十七の二十一)

暴行及び悪行の如きも、決して人類社會に於て始めて起りしものには非らず、神代神々の間に於て早く既に存せし所なり、而して前述詐偽の行爲の如きも、固より悪行には相違なれども、今爰に悪行と稱するものは特に身體上に顯はれたる悪行の謂なり、蓋し暴行の最も甚だしきものは、却て神代に行はれしなり、何となれば古

今暴行は多くありたれども、建速須佐之男命の高天原に於ての御暴行の如きものは、其他には未だ曾て聞かざる所なればなり。速須佐之男命は天照大御神の營田の阿を離ち、其溝を埋め給ひたり。亦其の大嘗聞看す殿に屎麻理散し給ひたり。是に於て天照大御神が御言葉を和げて寛めんごし給ひしかども、更に聞き入れ給はず、益増長して天照大御神の御坐し、服屋の項を穿ちて、天の斑馬を逆剝に剝きて、益し入れ給ひたり。其の時天の衣織女見驚きて、梭に陰上を衝きて死せしと云ふ。實に一説には梭に陰上を衝き給ひしは天照大御神に御坐しと云ふ。實に何んたる暴行ぞや。天下暴漢多しと雖も、速須佐之男命の右に出づる者は決してあらざるならん。(記傳八) (書紀一) (史傳九) 亦天津國玉神及び其の妻が阿遲志貴高日子根神をば死せし天若日子なりと思ひ違へて、我子者不死有邪理我君者不死坐邪理と云ひて、手足に取り懸りて哭き悲しみを怒りて、阿遲志貴高日子根神の御舉動の如きは、著しき御暴行の一例なり。即ち阿遲志貴高日子根神は穢き死人に比へられたるを怒り給ひて、御佩せる十掬劔を抜きて、其喪屋を切り伏せ、足を以て蹶離ち遣り給ひたり。(記傳十三) (書紀二) (史傳二十一) 死者には何の咎もなきに、其の喪屋に對して斯る無禮を加へ給ふとは、實に驚くべき御暴行と云ふべし。若し人類にして斯る振舞を爲

すものあらんには、世人の甚だ惡む所の者ならん。然れども神は却て恬然として斯る振舞を爲し給ひしなり。惡行に至りても亦驚くに勝へたるものありたり。其は何れの神の如何なる御行爲なるやと云ふに、大穴牟遲神の根堅洲國より御逃亡の際の御所業即ち是れなり。速須佐之男命が手を換へ品を換へて大穴牟遲神を困め給ひしは、固より惡むべき御振舞なりしなり。然れども人の女を連れて逃亡するに當り、其の親の最も大切にせる寶物を取り持ちて往かんとするが如きは、神は少しも恥る色なく爲し給ひし御行ひなれども、人類の決して眞似べきものには非らざるなり。(記傳十) (史傳十七) 人の女を連れて逃亡するは年氣の至りとして尙ほ恕すべきも、親の眠れるに乗じて其の髪を室の椽毎に結び著け置きて、剩へ其の寶物を取り持ちて往かんとするが如きは、實に人類間にも稀れに見る所の惡行にてあるならん。而して斯る振舞を爲し給へる神は、彼の八十神の如く惡性の神には坐さずして、却て善良なる神と認められ給ふものにて御坐しとなり。蓋し素と大穴牟遲命は速須佐之男命の御後胤のことなりしが故に、矢張幾分か其御性質を受續ぎ給ふことは免れ給はざりしことと思はるゝなり。

本邦の風として常に禮儀を重んじ、怒れる時にも、敵に對して害を加へんとするの

時にも禮儀を盡すことを忘れぬが、真正なる日本人の慣ひなるが、斯く禮儀を重んずる習慣の如きも、神代神々の間に於て早く既に行はれし者と思はるゝなり。爰に一證を擧げんに、伊邪那美命が黄泉比良坂に於て伊邪那岐命に追ひ付き給ひし當時、伊邪那岐命に對して伊邪那美命の御心情は果して如何に御坐ししか、既に大軍をも發して害を加へんとし給ひしに、豫母都志許賣が其の意を果すこと能はざりし而已ならず、此の大軍も伊邪那岐命の爲めに散々に打破られて逃げ返へりたるの始末なりしが故に、黄泉比良坂に到り給ひし時に當て、伊邪那美命の御怒は實に一方ならざることにて御坐ししならん。而して黄泉比良坂にて漸く目指す敵に追ひ付きたりと思召されしに豈に圖らん伊邪那岐命の爲めに千引石を以て御往先きを塞がれ給ひしことなれば、其の時は實に非常なる御怒りにて、即ち此國の人草一日に千頭絞りと殺さんと云ひ給ひし程にて御坐ししなり。然るに斯く敵に厭く迄で害を加へんとせらるゝの時に際するも、禮儀は決して忘れ給はざりしと見えて、「愛我那勢命云々」と詔ひたり(記傳六の)伊邪那岐命も伊邪那美命の御身腐爛して、宇士多加禮斗呂岐豆(記傳七の)八雷神共成生りし様を御覽ありては、中々に御嫌惡の情起り給ひしならんが、尙ほ其の上に伊邪那美命が、或は豫母都志許賣をして追はしめ、

或は八雷神に千五百の黄泉軍を副へて攻め來らしめて害を加へんと爲し給ひし程の上句なれば、黄泉比良坂に於て千引石を中に置いて立ち給ひし時に、伊邪那美命に對して伊邪那岐命の御情愛の如きも、決して最初天の御柱を行き廻り逢ひて美斗能麻具波比(記傳八の)を爲し給ひし時の如くにては御坐さざりしならん。然れども伊邪那美命が「愛我那勢命」と呼び給ひし如くに、伊邪那岐命も伊邪那美命をば「愛我那邇妹命」と呼び給ひたり。斯る折にも御互に能く禮儀を忘れ給はざりしは、誠に難有次第なり。

殺傷のことの神代神々の間に於て早くに存在せし所なるは、既に前陳せる如くなるが、神には野蠻時代の人類の如くに甚だ慘酷なる御行爲ありしこと往々御坐ししなり。實例を擧げて之を證明せんに、迦具土神を生み給ふに當て、伊邪那美命の死せ給ひしを怒りて、伊邪那岐命が迦具土神を殺し給ひしは、古事記に依れば其の御頸を斬り給ひしにてあれども(記傳五の)日本書紀に依れば、斬て三段五段に爲し給ひしとなり(書紀一の)。若し果して然りしならば、唯々殺すを以て足れりと爲し給はず、中々に慘酷なる殺し方を好み給ひしことと思はるゝなり。伊邪那岐命が千引石を以て伊邪那美命の追ひ來り給ふ途を塞ぎ給ひしかば、伊邪那美命は之を怒りて

其の復讐として、此の國の人草千人を日々に絞殺することに爲し給ひしなり。是れ又甚だ慘酷なる御處置と云はざるべからず。殊に女神に御坐しゝに能くも斯く殘忍なることを爲し給ひしなり(記傳六の(書紀一)の十四)。速須佐之男命が天斑馬を逆刺ぎに刺ぎ給ひしが如きも亦神にも慘酷なる御行爲ありし一證なり(記傳八)史傳九の(書紀一)の三。速須佐之男命が八俣蛇を殺し給ひしも、唯斬殺し給ひしには非らずして、切り散し給ひ寸斬り給ひしにてありき(記傳九の(史傳十五)書紀一の(書紀一)の十七)。ことは雖も慘酷なる御心の御坐さざりしならば、斯る殺し方は爲し給はざりしならん。彼の八十神が或は裸なる苑に誨へて、海鹽を浴みて、風に當りて伏さしめて、彌々其の身を傷はしめ(記傳十)史傳十七)或は骨肉の近親を欺きて、燒石に燒け著かれて死せしめ(記傳十)史傳十七)或は骨木の中心に入らしめて、拷ちころし給ひたり(記傳十)史傳十七)實に其の殘忍なる人類間には却て稀に見る所のものなりき。速須佐之男命が大穴牟遲神をば、或は蛇室(つゝむむ)に寢しめ、或は蜈蚣と蜂との室に入れ、或は鳴鏑(なみか)を採る爲めに大野の中に入らしめて、其の野を燒き廻らして、燒き殺さんと爲し給ひ(記傳十一)史傳十七)或は風なりと偽りて、蜈蚣を囓み潰させんと爲し給ひしが如きは(記傳十)史傳十七)是れ亦非常に殘忍の御心に御坐しゝことを證するに足るものなり。

天津日高日子番能邇邇藝能命が石長比賣を返へし給へるを怨みて、大山津見神の御子の御壽は木花の如くに脆く不堅固あれがごとし(記傳十一)史傳十七)如きも亦甚だ殘忍なる神の御坐しゝ一證なり(記傳十二)書紀一)の十六。彼の火遠理命が海神の助に依り、其の兄火照命を三年の間貧窮爲し、我より求めて喧嘩を買ひて、兄をば海神の教へし儘に溺らし給ひしが如きも、甚だ慘酷なる御振舞と云はざるを得ざるなり(記傳十五)書紀二の(二十四)。

慈悲心

前述せる如く、神にも往々甚だ殘忍なる御舉動の御坐しゝこと、事實は少なからざるが、之に反して大穴牟遲神が稻羽の素菟に其の傷を癒すの術を教へ給ひしが如き(記傳十)史傳十四)亦火遠理命が兄火照命に急責られ給ひ途方に呉れて海邊に泣き患ひ居ます時に、鹽椎神(しほづゑ)來て教を授け給ひしが如きは、窮困者に斯く助を與へ給ひし神々には何れも慈悲心の御坐しゝことを證するに足らん(記傳九)書紀二の(七)記傳十)二十三)されば神々も後世の人類と同様に、殘忍の御心の者も坐まじ、或は慈悲の心に富み給ひし者も坐しゝと思はるゝなり。

男神等の勇氣に富み給ひしことは申す迄もなきことなれば、敢て之を喋々せず。爰に男神の御性質に就て特に注意を惹かんとする一事は、本邦の神等は勇氣に富み

男神の優しき心

給ひし而已ならず亦優にやさしき御心の御坐しと云ふ事なり。即ち例證を擧げて之を證明せん。

第一には伊邪那美命の隠れ給ひし時に伊邪那岐命が「愛我那邇妹命乎易子之木乎」と謂り給ひて御枕方に匍匐ひ御足方に匍匐ひて哭き給ひし而已ならず伊邪那美命を相見まく欲して黄泉國に追ひ往き給ひしが如き實に御愛情深實に優しき御心の男神にて御坐しとことを證するなり(記傳五の六) (史傳四の五十四) (書紀一)。猛き御心の男神も其の妹の隠れ給ひしを悲しみ給ひては御枕方に御足方に前後不覺に匍匐ひて哭き給ふとは實に頼母しき御心にて御坐しとなり。勇むべき時には能く勇み、憂ふべき時には能く憂ひ、怒るべき時には能く怒る、哭くべき時には能く哭くは、是れ即ち本邦男子の特性なるが、此の性質の如きも神代初發の神等より傳來せる所なるは、毛頭疑ひ無きことと思はるゝなり。

第二には、蓋し最も趣味あるは建速須佐之男命の御心なるが如し。速須佐之男命は實に暴惡を極め給ひ恐しきこと限なかりし神にて御坐しとなり。父神の命に従ひ給はぬ程の不孝の神にて御坐しとなり(記傳七) (史傳七)。天に參上りましては天照大御神に對して亂暴狼藉を極はめ給ひたり(記傳八) (史傳九) (書紀一)。根堅洲國に於

ては何んの咎も無き大穴牟遲神をば手を變へ品を變へて困しめ給ひたり(記傳十一) (史傳十一)。速須佐之男命は實に惡虐無道の神にて御坐しとなり。然るに此の猛惡なる神の御行爲には最も趣味ある者無きに非らず。其は速須佐之男命が父神の命に背きて其の命じ給へる國を知らさずして御坐しとては御不孝の原因なり。何となれば速須佐之男命が御不孝の罪を犯しても海原を知らすことを嫌ひ給ひしは、即ち御妣の國根之堅洲國に罷らむと欲ひ給ひしが故なり。御妣の許に罷らむと欲し給ひて、此荒神には八拳須心前に至るまで啼き泣ち給ひたり。青山を枯山なす泣き枯し、海河は悉く乾す許りに泣き給ひたり(記傳七) (史傳七)。斯る勇猛なる神が大國を知らせらるゝ事をも意と爲し給はずして、只管に御母の許に罷らむことを欲して泣き居給ひしとは、實に趣味あることと云ふべきなり。父神の命に背き給ひし御不孝は固より申す迄も無きことなるが、斯る父神の斯る大命も背き給ふことを意と爲し給はざりし迄に、御母を戀ひ慕ひ給ひしことに依て考ふるに、女神の御子達を如何程愛し給ひしかは察し奉ることを得べきならん。本邦母親の子を愛む深きことは今更云ふ迄もなきことなるが、本邦母親の子を愛むの斯く深きことの如きも、是れ亦神代よりの遺傳に因れることと知らるゝなり。或は速須佐之男命の御

性質は伊邪那岐命に似給ふよりは寧ろ伊邪那美命に多く似給ひし爲めに同氣相求むるの理に由て、父神には御不孝なるに引替へて母神をば斯く深く慕ひ給ひし次第なりしかも知れざるが、其は兎もあれ、勇猛極まる神が百事を顧み給はずして、御妣の國に罷らんと欲して前後不覺に泣き給ひしと云ふ最も御殊勝なる事實は、決して掩ふ可からざるなり。

女神等の御氣質及び御位地

日本女子の心は古來頗る氣高きものにして決して卑屈なるものにあらず。日本女子には往々男子も及ばざる如き勳功の者さへ尠なからざること、史上歴然たる事實なるが、是れ亦神代に於ける女神より傳來せる美德に因るものなり。本邦神代の女性等は男性に比して少しも卑屈なる者に非らざりし而已ならず、却て往々男性を凌がんとする勢ありし者にて御坐されたり。當時の女性は決して百事男子に譲り居りし如き者にては御坐されざりしなり。往々却て男子よりも多く事に當らんとせられし者にて御坐されたり。往々却て男子に先き立ちて事を爲さんとし給へる者なり。加之往々男子は全く女性の助に依て事を遂げられし如き場合決して尠なからざりしなり。

女神等の御氣質及び御位地

第一の適例は、伊邪那美命の場合なり。彼の伊邪那岐命と伊邪那美命が天の御柱を歩き廻り逢ひて、美斗能麻具波比（記傳四）と爲し給ひし時に、伊邪那美命先づ阿那邇夜志愛袁登古袁（記傳五）と言ひ給ひ、後に伊邪那岐命阿那邇夜志愛袁登賣袁（記傳六）と言ひ給ひたり。而して女性の斯く男性に先き立ち給ひしは、男性の差圖に依り若くは男性の許に依れるに非らず、全く女性の内氣ならざる心に出でし處なり。偏に退讓を旨とする如き心の當時の女性に乏しかりしより起りし處なり。實に男性は女人袁言先立ちて不良と思召されし程なりしに、女性は斯る事には少しも頓着なしに思ふ儘に爲して却て男性に先き立ち給ひしなり（記傳四）。而して生み給ひし御子不良御坐ししかば、伊邪那岐命及伊邪那美命は猶ほ天神の御所に白すべしと宣り給ひて、即ち共に參上りて天神の命を請ひ給ひしこのことに依て見るに、當時に在ては男女相伴の風行はれ居りしことも明なり（記傳四）。亦黄泉國に於ての伊邪那美命の御振舞の如きは、彌々以て神代女性の御氣強なりしことを證するに足るものなり。伊邪那岐命を追ふ爲めに、先づ第一番に遣はされしは豫母都志許賣にて、是も亦女神に御坐ししことに由て觀るに、顯國に於て而已ならず、黄泉國に於てまで女性は決して男性に劣らざる勇氣及び地位の者にて御坐ししこと

は知らるゝなり(記傳六)史傳五の(書紀一)都て伊邪那岐命と伊邪那美命の御上に就て考ふるに、女神の御心は男神の御心に比して卑屈に御坐しゝるか、女神の御地位は男神の御地位より卑くかりしとか云ふが如きことは露程も無かりしなり。實に天神御自身と雖も布斗麻邇(フツトマニ)に卜相(ウラナヒ)へて始めて女言先(メノコト)たちしに因りて不良(シラシ)とは知り給ひし程なり(記傳四の(史傳三)書紀一)。

第二には、天照大御神の例なり。申す迄もなく本邦第一等の神は此女神にて御坐すなり。伊邪那岐命の生み坐せる御子は夥多御坐しゝ中にて、伊邪那岐命が其の御頭(ミカサ)珠(タマ)を授け賜ひて、汝命(ニギハヤヒ)は高天原を所知(シラセ)と事依(トモ)して、誰よりも最も高き位置に置き給ひしは即ち此女神にて御坐しゝなり。而して建速須佐之男命が天に參上り坐しゝ時に、御髪を解き、御美豆羅(ミツロ)に纏(マ)かして、左右の御美豆羅にも、御鬘(ミカヅ)にも、左右の御手にも、各八尺勾魂(ヤツタマ)の五百津の美須麻流(ミヌマユ)の珠(タマ)を纏(マ)き持たして、曾毘良(ソヒラ)には千入之鞆(チノイノツツ)を負ひ五百入之鞆(イホイノツツ)を付け、亦伊都の竹鞆(イツノタケツツ)を取佩(ツケ)して、弓腹振立(ユミハタテ)而堅庭者(ツツミツツ)於向股(ムカウマ)踏那豆美(ツツミツツ)如沫雪(ツツミツツ)散而伊都之男建踏建而待問(イツノオノツツミツツ)給ひし時の御様子の如きは、神にも人にも男性にも古今未曾有の勇壯なる状態を示し給ひしなり(記傳七)史傳七の(書紀一)の(斯)くて建速須佐之男命と天の安河を中に置きて宇氣布(ウキフ)時に、天照大御神が建速須佐

之男命の佩せる十拳劔を乞ひ渡して三段に打ち折りて、奴那登母(ヌナトモ)由良爾天(ユラニ)の眞名井(マナヰ)に振り滌(ス)ぎて、佐賀美(サカミ)に迦美(カミ)て吹き棄(ス)る氣吹(キフ)の狹霧(サヤカ)に神成りませる様の如きも、實に凄(サシ)じきことにて御坐しゝなり(記傳七)史傳七の(書紀一)の(倍)又此の女神が天石屋に隠れ給ひし時に當ては、神の社會の騷動は實に一方ならぬことにて、八百萬神は全智を盡して再び出だし進らせんと勉めたり。而して遂に首尾能く出し進らすことを得しが、之に與りて最も力ありし神も亦女神にて御坐しゝなり。何となれば天照大御神を石屋のなかより出だし進らす爲めに必要な品は八尺鏡(ヤタカ)もつとも必要な品を作り給ひし神も女性にて御坐されしなり。亦た當時最も大切の役を勤めしは天宇受賣命(アマノウケ)にて御坐しゝなり。何となれば天照大御神をして天石屋戸を細目に開きて内より伺はしめ進らすに至らしめ奉りたるは、天宇受賣命が衣服を亂して胸乳(ムネ)を掛出(カ)で裳緒(カ)を番登(ハ)に忍垂(シ)れて樂(カ)びしかば、高天原動りて八百萬の神共に咲(サ)ひ給ひしが故なり(記傳八)史傳九の(書紀一)の(さ)れば女神なる天照大御神の神隱は天上天下の一大事なりし而已ならず、此一大不幸より天上天下を救濟する爲めの盡力に於て、最も與りて力ありしも亦女神にて御坐しゝなり。女

神は男神と常に力を協はせて事に勉め給ひし而已ならず、男神よりも却て往々勳功多く御坐しとなり。

第三は大穴牟遲命の妻須世理毘賣の例あり。大穴牟遲命をして或は蛇の難或は蜈蚣の難を免れしめて、遂に能く身を全うして、八十神にも打勝ちて、此國の主と成ることを得せしめ進ませたるは、即ち須世理賣の御功徳に依りしなり(三十一の傳史)。而巳ならず、中には八上比賣の如く須世理比賣より先きに大穴牟遲命の妻に成り給ひし神さへ御坐しよかごも、嫡妻に成り坐しよは即ち須世理比賣にて御坐しよなり。甚だ強く御坐して、他の后達の大に畏み給ひしことと見え、八上比賣の如きは大穴牟遲神と共に出雲へ参り給ひ且つ生まさせる御子さへ御坐しよに、嫡妻須世理比賣を畏みて其の御子をば木の俣に刺し挟みて本國因幡に返へり給ひしことなり(六十六の傳史)。斯くて其の夫大穴牟遲神御自身と雖も、須世理比賣の御權勢を制することとは出来給はざりしと見え、一度は須勢理比賣命の甚しく嫉妬し給ふを佞びて、出雲より倭國に上り坐さむとして、片御手は御馬の鞍に繫け片御足は御籠に踏み入れ給ふ迄に至り給ひしなり。實に御困却も甚だしかりしと云ふべし(一の傳史)。

八十(史傳三)然り而して日子遲神に對して須世理比賣の御勢力の非常に強かりしことを更に證すべき事あり。其は他に非らず、其の將に御門を出でんとし給ひし時に際して、大穴牟遲神と須世理比賣命との御告別の結果即ち是れなり。最初に於ては御告別なりしことが、最後には御和解と成りしこと即ち是れなり。最初大穴牟遲神は餘程御發ありしと見て、御氣強くも、伊刀古夜能伊毛能美許等牟良登理能和賀牟禮伊那婆比氣登理能和賀比氣伊那婆那迦士登波那伊布登母夜麻登能比登母登須岐宇那加夫斯那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐疑理運多牟牟叙和加久佐能都麻能美許登云々と歌ひ給ひて(三十一の傳史)。將に須世理比賣命を棄てし立ち出でんとし、御意氣込を示し給ひしも、須世理毘賣命が大御酒杯を取らして、立ち依り指舉て、夜知富許能加微能美許登夜阿賀波久速奴斯許會波遠速伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐那岐加岐微流伊蘇能佐岐波知受和加久佐能都麻母多勢良米阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐豆遠波那志那遠岐豆都麻波那斯阿夜加岐能布波夜賀斯多爾牟斯夫須麻爾古夜賀斯多爾牟夫須麻佐夜具賀斯多爾阿和由岐能夜流牟泥遠多久豆怒能斯路岐多陀牟岐會陀多岐多岐麻那賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛那賀邇伊遠斯那世登與美岐多豆麻都良世と、最と御情深く最と巧に歌ひ返

へし給ひしかば(記傳四十一)(史傳二)大奮發にて出で往かんと爲し給ひし日子運神も亦如何共爲し給ふこと能はず、前の強き御心も何時しか何處へか去り失せて結局宇伎由比ひして宇那賀氣理り豆今に至るまで鎮まり坐すに至り給ひことなり。須世理毘賣ひが甚しく嫉妬らし給ひしが故に、大穴牟遲神は棄て去らんと爲し給ひしかど、遂に其の御決心を果すことを得給はずして、依然嫉妬し給ふ妻の御許に留まり居給ふの外は御策は御坐さざりしが如し。此段に於ては全く女性が勝利を得たりと云はざるべからず。男性は表面には強さを顯はしたりと雖も、到底女性の老練なる手段には勝つこと能はずして、恰も蛇に見込まれたる蛙の如くに、逃げんとして逃ぐる能はず、遂に全く女性の掌中に在り給ふことにてありしなり。

第四には天若日子が天降り坐して、八年に至るも復奏をなさざりしかば、其の理由を探知せしむる爲めに、雉名鳴女めを遣はされしが、書紀一書にある如く果して是れは無名雌雉(番紀二)なりとせば、鳥に於てさへ男性よりは却て女性をば斯る大任に當て給ひしなり。亦天若日子に悪智慧を附けて、此の天使をば射殺さしめたる神は男性の者なりしか、天佐具賣めと云ふ女神にて御坐しとなり(記傳三十五)(史傳二十八)(番紀二)。神代の女性は斯る事に於て迄でも能く男性を左右せし者

なり。彼の天若日子の如きは天佐具賣の勸に従ひて天使を射殺し給ひし爲めに、遂に其身も射殺され給ふに至りたり。男性の神却て女性の神に附隨し給ひて、遂に其身をも亡ぼし給ひたり。又天若日子が妻千照比賣の哭聲なを聞きて、天在天若日子が父天津國玉神又其の妻子共降り來り、哭き悲しむしことに由て察するに、男女相伴のこに行はれしは彌々明なり(記傳十三)(史傳二十一)(番紀三)。又阿治志貴高日子根神が天若日子の喪屋を破壊して飛ひ去り給ひし時に、其の伊呂妹高比賣命が其の御名を顯はさんと思ひて歌ひ給ひしが如きは、神代女子は決して諸事内氣退讓を旨とせし如き者に非らざりしことを證するに足らん(記傳十三)(史傳二十一)(番紀三)。

第五には天宇受賣の例あり、日子番能邇邇藝命天降の時に際して、重なる御伴の二柱は、即ち女神なる天宇受賣命と伊斯許理度賣命とにて御坐ししが、就中天宇受賣命は大切なる役を勤め給ひたり。即ち彼の天之八衢やちに居て天上天下を光らす神の御坐しに、天照大御神、高木神の命に依りて、何れの神と確かめしめ給ひしは、手弱女めなれども伊牟迦布神と面勝神なる天宇受賣命なりけり。又天神の命に依り、前に顯はせる猿田毘古大神を送り奉りしも此神なりき。鰭廣物鰭狹物を悉くに追ひ聚めて、天神の御子に仕へ奉らむ耶と問はれしも即ち天宇受賣命なりき(記傳十

二(史傳二十四)(書紀)されば日子番能邇邇藝命天降の時に際して最も勳功多かりしは女神にて御坐しとなり。

第六には石長比賣の例あり。天皇命等の御命の長く御坐されぬは、日子番能邇邇藝命が木花之佐久夜毘賣而己を留めて、石長比賣をば返し給ひしに由ると云ふ。一女性に係はることの爲めに、斯る重大の影響を天皇命等の御身に及ぼすとは實に驚くべき御勢力と云ふべし。殊に書紀一書に依れば、此事たる直接に石長比賣の御意志に出でしことなり。石長比賣が大に慙ぢて誼ひ給ひしに由れることなり(書紀二(傳記三十六)の三十四)。

以上の例證に由て觀るに、神代の女性は智勇に於て少しも男性に劣ることなかりし、卑屈杯云ふ御心は少しも御坐さざりしなり。往々は男性をも凌ぎ給ひしなり。天上天下の大事には常に夫に與かり給ひしなり。男性の神の事を爲し給ふに當ては大概女性の神の助を藉り給ひしなり。女性の神の御地位は男性の神の御地位に劣り給はざりし而已ならず、最上等の神は實に女性神にて御坐しとなり。

女神男神の御情交

神代に於ける男女の情交は、後世武家の世に於て士族社會杯に行はれし如き究屈

の女神男神
の御情交

なるものには決して非らずして、甚だ自由なるものにてありしなり。男女が夫妻と成るにも媒介を要し、若くは鄭重なる禮式を行ふ杯のことは無く、至て手輕なる方法の行はれし場合も少なからざりしが、父母と雖も他者の意志を以て、強いて某々の男女を夫婦に爲す杯のことは無かりしが如し。縦しや斯ることのありしにもせよ、其は至て稀のことにして、多くは本人同士の自由結婚とも云ふべきものにてありしなり。即ち史上に表はれたる實例に由て之を證明せん。

第一に起りたる男女情交の例は、申す迄も無く伊邪那岐命伊邪那美命の場合なり。此女男の神には、一は成不成合處一處在(他は成而成餘處一處在)と御互に知り給ひしかば、鵲鴛に習ふて最と無造作に麻具波比し給ひたり(史傳四(書紀二)の七)。是れ實に第一の結婚にして、然も最も自由なる結婚なりしなり。蓋し此第一の場合よりして、特り男女に結婚の自由ありし而已ならず、女子にも同様に結婚の自由ありしなり。特り男子に配偶選擇の自由ありし而已ならず、女子にも配偶選擇の自由ありしなり。

第二に、八十神及大國主神と八上比賣との御事件の如きも、雙方の御兩親は少しも與り給はずして、全く御本人同士の御事なりしなり。八十神及大國主神に於ては申

すに及ばず、八上比賣も「吾者不聞汝等之言將嫁大穴牟遲神」と言ひ給ひて、遂に御心の儘に、大穴牟遲神の妻と成り給ひたり(記傳十)(史傳十七)。八上比賣は配偶選擇の自由を有し給ひ、其の自由を行ふて八十神をば拒絶して、大穴牟遲神をば採擇し給ひしなり。

第三には、大穴牟遲神が御祖命の詔命の隨々根堅洲國に參り向ひて、須佐之男命の御所に到り給ひし時に、其の御女須勢理毘賣出見爲吟而相婚坐(記傳十)も、先づ御親の命の御承諾を得給ひ然る上にて相婚坐(記傳十)には決して非らず、全く御自身に御心にて相婚坐(記傳十)にてありしなり。而して若し當時斯る自由結婚が全く習慣に戻りしことなりしならば斯ることを犯し者若し其のこの露見せんには、必ず嚴しき懲戒を受くべかりしならん。されば若し斯る事情なりしならんには、如何なる女子も容易に斯ることは爲さざりしならん。然るに須勢理毘賣の御舉動は全く之れに反せしなり。須勢理毘賣は誠に事もなげに爲目合而相婚坐(記傳十)而已ならず、少しも憚り給ふ御様子も無く、「シャーンシャーン」として「還入向其父言甚麗神來」と云(記傳十)(史傳十七)。斯くて須勢理毘賣が甚麗き神なりと思召して相婚坐(記傳十)は、大反對にて、速須佐之男命が大穴牟遲神を常に惡みて、手を變へ品を變へて大穴

牟遲神を亡さんと爲し給ひしが、須勢理毘賣は大穴牟遲神に一々策を授けて、父神の計略を破らしめ給ひたり。此の際須勢理毘賣は少しも父神を恐れ給ふ御様子は無く、全く父神をば「飲み居給ひしが如し。實に御才氣の點に於ては、須勢理毘賣は却て速須佐之男命よりも遙かに優れ給ひしと思はるゝなり。然り而して種々策を授けて夫の神を助け給ひし上句に、父神の寢給ふときを窺ひて、其の御變を其の室の椽毎に結び著け、父神の大切に爲し給ふ御寶共を取り持たして、逃げ亡せんとするごとき夫に負はれて、遂に逃げ亡せ給ひたり。恐らくは是れも或は須勢理毘賣の御智略に出でしものならんが、兎に角須勢理毘賣の如きは配偶選擇の權を十分行ひて、自由結婚を爲し給ひし而已ならず、厭く迄でも其の主義を貫き給ひし者と云ふべきなり。成る程須佐之男命は黄泉比良坂に於て「我之女須勢理毘賣爲嫡妻而云々」と大穴牟遲神に謂ひ給ひしと云ふ事實はあれども、是れは既に御本人同士に於て御實行ありし所を父神に於て御批准に成りしに過ぎざるがごとし。若しくは其の重きは嫡妻に爲すべしと云ふ點にありて、妻にすることをこのとき改めて允許せられしにはあらざるがごとし。而して彼れに權理を許すよりは、寧ろ我が所望を少し命令然と彼に述べられたるに過ぎざるがごとし。されば大穴牟遲神と須勢理

毘賣との御結婚は純然たる自由御結婚なりしと云ふへきなり。(記傳十の(史傳十七以下)

第四は、千矛神即ち大穴牟遲神が高志國の沼河比賣を婚ひに幸行坐し、時にも、千矛神は先づ其の御親の許可を得給ひ、然る後に本人たる沼河比賣の御心を問はせらるゝ杯云ふ、廻り遠ほき途を採り給はずして、直接に打付けに短兵急に御本人に御情を通せられて口説き給ひしなり。又沼河比賣に於かせられても、先づ御親の許可を得給ふことの必要を述べ給ふ杯のことは少しも爲し給はずして、或は伊麻許曾婆知抒理邇阿良米能知波那抒理邇阿良牟遠杯と云ひ給ひ、或は阿遠夜麻邇比賀迦久良婆奴婆多麻能用波伊傳那牟阿佐比能惠美佐迦延豆多久豆怒能斯路岐多陀牟岐阿和由岐能和加夜流牟泥遠曾陀多岐多岐麻那賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛毛那賀爾伊波那佐牟遠阿夜爾那古斐牟許志夜知富許能迦微能美許登許登能迦多理基登母許遠婆と云ひ給ひて、即ち明る日の夜御合ひし給ひことなり。(記傳二十以下(史傳十九以下)以下(史傳三十九以下))

第五には、海神の女豊玉毘賣は、門の外の井の上の香木の上に甚麗しき壯夫坐す由を聞きて、出で見て、乃見感哈而白其父曰吾門有麗人との事實に由て考ふるに、

當時の男女の關係は決して嚴重なるものにはあざりしなり。若し嚴重なりしならば、門外に美男子あり杯と聞きて、國王の女にて御坐し、程の者が之を祝ん爲に門外迄で出で往かるゝ杯のことは御坐されざりしならん。假令ひ出で、之を見給ひしとするも、妄に目合杯爲し給ふことは御坐されざりしならんが、豊玉毘賣は特に無造作に斯ることを爲し給ひし而已ならず、其の父君も事なげに最と平氣にて「吾門有麗人杯と白し給ひたり。斯る事情に由て觀るに、當時に在ては男女の關係は決して嚴重のものに非らざりし而已ならず、結婚の如きも往々本人同士先づ心を通じ、親は其心に從て之を夫婦に爲し、如き風儀大に行はれしことと思はるゝなり。火遠理命と豊玉毘賣との御結婚の事情の如きは、當時決して非常のものには非らざりしならん。(記傳十七(書紀二)の二十(三十三)の)

神代には、自由結婚主義大に行はれしならん、女子にも配偶選擇の自由ありしならんと思はるゝ證據は、前陳せる如くなるが、又時としては自由結婚主義に反する如くに見ゆる事實無きにも非らず。結婚には豫め親の承諾を得るの必要ありし如く見ゆる事實無きにも非らず。須佐之男命が櫛名田比賣に直接に妻に成るの意向あるや否を尋ね給はずして、是汝之女者奉於吾哉と、先づ女の親に其意向を問ひ給ひし

が如きは、即ち自由結婚主義に反するが如く見ゆる事實の一なり(記傳九の十五)(史傳十五の三十五)。然れども是れ決して強き證據には非らざるが如し。須佐之男命が直接に本人に問ひ給はずして其の親に問ひ給ひしは斯く爲し給ふべき特別の理由に因りしが爲めなり。其の一は櫛名田比賣は當時尙ほ甚だ年少なりしことなり。老夫おきな與老女おきな二人おきな在而童女おきな置中おきな而泣おきなとあるに由て察するに、櫛名田比賣は尙ほ幼稚にして、結婚のこと杯に關しては未だ自ら御意見もあらざりし程にて御坐ししならん。斯る場合に於て本人の意向を問はずして親の意向を問ふは固よりのことならん。須佐之男命が斯く爲し給ひしも斯る事情に際して止むを得ざる所を爲し給ひしに過ぎざるならん。決して自由結婚主義の當時既に世に排斥せられしことを證するには足らざるものならん(記傳九の十四)(史傳十五の三十五)。又好しや櫛名田比賣は既に左のみ御幼稚には御坐さず結婚のこと杯に關しても全く御考の無かりしには非らざりしことするも、須佐之男命が御本人の御意向を問ひ給はずして、御親の御意見を尋ね給ひしこと最も當然なりし理由とも思しき者無きに非らず。其は他に非らずして、須佐之男命が足名稚の許に到り給ひし時に當て、櫛名田比賣は御兩親と共に居給ひしこと即ち是なり。須佐之男命は先づ櫛名田比賣而已を別に見給ふこと

の機會を得給はざりしこと即ち是なり。若し櫛名田比賣にして年頃の一婦人に御坐され、唯御一人にて門外にても泣き居給ひて、將に大蛇に喰はれんとし給ふ由を語り給ひて御坐ししならば須佐之男命が必ず相婚のことを本人に打ち付けて通じ給ひしならんと思はるゝなり。然れども實際當時の事情の如く、本人たる婦人が其の兩親の中に居給ふ如き場合に於ては、好しや其の婦人は既に年頃の者にて御坐さるゝも、直接に本人に問はんよりは、寧ろ其の親たる者に之を問ふが却て都合よきことにてあるならん。少なくとも或開化の度に達したる社會に於ては必ず之を都合好きこととするならん。されば須佐之男命が相婚のことを本人なる櫛名田比賣に問ひ給はずして、其の御親なる足名稚に問ひ給ひしは、或は右の如き理由に由りしものにして、強ちに當時の結婚は概して婦人の方に於ては、本人の承諾よりは寧ろ其の親の承諾を必要とせしこと云ふが如き習慣なりし故にはあらざりしならん。

然れども須佐之男命と櫛名田比賣の場合よりも尙ほ一層自由結婚は左のみ廣く行はれし習慣に非らざることを證明する如くに見ゆる事實無きに非らず。天津日高日子番能邇邇藝能命が笠沙の御前に木花之佐久夜毘賣に遇ひ給ひしかば、打ち

付けに「吾欲目合汝奈何」と詔り給ひしに、木花之佐久夜毘賣が「僕不得白僕父大山津見神將白」と答へ給ひしが如きは即ち斯る事實なり(記傳十六)(書紀二)此の事實に由て觀る時は、當時既に女子には配偶選擇の權無く、配偶は豫め父母の決定する處と成り居りし如く見ゆるならん。殊に此の場合に於ては日子番能邇邇藝命が木花之佐久夜毘賣の詞に由り、更に父神大山津見神に乞ひに遣はされしに、父神は大に歡喜びて木花之佐久夜毘賣而已ならず、其の姉石長比賣をも副へて奉られしことの如きは、當時の習慣にては配偶選擇の權は全く父親にありて、女子には其の自由少しも無く、女子は父親の意向通りに何人へなりとも遣はされし如き事情にてありしと思はるゝこともあらんが、此の一例を以て遂に斯る斷定を下さむは、決して適當なることには非らざるならん。若し當時女子には全く配偶選擇の自由無かりしか、否らざるも女子が自由に配偶を擇ぶが如きは、不良なる行とせらるゝ如き習慣の行はれしならば、日子番能邇邇藝命が木花之佐久夜毘賣に詔り給ひしが如くに、男子が女子に固よりのことの如くに打ち付けに「吾欲目合汝奈何」(記傳十六)(書紀二)と問はせらるゝ如きは決してあらざりしならん。畢竟當時自由結婚主義大に行はれ居りて、女子にも配偶選擇の權ありて、男子より打ち付けに女子に意向を通じて相婚す

るの習慣大に行はれしが故に、先づ豫め父親に問ふ杯廻り遠きことを爲し給はずして、直に本人に問ひ給ひし如きことは起りしならん。若し自由結婚主義は全く行はれ居らずして、配偶の選擇は全く父親の心一つにありし如き事情ならば、日子番能邇邇藝命の如く少しも耻る色なく、男子が打ち付けに女子に意を通ずることにはなかりしならん。日子番能邇邇藝命は必ず先づ大山津見神の許に御意を通じ給ひしならん。日子番能邇邇藝命は決して當時の習慣に戻りて不品行のことを爲し給ひしにはあらざるならん。然らば木花之佐久夜毘賣が「僕不得白僕父大山津見神將白」と答へられしは奈何との疑問起らんが、是れには種々の原因の想像し得べきもの無きに非らず、種々の情實の爲めに女子が直に男子の心に從ふことを好まずして、殊更に親の心を先づ確かめ、親の心の如何に依て決することを好みし如きことも往々ありしならん。其の事情とは或は生來溫順なる性質にして、何事に於ても我が心を以て決することを爲さず、都て兩親の心の儘に爲さんとする如き習慣、或は男に挑まるゝに當り其の心に從ふことの利害を俄に決斷すること能はざるが爲め、先づ經驗に富む兩親の心を知らんとすの意志、或は自らに於ては男の心に從ふの意無きも、去りて打ら付けに斯くはね付くることを欲せず、恰かも親が拒

絶するが如くに爲さんとの願望、或は豫じめ親の承諾を得るに非らずんば、多分の持參物(Dowry)を親より受くることの望無きこと、或は未婚の姉杯ありて、妹が先きに相婚することあるに於ては、姉の嫉妬心の爲めに困難の生ずる恐れある事、殊に兩親に於ても、姉女の幸なくして未婚にて居ることを深く憐むこと等なり、斯る事情の爲めに、女子が男子にいざまるゝも、直に返答を爲さざりし如き場合も往々ありしならん、楮木花之佐久夜毘賣が「僕不得白云々」と白をされし理由は如何なりしやと云ふに、恐らくは未婚の姉のありし爲め、萬一家内に風波の起ることもあらんかとの念慮に出でしことならんか、思ふに石長比賣の尙ほ未婚なりしは、或は其の甚た凶醜あやむかりしが故ならん、年頃に成りても配偶を求むる男のなき女を持ちたる兩親の悲歎は、當時に於ても今日の如くもありしと思はるゝなり、凶醜あやむきが爲めに石長比賣に相婚する男のなきことは、其の兩親の常に心痛の種にてありしならん、且つ醜婦は嫉妬心の強きが常なれば、容色勝れたる其の妹の男に悪想せらるゝ杯の事を聞かんに、其の嫉妬の爲めに必ず一大風波を惹起しゝならんとは、木花之佐久夜毘賣が熱く知りたる處ならん、木花之佐久夜毘賣が「僕不得白云々」と白をししは、或は斯る事情の爲めに、ありしならん、楮又本居は、木花之佐久夜毘賣の「僕不

得白云々」は建御雷神の問にして、大國主神の答に「僕者不得白我子八代事代主神是可白」と白をされしことと同じことと云へり、果して全く同じとすべきや否やは俄に斷じ難しと雖も、大國主神とても決して御自分には御諾否の權少しも無く、全く二柱の御子達に而已存せりと云ふの意にて、僕者不得白と白をされしには非らざるならん、實に事代主神及び建御名方神の承諾を得給ひし後、建御雷神は更に大國主神の心を尋ね給ひしに非らずや、而して又大國主神は「僕子等二神隨白僕之不違此章あはれむ原中國者隨命既獻也云々」と白をされて、御自分にも御承諾に成りしに非らずや三十四の史傳二十(書紀二)三十五(三)の十九(四)。若し僕者不得白とあるを以て、諾否の權は全く二柱の御子達に歸し居りしものと做し、父神には少しも其の權御坐されざりしとせば、建御雷神が斯る不必要の御手数数は決して掛け給はざりしならん、されば好しや木花之佐久夜毘賣の「僕不得白」は大國主神の「僕者不得白」と同じとするも、木花之佐久夜毘賣に全く配偶選擇の權御坐されざりしとは云ふべからざるなり、何んとなれば父神の御承諾の必要なりし而已ならず、尙ほ其の上に毘賣の御承諾も必要なりしと云はざるを得ざればなり、是に由て之を觀るに、毘賣の「僕不得白僕父大山津見神將白」と白をされしを以て、當時既に自由結婚主義は輿論の決して許さざる所にして、女

子には配偶選擇の權無き習慣に成り居りしならん杯と、一概に斷定せんとするが如きは、大なる間違と云はざるべからず。而して右の如く神代に於ては自由結婚主義行はれし而已ならず、往々は甚だ簡便無作法にして猥りなりし如くなりしと雖も、結婚は元來天神の命以て伊邪那岐命伊邪那美命の二柱の神に此の多陀用幣流國を修理固めなせと詔りごち給ひしに基因することなるが故に、形式の無造作なるには係らず、神聖のものなりし事は疑ふべからざるなり。

一夫多妻の制及び貞節

神代神等の間には一夫多妻の制度行はれしことは事實に徴して明なる所なり。建速須佐之男命は初め足名椎の女櫛名田比賣に娶ひ給ひしが、後に又大山津見神の女神火市比賣に娶ひ給ひたり(記傳九)。大國主神は第一には縉羽の八上比賣に婚ひ給ひ(記傳十)、第二には須佐之男命の女須勢理毘賣と相婚ひ給ひ(記傳十)、第三には高志國の沼河比賣に御合ひし給ひ(記傳十一)、第四には胸形與津宮に坐す神多紀理毘賣命に娶ひ(記傳十六)、第五には神屋櫛比賣に娶ひ給ひ(記傳六十一)、第六には八島牟遲能神の女鳥耳神に娶ひ給ひたり(記傳六十二)。大年神は(記傳一五十一)、第一には神活須毘之神之女伊怒比賣に娶ひ、第二には香用比賣に娶ひ、第三に

一夫多妻の制及貞節

は天知迦流美豆比賣に娶ひ給ひたり(記傳二十八)。又大山津見神が石長比賣と木花之佐久夜比賣とを同時に日子番能邇邇藝命に奉られたるが如きも當時多妻の制の行はれたる一證なり(記傳十六)、(書紀二)。

右等の例に由て觀るに、神代神達の社會に於ては、多妻の制行はれしこと疑ひなく、男子は幾人でも好める女に娶ふの習慣なりしが如し。而して女子の方に於ては如何なりしやと云ふに、女子は固より一人ならでは夫とては有るべからざるの掟にて、前陳せる如く當時自由結婚主義大に行はれ、女子にも配偶選擇の自由多くありしとは雖も、若し一旦夫の定まりたる上は、決して他の男に交るべきに非らざるは勿論のことにて、貞節は神代の當時より我邦婦人には最も大切なる道にして、且つ最も能く守られたる所なりしが如し。大國主神が將に倭の國に上り坐さむと給ひし時に、須勢理比賣の詠み給ひし御歌の如きは、即ち此事に關して最も價値ある證據を與ふるものなり。即ち比賣は、夜知富許能加微能美許登夜阿賀游富久邇奴斯許曾波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐淤知受和加久佐能都麻母多勢良米と歌ひ給ひたり(記傳四十一)、(史傳三)。至る所に妻を持つことは當時男性に固有の風儀なりしこと明なり。若し特り大國主神の御特性なりしか、若し

くは或る男性に而已固有せることなりしならば、阿賀湯富久邇奴斯許曾波遠邇伊麻世波とは云ひ給はざりしならん。斯く云ひ給ひしを以て觀れば、八千矛神の至る處に妻を持たせらるべき者と毘賣のせられしが如きは、其の八千矛神にて御坐されし故に非らずして、其の男性にて御坐されし故なりと知らるゝなり。神代の神達も後世人類と同様に男性の者は隨意に幾人なりとも女と通ずるの自由御坐されしと疑ひなきが如し。之に反して女性は一度夫を擇みたる上は、他に夫とてはあべからずとの主義は、既に神代の當時よりの風儀なりしことも亦須勢理毘賣命の御歌にて最も明に證せらるゝなり。何んとなれば須勢理比賣命は、阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐豆遠波那志と曰ひたればなり(記傳十一)(史傳三)。女性は假令夫に乘てらるゝも、一夫の外に夫はなしとは、神代のむかしより我邦の風儀なりしこと明なり。

されば男子には多妻あれども、女子には一夫より外には無しと云ふが、神代の風儀なりしことは、須勢理毘賣命の御歌の趣にても充分なるが、尙ほ其の外にも一の甚だ大切なる證據あり。其は木花之佐久夜毘賣が御妊身の由を日子番能邇邇藝命に白をし給ひし時に、日子番能邇邇藝命の詔ひし、佐久夜毘賣一宿哉妊是非我子必

國神之^{くにかみつのかみ}子^ことの御詞なり(記傳十六)(書紀三)。當時女子にも多くの男女と通ずること

を許し、如き風儀なりしならば、懷妊しても誰の子なりと云ふことは知り給はざりしならん。木花之佐久夜毘賣の如くに斷して是天神之御子私不可産(是はあまのついでたかしくみはつるべきにあらず)。給ふことは御坐ざりしならん(記傳十六)(書紀三)。若し又女子も多くの男子に通ずるの風儀ありて、其の子は其の通じたる男等の共有の如き者にてありしならば、日子番能邇邇藝命の白をし給ひし如く、是非我子必國神之子(是非わがこ必くくにかみの子)。杯と區別を立てらるゝことは御坐されざりしならん。且又日子番能邇邇藝命の此御詞は御譴責の意味を含めるものにして、即ち我子に非らざる者をば我子なりと云ふ可怪ぬことなりとの御主意なりしが如し。加之木花之佐久夜毘賣が吾妊之子若國神之子者産不幸(わがはらむのこ若くはくにかみの子はうぶにあらざれば)。若し木花之佐久夜毘賣が日子番能邇邇藝命より外の神の子を妊み給ひしならば、其は不正のことにて御坐されしならん。木花之佐久夜毘賣の御詞の意は、毘賣は固より他の神の子を妊むべき筈には非らざるに若し貞節を破りて他の神の子を妊みし譯ならば、産不幸(うぶにあらざれば)のことなりしは明なるが如し。而して毘賣は斯る不正のこの御坐されざりしことを證する爲めに、彼の Oideal を行ひ給ひしにてありたり。實に此の事件

の如きは、神代の當時より、女子には一夫より外には夫は無く、夫ある女の決して他の男に身を任すべき者に非ざるの風儀行はれしことを、殊に證明するに足るものなり。

神代に於て、男性と女性とは上の如く實に不權衡の地位に立ちし者なりしが、女性はこの不權衡なる風儀を當然なりとして、少しも不平がまじきことはあらざりしかと云ふに、決して然りしに非らず。斯る不權衡は女性の決して喜はざりしことなるは、彼の須勢理毘賣の御歌に由て明なるが如し。何となれば、後の御歌は女性は一夫の外には夫とては無きに、男性は之れに反して到る處に妻を持ち給ふことあるを歎息し給ふ御趣意を述べられたるものなればなり。而して當時の女性は只管柔順を旨とし、如何に不平のことあるも決して色には表さざりし如きものには非らずして、不權衡の返報としては往々劇しき嫉妬心杯を發して夫をも困しめ、若くは不平を唱へ苦情を鳴らし、男性の我儘を制さんと勉めし如き氣性の者も、決して尠なからざりしが如し。即ち須勢理毘賣の如きは最も顯著なる一例にて御坐しとる。

一夫多妻の制度と男尊女卑との關係

一夫多妻の制度と男尊女卑との關係

偕て神代に一夫多妻の習慣の行はれし當時は、男尊女卑の有様ありしにあらずやとの疑問は必ず起る者ならむ。固より一夫多妻の習慣は男尊女卑の一條件なるには相違なきなり。去り乍ら此の一條件の存否を以て、概括的に男尊女卑の如何に關して斷定を下す事は出來ざるならむ。何んとなれば此の一條件に於ては男尊女卑の如く見ゆるも、他の條件に於ては男尊女卑の事情無き事あるべければなり。假令へば一夫多妻の習慣行はるゝ社會に於ても、親は男子と女子の間に尊卑の別を立つる如き事無き事もあらむ。一夫多妻の行はるゝ社會に於ても、相續權に關しては男子と女子との間に區別無きことあらむ。一夫多妻の行はるゝ社會に於ても、女子は特に家内に於て重要な地位を占むる而已ならず、又社會に出でても男子と同様に重要な地位を占むる事もあらむ。一夫多妻の習慣の行はるゝ社會に於ても、子に對しては男子なると女子なるとの別なく、母親は父親と同一の權威を有することもあるべし。又一夫多妻の習慣の行はるゝ社會に於ても、夫婦の愛情の甚だ高尚なるものあるべし。又一夫多妻の習慣行はるゝ社會に於ても、其の行はるゝ範圍にも頗る廣狹あることにて、或る社會に於ては特に其の小部分の中に而已行はるゝに過ぎざる事あり、又同じく一夫多妻なれども、其の種類には種々ありて、劣等なる者

もあれば優等なる者もあり、斯の如く數多の事情あるが故に、某會社に一夫多妻の習慣行はれ居ることの單純なる理由を以て、漠然と男尊女卑の事情ありしことを主唱せんとするが如きは、決して合理的の仕方にはあらざるなり。縦じや男尊女卑の事情ありしにもせよ、固より其の輕重多少を探究せずむばあらざるなり。男尊女卑は決して常に同一の度合の者には非らざるなり。

神代に一夫多妻の習慣の行はれ居りし事は前陳せし如くなるが、其れよりして男尊女卑の事情の如何を斷定せむ前には、先づ豫め前記の他の諸事情を審査せずむばあらざるなり。第一には、神代に在ては父母は男子と女子との間に尊卑の區別を立てしか否を探究せずむばあらざるなり。此の間に關して參考と成るべきは、伊那那岐命と其の御子等との御關係、須佐之男命と其の御子等との御關係、大國主命と其の御子等との御關係、大山津見神と其の御子等との御關係、海神と豐玉毘賣との御關係等なり。夫れ伊那那岐命は夥多の御子を生み給ひしが、其の中にて貴子なりとて太く歡喜よろこび給ひしは、天照大御神、月讀命、建速須佐之男命の三柱にて御坐しき。而して此の三柱の御子の中に、最も高き位置を受け給ひしは、即ち女神なる天照大御神にてありしなり。されば伊那那岐命に於ては男性女性の異同の爲めに御子

等に尊卑の別を立てられし事はなかりしと思はるゝなり(書紀一) (記傳七) (史傳七) (須佐之男命にも夥多の御子御坐ししが、其の中にて父の命と最も多く關係を有し給ひし而已ならず、遂に父の命の貴重の御寶物なる生大刀生弓矢天詔琴等を得給ひしは、男性の御子に非らずして女性の御子須勢理毘賣の日子遲神にぞ御坐しける(記傳十) (史傳十七) (四十四) (の四、九)。されば須佐之男命も男性の御子より女性の御子をば輕卑せられしとは見えざるなり。大國主神の御子等に就て考ふるに、皇孫に葦原中國を奉る事に關して、大國主神が先づ豫め存意を問ふの必要ありとせられしは、男神なる八重事代主神と建御名方神たけのみかたののみかたにてありしが故に(記傳十) (の八)、一通り考ふる時は、大國主神は男性と女性との別に由て御子等の間に尊卑を立てられし事の如くに見ゆるならんが、大國主神の男性の御子には尙ほ阿遲鉏高日子根神あぢのきこねの如くに御氣性も優れ給ひし者御坐したれども、其の御存意は問ひ給ふことなく、特に八重事代主神と建御名方神とに而已問ひ給ひし事に由て考ふるに、此の二柱の御子を重せられしは、其の男性にて坐まじし故に非らずして、他に特別の事情ありし爲ならむ。而して阿遲志貴高日子根神と其の妹高毘賣たかひいとの間に、大國主神が男女の異同の故を以て尊卑の別を立てられしとの證據は見當らざるなり。却て高毘賣は大國主神の御子等

の中にては頗る重要な位置を有し給ひし者と思はるゝ如き事情なきにあらず。其の事情とは天若日子が高毘賣を娶とり、其の父大國主神の國を獲むと慮り給ひし事なり(書紀二) (記傳十三) (史傳二十) (史傳二十九)。畢竟下照比賣が卑賤なる位置に居給はざりしが故に、天若日子が之を娶とり、大國主神の國を獲むと慮り給ひしにてありしならん。若し下照比賣が卑賤なる位置に居給ひしにてありしならば、下照比賣を娶とり給ふことは却て天若日子の御不利にてありしならん。是れは固より強ち然りしならんと云ふには非らざれども、須勢理毘賣と須佐之男命との御關係よりして考へても、下照比賣は大國主神の御家族の内にて特に卑賤なる位置に居給ひし者と思はれざるなり。又大山津見神と其の御子等との御關係に就て觀るに、大山津見神は天之狹土神國之狹土神以下數多の御子等御坐しゝが、其の御子等の中にて少くとも史上に顯はれたる所にては、最も著しき事件の起りしは、木花之佐久夜毘賣と石長比賣と二柱の女性の御子にて御坐しゝなり。男性の御子等の中にて史上に稍々著しき記事の遺り居るは足名椎なるが、足名椎の御位置と木花之佐久夜毘賣及び石長比賣の御位置とに就て考ふる時は、當時は却て女尊男卑の習慣ありし如くにも思はるゝならむ。木花之佐久夜毘賣と石長比賣とは共に皇孫の御妻に成り得給

ふべきの高位に居給ひしが、足名椎は大山津見神の御子にて御坐しゝと雖も須佐之男命の宮の首と成りて喜びて居給ひし者と思はるゝなり(記傳九) (史傳十五) (三十八) (四十九)。次には海神と豊玉毘賣との御關係に就て考ふるに、海神には幾柱の御子等御坐しゝかは知れざれども、兎に角豊玉毘賣は海神の御家族中にて頗る高き地位を占め居り給ひし者にして、父神の甚だ大切に思ひ給ひし御子なりしと思はるゝなり。以上の實例に由て觀るに、神代に於ては御親が男女の異同の故を以て御子等間に尊卑の別を立てられしと思はれざるなり。去り乍ら天照大御神より豊玉毘賣に至るまで女性の御子等の御地位の高かりしは、是等毘賣等に特別に固有なる事情の爲めに非らざりしとは固より斷言し難しと雖も、須勢理毘賣の優れたる御器量ありし事實及び下照比賣に稚國玉の御稱名ある事(記傳十) (書紀二) (五十八) (二)を除きては、確かに特別の事情と認め得べき事も在らざるが如し。

相續權に就ても、天照大御神が御親の命の御頸珠及び高天原を授かり給ひし事に由ては、伊邪那岐命の夥多の御子の中にて、動産及び不動産の最も大切な者の御相續者は男性の御子に非らずして、女性の御子に坐まじゝ事を知るに足らむ。須佐之男命が御女の夫なる大國主命に生大刀生弓矢天詔琴等を授け給ひしが如きは、

其の御女の爲めの故に坐しよと思はるれば、是れも亦女子に相續權ありし事の
 證ならむ(四十五)の(五十七)天若日子が大國主神の女下照比賣を娶むとし亦其の
 國を獲むと慮り給ひしこの事に關しては、本居も篤胤も、下照比賣は父神の御名の
 大國魂に對へて稚國玉てふ名をしも負ひたるは、女神ながら父神を輔けて國經營
 に大なる功ぞ有りけむ。されば當時威勢も有りけむ。故に今天若日子此の國を獲む
 と欲ふ心から此の神をも娶りけらしと云へり(二十三)の(二十二)されば大國主
 神は此國を皇孫に奉る事に關しては、特に事代主神と建御名方神の御存意を尋ね
 給ひしと雖も、實際は却て此の比賣にこそ御相續の權は多く御坐しよと思はるれ。
 又大山津見神が其の女共を皇孫に奉る時に百取の机代の物を持たしめし事(十六
 十)の(十五)及び海神が火遠理命に豐玉毘賣を婚はせ奉る時に百取の机代の物を
 具へし事(二十七)の(二十三)の如きは、共に神代に於ての婚嫁に際しては、親の財産
 を分ち與ふるの習慣ありし事を證するに足らむ。右等の事情に由て觀る時は、神代
 に於ては、財産相續の權は特り男子に而已存せし事にて女子には全く在らざりし
 とは決して云ふべからざるが如し。
 女子が社會に出でよも男子と同様に大切な事件に與り重要な地位を占めしこと

は前述の事實に由て明かなれば、再び之れを述ぶるを要せず。故に次には子に對す
 る母親の地位は如何なりしかを論せむ。第一に考ふべきは伊邪那美命と其の御子
 等との御關係なり。伊邪那美命と其の御子等との御關係は如何なりしか知れざれ
 ども、中には大いに其の事情の知れたるものあり。例へば八種の雷神に對して、伊邪
 那美命は男神が其の御子等に對して有せられしところと同一の御權威を有し給
 ひしは疑なきが如し(六)の(十三)。又僕者欲能妣國之堅洲國故哭と白し給ひし(七
 十五)の(七)速須佐之男命に對しては、伊邪那美命は伊邪那岐命と同様の
 御親權を有し給ひしことと思はるゝなり。又女神なる天照大御神が正勝吾勝勝速
 日天之忍穗耳命天之菩卑能命天津日子根命活津日子根命熊野久須毘命等の御子
 等に對して有し給ひし御親權は、男神なる速須佐之男命が多紀理毘賣命市寸島比
 賣命多岐津比賣命等の御子等に對して有し給ひし御親權と同等以上に御坐しよ
 ならむ(七)の(七)。大國主神の御身を能く保護し給ひし其の御祖の命刺國
 若比賣の命には大國主神は克く從ひ給ひしなり(三十一)の(三十七)。足名稚手名稚が
 甲乙無しに櫛名田比賣を愛み給ひし而已ならず、櫛名田比賣も甲乙無しに御兩親
 に事へ給ひしと思はるゝなり。御兩親も亦同様にありしならん(二十九)の(二十五)。

されば神代に於ては親權杯も固より判然とは定まり居らざりしことならむが、親權は全く父親而已有する所にして母親には子に對して少しも權勢無かりしこと云ふ如き事情は決してあらずして、母親にも随分權力ありしこと疑ひ無きことならむ。

一夫多妻の習慣の行はるる國と雖も、夫妻の情愛の深厚優美なる者無きに非らざるなり。即ち神代に於ける夫妻の情愛の如きは斯の如き者にてありしなり。伊邪那美神が火神を生み坐せるに因りて遂に神避坐し、かば伊邪那岐命は愛我那邇妹命乎易子之一木乎と謂り給ひて、御枕方に匍匐ひ、御足方に匍匐ひて、哭き給ひし而已ならず、御佩せる十拳劔を抜きて其の子迦具土神の御頸を斬り給ひしが、其の妹伊邪那美命を相見まく欲して、遂に黄泉國に追ひ往て坐しとなり(記傳六)(史傳五四)(書紀一)。伊邪那岐命の伊邪那美命に對する御愛情は實に深厚なりとなり。一夫婦の習慣在る社會に於ける夫婦の情愛も是に過ぐる事はあらざるならむ。大國主神と須勢理毘賣との御情愛に關しては、一時は須勢理毘賣の嫉妬を厭ひて大國主神が倭國に上らむと爲し給ひし如き事はありたれども(記傳十一)(史傳二)(書紀一)。最初雙方御隨意の相婚に起り(記傳三十)(史傳三十一)(書紀一)。成熟して大國主神の須勢理毘賣を負ひて

御逃出と成り(記傳十四)(史傳十七)。終に宇岐由比して宇那賀氣理豆鎖り坐し、由て觀るに(記傳十六)(史傳十九)。中頃は一時面白からぬ御中となりしにもせよ、此の夫と妻との御情愛は一夫一婦社會に於ける夫婦の情愛に劣る者には非らざりしならむ。又八年の間下照比賣と共に居給ひし天若日子(記傳十六)(史傳二十二)と下照比賣の間の御情愛、及び豐玉毘賣と三年住み給ひし火遠理命と豐玉毘賣との間の御情愛の如きは(記傳十七)(書紀二)、何れも皆甚だ深厚に坐し、ことと思はるるなり。されば神代に一夫多妻の習慣行はれ居りしことは雖も、夫婦の情に至りては甚だ優美深厚の者にして、一夫一婦の習慣ある社會に於ける所と大差違は無かりしと思はるるなり。

次に此の問題に關して研究すべき要點の一は、一夫多妻の習慣は行はるるも、其の性質は果して如何なりしか、其の行はれし範圍の廣狹は如何なりしかと云ふの疑問なり。神代に行はれし一夫多妻の制度は決して進化の初段階に在りしものには非らざるが如し。何んとなれば數多の妻の在る場合に於ても、嫡妻とて其の中には一人特別貴重の地位を占め、他の妻に比して大に優りたる權力を有せしもの有りたればなり。早晩に進化して一妻多妾の制度に變せんとしつゝ在りしものなり。須

勢理毘賣命の如きは即ち大國主神の嫡妻にて御坐ししが須勢理毘賣と大國主神及び其の他の妻等との御關係に由て觀るときは神代に於ける嫡妻の地位及び權力の如何なりしかは察知し得らるゝならむ神代に於ける一夫多妻の制度は既に大に制限付き居りしことにて、下等なる性質のものには非らざりしなり。又神代に於ては一夫多妻の制度行はれ居りしも、其の行はれしは頗る少數者の中のことにして、多數者の中に行はれしに非らざるが如し。神には數多の妻の御坐ししものもあれば、亦一柱の妻の外は御坐さざりしものも無きに非らず。例へば伊邪那岐命には伊邪那美命の外に如何なる御妻の御坐ししか、少なくとも史上に表はれたるどころにては伊邪那美命の外には御妻は御坐さざりしなり。事實も全く其の如くにてありしならむ。又一夫多妻の習慣の行はれしは貴族社會に多くして平民社會には少なかりしならむ。即ち速須佐之男命及び大國主神の如きには數多の御妻御坐ししなれども、足名椎には手名椎の外御妻の御坐ししこと史上には見えざる而已ならず、足名椎が僕名謂足名椎妻名手名椎女名櫛田比賣と言ひ、亦我之女者自本在八稚女云々と言ひしが(記傳九)史傳十五(昔紀一)の他に反對の證據無き限りは、足名椎の女八稚女は皆手名椎の生みしところならむとするは、決して不當なる斷定

に非らざるならむ。又足名椎と手名椎との間には一夫一婦の關係行はれて、借老同穴の契り在りしことと見做すも、強ち不當のことには非らざるならむ。而して當時の社會は平和的のものなりしが故に、一夫多妻の關係は唯々僅少なる者の中に行はれしことにして、一般には足名椎と手名椎との如き夫婦の有様行はれし事と思はるゝなり。茲に神代に於ける一夫多妻の性質を研究するに際して、大いに參考となるべき者無きに非らず。其は他に非らず、大國主神が將に倭の國に上り坐さむと爲し給ひし時に、其の嫡后須勢理毘賣が歌ひ給ひし御歌の中に在る、夜知富許能加微能美許登夜阿賀淤富久邇奴斯許曾波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐淤知受利加久佐能都麻母多勢良米阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐豆遠波那志那遠岐豆都麻波那斯云々との御語なり(記傳十一)史傳三(須勢理毘賣の此の御語に由て觀る時は、既に前陳せし如く、當時の習慣にては女子には一人より外に夫は有る間敷き事なりしも、男子に至りては幾人にも妻を持つ事のありしは固より疑ひなきなり。然れども此の御語は、當時の男子には必ず數多の妻ありし事を證據立つるものに非らずして、寧ろ、男子は幾人なりとも妻を持つことの出來し者なる事を證據立つる所ならん。此の御語は、當時の男子の多數に多妻ありし

事を證する者には非らざるなり。就中注意すべき御語は、宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐淡知受和加久佐能都麻母多勢良米との御語なり。何んとなれば此の部分の熟く詠味せんには、當時の一夫多妻の性質に關して、大いに發明する所あるべければなり。即ち此の部分に由て知り得べき事は、當時の男子は到る處に於て妻を持つ事ありし者なる事の事實なり。當時の男子は同じ場所に於て數多の妻を持ちし者なりと云ふ事實はあらざるなり。汝命こそは男にて坐させば島の崎々磯の崎々いづこにもいづこにも遺る處なく妻を持つ御坐らめ(記傳四十九)と云ふが如き語に由て存在を證據立てる所の一夫多妻の制度は、男子が同一の場所に於て數多の妻を持つ如き一夫多妻の制度とは大いに其の性質の異なる者なり。須勢理毘賣の此の御語に由て按ずるに、當時の習慣に於ては、男子が同一の場所に於て數多の妻を持ちし事はありたるにもせよ、其は割合に稀の事にして、通例は一所より一所と種々の地方へ移り行き給ふ時に當て、其の場所々々に於て妻を持たせらるゝ如き事情なりこと思はるゝなり。例へば大國主神は稻羽に於ては八上比賣に相婚ひし給ひ、根堅洲國に於ては須勢理毘賣に相婚ひし給ひ、高志國に於ては沼河北賣に相婚ひし給ひ、胸形(むねかた)に於ては多紀理比賣と相婚ひし給ひしなり(記傳七十六)

五十一の(記傳五十一)天若日子は天に於ては既に御妻の御坐しに拘らず、葦原中國に降り給ふに當ては又下照比賣を娶とし給ひしなり(記傳十三の二)、(史傳二十一の二)、(書紀三)斯の如く種々の場所に到るに當て、其の場所に於て妻を持つ事は随分廣く行はれし事なるも、同一の場所に於て數多の妻を持つことは、却て僅少の場合に於て行はれし事ならむ。大山津見神が木花之佐久夜毘賣と石長比賣とを共に日子番能邇邇藝能命に奉られし事に由て觀るに(記傳十六)、(書紀二)同一の場所に於て數多の妻を娶へしが如き事の當時在りし事は固より疑ひなき所なれども、斯る例は割合に稀の事なりしならむ。又八上比賣を大國主神が因幡より出雲に奉て來ましき事に由て觀るに(記傳十の)、(史傳十七)某の地に於て娶りたる妻を他所に移轉するに際し率て往きし事は往々在りし事ならむ。是れとても決して必ず行はれし事ならざらむ。例へば日子穗穗手見命が海神の國より此の國に歸へり給ひし時に當ては、豊玉毘賣を奉て來給はざりしなり。されば同一の場所に於ては一人の妻有るが神代に於ける一夫多妻の常則なりしならむ。天若日子が大國主神の御所に八年居給ひし間は、下照比賣の外に妻を持ち給ひし事は史上に見えざるなり。少くとも天若日子が高木神の衝き返へし給ひし矢に中りて死せ給ひし時に聲を發して哭き給ひしは

下照比賣御一人なりしが如し(記傳十三(史傳二十一)の二紀三)又火遠理命が海神の國に三年住み給ひし間には、豐玉毘賣の外に尙ほ妻を有ち給ひしとも思はれず、二二年雖住恒無歎今夜爲一大歎若有何由故と豐玉毘賣の白を給ひし事由て觀るに(記傳十七)二十四)火遠理命は三年の間毎夜必ず豐玉毘賣と共に御寢坐しし事疑ひなき事實なるが如し何となれば若し三年の間毎夜必ず豐玉毘賣と共に御寢坐しし事御坐さざりしならば三年雖住恒無歎云々と豐玉毘賣の白を給ふことは決して御坐さざりしならむ。若し果して火遠理命は三年間毎夜必ず豐玉毘賣と御寢坐しし者とせば、火遠理命が三年海神の國に住み給ひし間は豐玉毘賣の外に他には御妻は御坐さざりし事と認定するも決して不當の斷定には非らざるならむ。斯る事情に由て察するに、神代に行はれし一夫多妻の習慣は男子が同一の場所に於て數多の妻を娶るを重もの事と爲さずして、一つの場所より他の場所へ移住するに當て、更に新婦を娶る事あるの習慣なりしと思はるなり。

是に由て之を觀るに、神代に一夫多妻の習慣行はれしは事實にして、此の點丈に於ては大に男尊女卑の事情存在せし如く見ゆる事は掩ふ可からざる事實なれども、一夫多妻の習慣は男尊女卑の一條件に過ぎざる事を忘るべからず。又同じく一夫多妻なるも種々の點の異同に由て互に優劣あり得べき事をも知らざるべからず。即ち神代の一夫多妻の習慣に伴ふて存在せし事情に關して、上に縷述せし所を略言せむに、第一、神代に於ては一夫多妻の習慣行はれしと雖も、父母は男性の子と女性の子との間に尊卑の別を立てざりしなり。第二、神代に於ては一夫多妻の習慣行はれしと雖も、相續權は男子にも女子にも在りたり。第三、神代に於ては一夫多妻の習慣行はれしと雖も、女子は家内に於て而已ならず社會に出でても重要な地位を占めし者なり。第四、神代に於ては一夫多妻の習慣行はれしと雖も、男子と女子との別なく、子に對しては母親は父親と同様の權勢を有せし者なり。第五、神代に於ては一夫多妻の習慣行はれしと雖も、其の行はるる範圍は廣き者に非らざりしなり。第六、神代に於ては一夫多妻の習慣行はれしと雖も、其の性質は劣等の者には非らざりしなり。されば一夫多妻の習慣を以て直に男尊女卑の證據なりと云はば格別、大體の事情に由て觀る時は、神代に於ける女子の地位は頗る高等の者なりしは疑ひ無きが如し。

近親結婚

神代には近親同士の結婚往々行はれ、近き血續きの者近き縁者同志にて夫婦になることも珍奇きことにはあらざりしなり。須佐之男命は足名稚の女櫛名田比賣に娶ひ給ひしが、又櫛名田比賣の伯母にて御坐し、大市比賣にも娶ひ給ひたり。而して神大市比賣の父大山津見神は須佐之男命とは兄弟にて御坐し、が故に、神大市比賣は即ち伯父に相婚ひし給ひたるなり。又須佐之男命が櫛名田比賣を以て久美度に起して生ませる御子八島士奴美神は大山津見神の女木花知流毘賣に娶ひ給ひたれば、即ち父子にて姉妹をば妻にせられたるなり。(記傳九)又大山津見神が其の女木花之佐久夜毘賣を日子番能邇邇藝命に奉りし而已ならず、佐久夜毘賣の姉石長比賣をも副へて奉りしことに依て察するに、當時は特り多妻の制行はれし而已ならず、往々數多の姉妹を同時に妻になすことも行はれし所にして、斯ることを不道德のこととするの觀念は未だ存せざりしが如し。(記傳十六)(書紀三)又當時の習慣として實に姨あやめ杯さいに婚姻することは少しも奇異と思はざりし處なりしと見えて、天津日高日高波限建鷓草葺不合命は其の姨玉依毘賣に娶ひ給ひしなり。(記傳八十七)(書紀二)

婚姻の種類

神代の婚姻には、今日の婚姻の如くに、男の方に女の來りしものもあれば、又女の方に男の往きしものもありたり、而して女の許に男の往きて娶ひせし時と雖も、男の去る時は其の女は男と共に往きし如き場合も往々行はれしが如し。例に就て之を見るに、速須佐之男命の櫛名田比賣に娶ひし給ひしは、出雲國須賀の地に新に宮を作りて娶ひし給ひしことなれば、即ち此の婚姻は男の方に女の往きしなり。(記傳八)(史傳十五)(書紀一)八十神は稻羽の八上毘賣に婚ひせん爲めに其の許に到り給ひしが、遂に其の目的を達し給はざりき、而して大國主神が遂に八上毘賣に婚ひしることを得給ひしが、蓋し先の御期は八上毘賣の御許に於てありしことならんが、其の婚ひし給ひしは大國主神の御許に於てなりしと思はるゝなり。實に大國主神は八上毘賣を率て出雲に來ましゝなり。(記傳十)(六十六)大國主神は黄泉國なる速須佐之男命の御許にて須勢理毘賣に婚ひし給ひしが、其の黄泉國を去り給ふ時には毘賣も共に御親の許を去りて、遂に夫と共に出雲國に來まして住ひ給ひしなり。(記傳十八)(史傳二)大國主神が高志國の沼河比賣に御合ひし給ひしは、毘賣の御許にてありしなり。(記傳十一)(史傳五十九)天若日子が大國主神の女下照比賣に娶ひし給ひしは、即ち大國主神の御許に於てなりしならん。(記傳十三)(史傳二十)(書紀二)日子番能邇邇藝命

の木花之佐久夜毘賣に娶ひし給ひし御始末の如きは、當時婚姻の一種を最も明に示すものなり。即ち毘賣の父大山津見命は木花之佐久夜毘賣に其姉石長毘賣を副へて百取の机代の物を持たしめて奉出たましに、然るに其姉は甚と凶醜あやうに困りて日子番能邇邇みか命見畏みみて返へし送り給ひて、唯其の弟木花之佐久夜毘賣をのみ留めて一宿婚ひとよめはしつとなり。されば此の時の御婚姻の如きは男子の許に女子の來り給ひしものなりしこと明なり(記傳十六)(書紀二)。次に火遠理命が豊玉毘賣に婚ひし給ひしは其の父海神の許に於てのことにて御坐しとなり。當時海神は美智の皮の疊八重を敷き、亦繩な疊八重を其の上に敷きて、其の上に火遠理命を坐せ奉りて、百取の机代の物を具へて御饗みかして、即ち其の御女豊玉毘賣を婚はせ奉りしことなり(記傳十七)(書紀二)。されば此の時の御婚姻は女の父の許に於て執行はれたるものなりしが、其の後火遠理命が葦原中國に還へり給ひしに、豊玉毘賣も臨産みま時には亦此國に渡り給ひたり。是に由て之を觀るに、神代の婚姻に關しては次の如き事實存せしが如し。第一には、或は男子が女子の許に來りし場合あり、或は女子が男子の許に往きし場合ありしこと。第二には、男子の許に於て婚姻を爲しし如き場合と雖も、若し夫が其の處を去て他處に往く時には妻も夫と共に往きし事のありしこと。第三には、

木花之佐久夜毘賣及び豊玉毘賣の場合に就て見るに、男子の許に女子の往きて結びし婚姻と女子の許に於て結びし婚姻とを問はず、結姻に際しての進物は女子の父より男子に送るの習慣にして、男子が女子の父に送り物を爲しし如きことは絶へてあらざりしこと等なり。

家族の制度

家族の制度

神代に於て神達は各々獨立に居給ひしか、家内眷族等のことありて夫々團體を爲して居給ひしかと云ふに、中には獨立獨居に存在し給ひし神もありたれども、亦中には夫妻及び子供等と一體を爲して棲息し給ひしものもありたるが如し。即ち足名椎手名椎夫婦及び女子共は一家族を爲して棲息せしものならん。黄泉國に於て須勢理毘賣の須佐之男命の御所みよに居給ひしことに依て考ふるに、黄泉國に於ても家族の制行はれて、親子杯團體を爲して棲息せしことと思はるゝなり。天若日子が高木神の矢の穴より衝き返へし給へる矢の爲めに、高胸坂たかむねを射られて死せ給ひし時に、天若日子が父天津國玉神又其の妻子共降り來て哭き悲み給ひしことゝに依て見るに、天に於ても親子が家族的の團體を爲して棲息せしことゝ思はるゝなり(記傳十三)(史傳二十一)(書紀二)。石長毘賣及び木花之佐久夜毘賣の事情に就て考ふ

るに、大山津見神と其の女共とは家族的團體を爲し居給ひしことと思はるゝなり。又海神と豊玉毘賣の事情に依て考ふるに、家族的の團體は海神の國に於て迄で行はれしものなること疑ひなし。而して火遠理命が此國に還へり給ひし後豊玉毘賣も亦參出給ひて御子を生み給ひしに、夫の其の本の形を伺見給ひし爲めに、即ち海坂を塞きて返へり入りましゝが、其の弟玉依毘賣の來まして其の御子を撫養し給ひしこと、及び是天津日高日高波限建鸕草葺不合命の其妹玉依毘賣命に娶ひ給ひしこと、及び日子穗穗手見命の高千穂の宮に五百まり八十歳坐しゝも、御家族及び御臣下等と共に御坐しゝことなるは疑ひなき所ならん。

神代家族制度の性質

神代に家族制度の行はれしことは、前段に於て陳べたる如くなるが、其の家族制度は如何なる性質のものなりしか、若し其の家族には家長ありしとせば、家長と共に住居せし者は如何なる關係者共なりしか、家長の権力は如何程なりしか、其の家族は純然たる家長主義を以て統御せられしものなりしか、將た否らざりしか、是等の點を次に講究せざるべからざるなり。

神代の家族制度は決して純然たる家長主義のものには非らざりしなり。備名田毘

神代家族
制度の性質

賣(記傳九の十、史傳十五、書紀一の須勢理毘賣、三十一の、史傳十七、下照比賣、十六、二十、十九の、書紀二、木花之佐久夜毘賣及び石長毘賣、二十、十六、書紀二、豊玉毘賣、十五、書紀十三、二)等の事跡に由て觀るに、神代に於ては未婚の女子は父の許に居りて、其の家族の一部分をなせしことは疑ひなきが如し。而して男子は如何なりしかと云ふに、男子は父の許に居らずして獨立の居所を占められし者多く御坐されしが如し。大國主神が自由に彼子此子と往きて住居し給ひしこと(記傳十の、史傳十七、少名毘古那神が或は御親神の御手俣より漏墮、二、八、九、四十二の、或は常世の國に度り坐しゝが如き、火遠理命が御自身の御心の儘に海神の國に渡りて數年の間住み給ひしが如き、記傳十七、書紀二の、は何れも當時男子は女子の如くに親父と共に居住し給ひしに非らざることを證するに足らん。

次に神代の家長にはメイン氏杯の所謂 *Patria potestas* の如き強き権力は存せずして、家長が男子を束縛することは至て少なかりしと思はるゝなり。蓋し當時に在ては親若くは家長の男子を束縛すること少なかりし而已ならず、女子と雖も決して強き束縛は受けざりしならん。又男子女子の舉動に由て考ふるに、親父若くは家長の爲めに強き束縛を受くるの習慣行はるゝ國の男子女子の如く、從順にして且つ獨

立心に乏しき者には決して非らざりしなり。甚しきに至りては却て親をも凌がんとせし如き者も無しとせざりしなり。建速須佐之男命が父神伊邪那岐命の命の隨に爲し給はずして、天に上りて種々亂暴を働き給ひしが如きは、當時親權の強固ならざりしことを證するに足るの第一例なり。(記傳七)(史傳七)(一世紀)又建御雷神が大國主神に天照大御神及び高木神の命を傳へ給ひし時に、大國主神が御子八重事代主神及び建御名方神の御所存を先づ問給ふことを必要とし給ひしが如きも、純然たる家長制度の行はれしに非らざるの一證なり。何んとなれば家長制度の行はるゝ場合に在ては、或は相續者たる長子の所存を問ふの必要あるべしと雖も、此の場合の如くに長子にあらざる子等迄の所存を特に問ふの必要あらざるならん。大國主神が事代主神及び建御名方神の御所存を特に問ひ給ひしは、家長制度の爲めの故にあらずして、全く彼我特別の御關係の爲めなりしと思はるゝなり。大國主神は當時尙ほ家長にて御坐しゝと雖も、其の御子等の事代主神及び建御名方神に對して、強き御權威を振ひ給はざりし而已ならず、却て甚だ厚く御待遇ありしことと思はるゝなり。固より其の御自由を束縛し給ふ杯のことは出來させられざりし所ならん。(記傳十四)(史傳二十三)(史傳二十)否な當時實權は早く既に此等の御子等の專

ら有し給ひし所にて御坐しゝならん。次には火照命と火遠理命が父神の御意向杯を問ひ給ふこともなく、御自由に各自の幸を易へ給ひしこと杯に由て考ふるに、嚴重なる家長制度の行はれ居らざりしことは決して疑なし。(記傳十一)(書紀三)偕又家長權は特り男子に對して強く行はれざりし而已ならず、亦女子に對しても決して強くはあらざりしなり。八上比賣の自由結婚(記傳十四)(史傳十七)、須勢理比賣の自由結婚及び其の他の總ての御舉動(記傳三十三)(史傳三十七)、沼河比賣の自由結婚(記傳十一)(史傳十五)、海神の御女豊玉毘賣命が門の外に甚と麗しき壯夫ありと聞き給ひて出て見て乃ち見感て目合ひし給ひし(記傳二十七)等の事實は *patric Potestas* の大權を有する家長杯ある家長制度の行はれしに非らざることを證するに足らん。相續のことに就て考ふるも、メイン氏の家長制度の如きもの行はれ居らざりしは明なり。家長制度の相續法は長男相續主義なり。然るに神代に於ては相續は決して長男相續主義を旨とせしに非らざる而已ならず、往々女子相續の主義行はれしが如し。蓋し神代と人代とを問はず、最も重大なる相續は天照大御神が高天原を御相續ありしことならんが、天照大御神は則ち女性の神に御坐しゝなり、而して特り天照大御神が女性の神にて御坐しゝ而已ならず、然も女性の神が最も大切な國を

ば御相續になりたるにてあり。而して天照大御神は第一の御子にも固より御坐まさざりしなりき。是れメイン氏の家長制度杯には決して見ざる所ならん。亦メイン氏の家長制度杯に見るべからざるの一事は、相續すべきものが相續を辭して之を他者に譲りたる事實なり。彼の正勝吾勝勝速日天忍穗耳命は天照大御神の命を以て豊葦原之千秋之長五百秋之水穗國を知り給ふべき太子と定まり給ひしに(記傳十三の史傳二十)、兎角し給ふ間に御子生出まつりければ、即ち自身の降り給ふことを止めて、則ち其の御子天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命をば降し給ひたり(記傳十一の史傳二十一)。而して此際特り讓退主義の行はれし而已ならず、讓を受け給ひし君は讓を爲し給ひし御親の御長子に非らざりしこと、の如きは、是れ亦注意すべきの一事なり。何んとなれば御長子は天火明命にて、日子番能邇邇藝命は御次子にて御坐されければなり(記傳十三の史傳十九)。又家長制度に於ては親の家督は長子一人にて相續すべき譯なるに、左は無くして既に天照大御神と須佐之男命と月讀命が御親の御所領をば分割して授り給ひしことありしが、又火照命と火遠理命も御親の御權利をば分割して授り給ひしなり。而して此際の御相續に於ては、御子三柱の中中の御子は除かれ給ひて第一第三の御子にて授り給ひしにて(記傳十一の史傳二十二)、其

は兎も角もあれ、長子と分割して他の子が相續を爲す如きことは、家長主義に於ては決して行はれざる所ならん。

是に由て之を觀るに、神代の家族制度は純然たる家長主義のものには非らずして、家長はありしと雖も、家内の者には男子と女子とを論せず、頗る自由ありて、男子が成長の後は身の處分を己の勝手に爲し得たる而已ならず、女子も往々自由結婚を爲して親の許を去りて、夫と共に住居せし如き場合ありし而已ならず、相續の法杯に於ても、長男相續主義専ら行はれし譯には非らざりしことは疑ふべからざるが如し。

宗教上の思想

顯國の者が其の死後に魂の存するありて、其の魂は又更に未來の生活ありとの思想は神代の當初より存せし所にして、魂の往きて生活する所は其の所在果して何處なりしかは確とは分らざれども、兎に角地下にありしには相違無くして、之をば黄泉國と云ひしなり。而して未來の生活及び黄泉國の性質は如何なりしやと云ふに、其の生活は今生の生活と大差異なく、黄泉國の性質は顯國の性質と甚だ類似せるが如し。

本居の説に據れば、死する時は此身はなきがらとなりてしるく顯國に留^{とどま}れば夜見國には魂の往くなるべしとのことなるが(記傳六)黄泉國に於て伊邪那美命及び速須佐之男命等の御事情に由て考ふるに、黄泉國にて魂存在の情況は、顯國に於て此の身存在の情況と大差異なかりしが如し。第一には、黄泉國の者も顯國の者の如くに家屋を設けて其の内に住居せしなり(記傳六の四、四十四)第二には、魂も肉體同様空間的存在を爲し、ものにして、肉體同様の形を存し、肉體同様各機關を具備せしものなり。第三には、魂も肉體の如くに籠^{かご}にて煮炊^にたる物を食ふ者にてありしなり(記傳七)第四には、魂も肉體の如くに腐爛して蛆^{むし}杯^はたかることのある者にてありしなり(記傳六の十三)第五には、魂も肉體同様に一處より他處に移るには足を以て走る杯の外には其の道なかりしが如し(記傳六の十六)第六には、魂も肉體同様大石杯の如き實體を以て能く其の往先を遮り得らるべき者にてありしなり(記傳六の十七)第七には、魂も食物を欲すること肉體の如くにして、往々甚だ意地のきたなき爲めに、重大の事をも放棄するに至る如きことありしなり(記傳六の十六)以上は則ち伊邪那美命及び其の御配下の魂共に關する事項よりして知り得べき處なるが、又根堅洲國に於ける生活の模様等にして、速須佐之男命及び須勢理毘賣等に關する事項よりして知り得べきもの

少なしとせず。但し速須佐之男命は根堅洲國へは肉體の儘にて往き給ひしか將た魂而已往き給ひしか、其の邊判然せざれども、兎に角根堅洲國の者となりて黄泉國^{よみくに}喫^くひ給ひしには相違なからん。須勢理毘賣とても亦同様にて御坐されしならん。されば速須佐之男命及び須勢理毘賣等に關する事項よりして、根堅洲國の者に關する事項を知り得べきは勿論なり。偕其の事項を擧げんに、第七には、根堅洲國の者も顯國の者の如くに男女の交りありし者なり(記傳十の八)第八には、根堅洲國の者も顯國の者の如くに寢ることもありし者なり(記傳十の九)第九には、根堅洲國の者も顯國の者の如くに大刀及び弓矢杯を使用せし者なり(記傳十の十二、十四、十五)第十には、根堅洲國に於ても顯國に於ける如くに死亡することありて、其の時には顯國の如くに矢張喪具杯を以て葬儀を營みしと見ゆるなり(記傳十の十三、十四、十六)第十一には、根堅洲國の者にも顯國の如くに毛虱杯云ふ虫の寄生することありし而已ならず、之を驅除するに嚙みつぶす杯の方法を以てせしなり(記傳十の四十四)第十二には、根堅洲國の者も顯國の者の如くに琴杯の如き樂器をさへ有せしなり(記傳十の四十四)第十三には、根堅洲國の者も顯國の者の如くにかけ落杯云ふことを爲し、こともありし者なり(記傳十の四十四)而して黄泉國の者と顯國の者との異同の最も著しきものの一は、乙者は自由に形を變

すること能はざりしも、甲者は稍々自由に形を變じ得たる者ありしが如し。何んに依て之を知るに云ふに、伊邪那美命が最初殿戸より伊邪那岐命を出向へまじり時には、蓋し顯國に居給ひし時の如き御姿にてありしならん。然るに伊邪那岐命が火を燭して殿内に入りて見給ひし時には御姿の前とは大に變り、宇士多加禮斗呂岐豆、且つ御神體の各部に神共成り居給ひしなり。而して伊邪那岐命を追ひ來り給ひし時には、果して宇士多加禮斗呂岐豆居りし儘にて御坐されしか、恐らくは此時は又御姿を改め給ひしにてありしならん。

されば黄泉國の者の行爲に關しては、少なくとも以上の事項は知り得べきなり。而して又黄泉國其れ自身の狀況に至りても亦知り得べきもの少なからざるなり。第一には、黄泉國も顯國同様に空間的存在ありしものなり。第二には、黄泉國にも顯國の如くに光明ありて、其の光明に由て物を見るを得し譯にて、若し殿内闇黒の場所に於ては火を燭して見るの必要ありしなり。第三には、黄泉國にも顯國の如くに主宰の神御坐しとなり。第四には、黄泉國にも顯國の如くに蒲子筍桃子等の如き植物界の物ありたり。第五には、黄泉國にも顯國の如くに軍勢杯ありたり。第六には、黄泉國には顯國の如くに石杯ありしなり。

の二十四、六、第七には、根堅洲國にも顯國同様に蛇、蜈蚣、蜂、鼠等の動物ありしなり。第三十一、三十二、第八には、根堅洲國にも顯國同様に赤土杯もありしなり。第九には、根堅洲國の地も顯國の地の如くに動鳴することもありしものなり。是に由て之を觀るに、神代に於て黄泉國は諸般の條件に於て顯國と又大差異なきものにてありしこと明なり。

神代に於ける葬儀

神代に於て葬儀を營むには、喪具を用ひしことは、黄泉國に於て大國主神速須佐之男命の計略に依り大野の中にて焼かれて死し給ひしこと、其の妻須世理毘賣思ひて即ち喪具を持ちて哭きつゝ來坐ししこと、由て知らるゝ處なるが、喪具其の外葬具に關することは、天若日子の死せ給ひし時の次第にて最も明なり。則ち第一には、葬儀に際し、喪屋を作ることありしなり。第二には、岐佐理持則ち戴死者食片行之人ありたり。第三には、掃持杯ありたり。第四には、御食人則ち殯の間死者に供る饌を執行ふ人ありたり。第五には、碓女則ち舂女ありたり。第六には、哭女ありたり。第七には、上の如き用意を爲したる上にて、日八日夜八夜を遊びしことなり。但し遊ぶことは、歌ひ樂びて、死人を復此世に還へり給へど招き禱る意なりしこと云ふ。第五(史傳二十一)されば葬儀に際して、哭女を使用するの風習さへ既に神代に於て存

せし所なり。神代に於て早く既に宗教上の思想の大に發達し居りし而已ならず、又宗教上の儀式の如きも大に發達し居りしこと明なり。然り而して葬儀の始めは伊邪那美命を出雲國と伯岐國の界比婆の山に葬まつりしにてありしが如し(記傳六十三)。而して書紀一書には紀伊國熊野の有馬の村に葬しまつれる由に記せり(史傳六十四)。

穢惡の観

宗教上の觀念にして、神代よりして存する最も著しきものゝ一は、則ち死者を穢き者と看做すの念慮なり。伊邪那岐命は黄泉國に到りて穢を受け給ひしとせられて、筑紫日向の橘小門の阿波岐原に到坐して禊祓を爲し給ひたり(記傳六の三十七)。(史傳六の三十四)。又天若日子の父及び其の妻が阿遲志貴高日子根神を以て死せし我君の尙ほ死なすして在りし者と思ひ違へて、其の御手足に取り懸りて哭き悲みしかば、阿遲志貴高日子根神は穢き死人に比へられたるを大に怒り給ひたり(記傳六十三)。(史傳六十四)。されば神も後世の人類と同様に死人を以て穢き者と看做し、而已ならず、斯る穢惡を除きて身を清潔に爲さん爲めには、水を以て身を洗ひ杯し給ひたり。則ち禊祓のことも神代の當初より行はれたる所なり(記傳六の三十七)。(史傳六の三十四)。而して汚物に接して穢惡を受くることは、特り後世の人類に於て存する所なる

神の種類

而已ならず、堂々たる神等と雖も、斯る場合に於て穢を受くることを免れ給ふことは出來給はざりしと見ゆるなり。神代に於ける神の種類は如何んと云ふに、重なる者は人間の神なりしと雖も、又或は動物にして神なるあり、或は植物にして神なるあり、或は岩石にして神なるありしを以て見れば、動物崇拜、植物崇拜は云ふも更なり、物體崇拜 (fetichism) の如きまで、早く既に行はれたりと思はるゝなり。則ち伊邪那岐命が黄泉軍に追はれ給ひし時に、桃の援にて其の難をまぬかれ給ひしかば、永く葦原中國の所有青人草を助けよとの御依頼ありて、意富加牟豆美命と云ふ名をば賜ひたり(記傳六の三十七)。(史傳五の五十四)。伊邪那岐命が玉緒母由良邇取由良邇志而天照大御神に賜ひたる御頸珠の名を、御倉板舉之神と謂をし、事に由て觀れば、御頸珠に關しても fetichism 行はれたりと思はるゝなり(記傳七の六)。(史傳七の七)。されば是等桃共は將來人類の守護神と成り給ひしものなるが、守護神は斯の如く、特り人類に而已あるものに非らず、神にも亦守護神の御坐し、場合ありし次第なり。即ち少名毘古那神が去り給ひし後に於て、大國主神が其の和魂を齋祠り給ひて、其の加護に依て遂に天下を作り、竟へしめ給ひしが如きは、則ち其の一證なり(記傳十二の三十七)。實に神代に於ける植物崇拜の一證なり。稻羽の

素菴の菴神と謂ふに至りしは蓋し其の奇徳を顯はして大穴牟遲神を助け奉りし爲なれば其の神とせられたるは此の時よりのことにてありしならん(紀傳十)(史傳三)是れ則ち神代に於ける動物崇拜的事項の一例なり。又海神の女豊玉毘賣の如きは其の御本體は則ち八尋和邇に坐し坐しを以て見れば是又動物にして神なりし者にて御坐しとなり(紀傳十七)(書紀二)然れば神代の昔より動物崇拜の行はれたるは疑ふべからざる處なり。偕又伊邪那岐命が伊邪那美命に追はれ給ひし時、黄泉比良坂の道を塞ぐ爲めに据へられたる千引石の如きは之を道反大神と號し或は塞座黄泉戸大神と號せしを以て見るに、岩石の如き實體をも神とし崇拜するの習慣既に行はれしと思はるゝなり(紀傳六)(史傳六)(書紀一)又書紀一本に據れば、禊祓の時に際して投棄し給ひる御杖御帶御裳御笠御禰御冠御履等を直に某々の神と謂ふ由なるが、若し果して然らば是れ實物崇拜の最も著明なる例證なり(書紀四)又三種神寶は人代に至りては神として拜まるゝ所なるは申すまでもなきことなるが(紀傳十五)日子番能邇邇藝命天降の時に際して天神が八尺の勾璣鏡及草那藝の劔等を副へ賜ひしが、此時に於て既に此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉と詔り給ひしに由て見るに(紀傳十五)(史傳二十六)(書紀二)少なくとも神鏡崇拜の

ことは此時より始まれること明なり、則ち神代に實物崇拜の行はれたる更に一證なり。偕て或は説を爲して是に記載せる如き事實は實物崇拜の證據に非らず、何となれば其の實は斯る實物其の物を崇拜するに非らずして、其の代表する所の神靈をば崇拜するにてあればなりと謂はんとする如き者もあらんが、實物崇拜とは則ち斯ることの謂なり。何處の社會に行はるゝ實物崇拜と雖も、實物其の物を崇拜するには非らずして是が代表する神靈を崇拜するに過ぎざるなり。

偕以上陳べたる如く、神代の昔よりして既に動植物及び種々の實物さへに之を崇拜することありしが、其の之を崇拜する方法は如何なりしやと云ふに、神代の昔に於ても後世人代に於ける如くに、宮社を造營て齋祠ことを爲しとなり。即ち少名毘古那神の未だ此國を作り終らずして常世の國に度りまじくかば、大國主神愁ひまじくに、海を光して依り來る神ありて、能治我前者吾能共與相作成云々と語り給ひて、伊都岐奉狀迄で教へ給ひたり(紀傳十二)(史傳十五)されば天神の命に依り日子番能邇邇藝命が神鏡を伊都岐奉し給ふにも、必ず宮社杯を造營りて爲し給ひしならん(紀傳十五)(史傳二十六)又大國主神の御靈の鎮り坐さむ御社に、出雲國の多藝志の小濱に御舎を造り給へることあり(紀傳十四)(史傳三十七)斯の如く神の爲

めに御舎を造ることは神代より行はれし處なるが、斯く宮を造りて其の神に御饗を獻り、其の時には禱ぎ白をすことを爲しとなり。而して神に御饗獻り且つ禱白をすことの始めは、歴史上に見ゆる處にては天照大御神石屋隱の時に於て行はれたる例なり(記傳八の十)、(書紀一の)、(史傳十一)、其の後は上に云へる如く大國主神の爲めに天の御舎を造りて天の御饗を獻りて禱ぎ白をし、例もあり。されば後世に於て人類が神の爲めに宮社を造り、御饗を獻りて、禱ぎ白をすことを爲すと同じく、神代に於ても神が神の爲めに宮社を造り、御饗を獻り、禱ぎ白をされしこと御坐しとなり。加之既に齋く神杯も御坐し、次第なり。則ち書紀一書に徑律主神武甕槌神葦原中國平定の段に、是時齋主神號齋之大人とのことあり(書紀三)、彼の出雲國の多藝志の小濱に天の御舎を造りて、大國主神に天の御饗を獻る時には、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫と爲し給ひたり(記傳十四)、(史傳二十三)、而して彼天兒屋命の如きは既に天照大御神石屋隱の時に、布刀詔戸言禱ぎ白されし神にて、其の御名さへ此時大御神を招禱奉られし故に負座るなるべしとのことなるが(記傳八の十九)、(史傳四十五)、皇孫天降の時に高皇產靈尊勅りして、降於葦原中國爲吾孫奉齋焉と曰ひしは、則ち天兒屋命にてありしなり(書紀二)、(十四)。

禁厭の法

偕又神が神に御饗獻りて禱白さるゝ時には、如何なることを白をされしかと云ふに、其の一例は大國主神の爲めに、出雲國の多藝志之小濱に天の御舎を造りて、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫として、天の御饗獻りて禱白されしときの文言なり。則ち神代に於ける禱の何様のものなりしかを略々伺ふを得べし(記傳十四)、(史傳二十)、(書紀三)、禁厭之法共神代より既に種々ありて大に行はれしことと思はるゝなり。大穴牟遲神が須勢理毘賣命の授け給ひし蛇の比禮を以て、則ち蛇の難を免れ、又吳公蜂の比禮を以て、則ち吳公蜂の難を免れ給ひしが如きは、則ち禁厭之法の効徳に依れることならん(記傳十の)、(史傳三十七)、火遠理命が海神に授り給ひし鹽乾珠及び鹽滿珠を以て、火照理命を逼め惱すことを得給ひしも、是れ亦禁厭の法の効能なりしと思はるゝなり(記傳十七)、(書紀二の)。然り而して書紀一書に據れば、鳥獸昆虫の災異を攘はん爲めに、其の禁厭之法を定め給ひしは、大己貴命と少彥名命との如くに記載しあれども、彼の蛇の比禮及び吳公蜂の比禮のこと杯に由て考ふるに、禁厭の法は尙ほ其の以前よりありしと思はるゝなり。

美術上の思想

美術上の觀念は神代に於て早く既に甚だ發達し居りしが如し。當時既に建築あり、

美術上の思想

衣服あり、武器其の外種々の器具あり、飾具あり、男女の戀情ありたり。必ず其れ相應に美術上の觀念ありしに相違なし。

醜美の觀

天神が伊邪那岐命伊邪那美命に賜ひたる天沼矛の沼は玉の意にて、則ち書紀には實に瓊矛とあるが如くなれば、此時よりして早く既に玉を以て飾れる物のありしことなれば、美術的の觀念の當時既に存在せしことも亦明かなり(記傳四)(史傳二)(書紀一)伊邪那美命(書紀一)伊邪那岐命伊邪那美命が淤能基呂島に天降坐して、天の御柱を見立て八尋殿を見立て給ひしが、其の見立て給ふに當ては、則ち諸部の鈞合より裝飾等に至るまで、夫々適否を考へて造り給へるに相違なければ、此御造營に際しては大に美術思想を運らし給へることと思はるゝなり(記傳四)(史傳二)(書紀一)伊邪那美命が吾身者成不成合處一處在と曰をし給ひ、伊邪那岐命が我身者成而成餘處一處在と詔り給ひしを以て觀れば、此の神々の御心には身體の構造杯に闕し、缺けもせず餘りもせず完全無缺の構造の何者たるかの御觀念を有し給ひ、御互に其の御觀念に照して成り合はざる處あり成り餘れる處ありと、御一方に於ては其の御不足を訴へ又御一方に於ては其の御餘計を訴へ給ひしことならん(記傳四)(史傳二)(書紀一)されば身體構造の完否等の如き御觀念も當時の神には御坐させられしこと

と思はるゝなり、伊邪那岐命伊邪那美命の天の御柱を去り逢ひて、美斗能麻呂波比し給ひし時に、阿那邇夜志愛登古婁、阿那邇夜志愛登賣婁と各言り給ひしに由て觀るに、當時の可美少男可美少女は、後世人代の美男美女と同一の條件を具へし者なるか否は分明ならずとするも、兎に角神代に於ても男の見て以て美女と思ひし女あり、女の見て以て美男と思ひし男ありしことは明なり(紀傳四)(史傳二)(書紀一)是れ又當時既に美術思想のありし一證なり、伊邪那岐命伊邪那美命が水煙子を葦船に入て流し去て給ひしも、不具醜體の御子にて御坐されし故にて、則ち一方に於て美と云ふ觀念の御坐されし如くに、他方に於ては又醜と云ふ觀念の御坐されしことを證するに足らんか(記傳四)(史傳二)(書紀一)其妹伊邪那美命を相見まく欲して、伊邪那岐命が黃泉國に追ひ往き給ひしに、殿騰戸より出で向ひまじし時には、伊邪那岐命は愛我那邇妹命云々と語詔ひ給ひしが(記傳六)(史傳五)火を燭して殿内に入りて見坐しし時には、宇士多加禮斗呂岐豆雷等彼處此處に成り居りしかば、畏みて逃げ還へり給ひしが、其の斯く畏み給ひしことの甚だしかりしは、前の美と後の醜との相違餘りに著しかりしが故ならん。而して此の段の事情に由て察するに、神の醜美の御觀念も人類の醜美の觀念と大差異御坐されざりしこと

とを知るに足らん(記傳六の二十六)(史傳五の四十三)(書紀一)伊邪那岐命が豫母都志許賀に追はれ給ひし時に黒御鬘を投げ棄て給ひしことありしが何物にて如何に作られたりとも分らねども蒲子の成れるに就て思へば此鬘のさま蒲荷葛に似て玉を垂たる彼實のなれる形にや似たりけむ云々と本居の説杯に由て考ふるに恐らくは御飾の品にてありしならん(記傳六の十六)(二十)又筑紫日向の橘小門の阿波岐原に於て祓祓給ひし時御冠を投げ棄ち給へることの御坐されしが此御冠も何物にて如何に作られしかは知り難けれども恐らくは御飾の品にてありしならん(記傳六の三十八)(四十九)されば當時の御装束には既に大に美術思想を用ひられしことと思はるゝなり縦しや黒御鬘及び御冠等は御飾の品なりしと斷言し難しとするも玉緒母由良巡取由良迦志而天照大御神に賜ひたる御頸珠の御飾品なりしことは疑ひなからん(記傳七の七)(史傳六の六)又速須佐之男命の天に上りまじし時に天照大御神が左右の御手に纏き持したる八尺勾魂の五百津の美須麻流の珠の御飾品なりしことも疑ひなからん(記傳七の四十五)(書紀一の二十一)。

壯大壯嚴等の觀念

以上の例證に由て觀るに神代の最も早き時よりして既に美と云ふことの觀念の神々の御心に存在せしことは疑ひなき處ならんが特に美の觀念而已ならず壯大

と云ふことの觀念も亦當時既に存在せし處なるが如し其の證據を擧げんに速須佐之男命が國土を震動せしめて天に參上りまじし時に天照大御神は最とかいはいしく御身仕度を爲し給ひ曾毘良邇者負千入之鞆附五百入之鞆亦所取佩伊都之竹鞆而弓腹振立而擊庭者於向股踏那豆美如沫雪蹶散而伊都之男建踏建而待問ひ給ひしことなり此の時天照大御神の御様子は實に莊嚴を極はめ給ひしものと云ふべきなり(記傳七の三十七)(史傳七の二十一)(書紀一の二十一)蓋し斯る壯觀はダンテイにはいふに及はずミルトンにも稀に觀る處ならん而して此壯觀を口碑を以て能く後世まで傳ふることを得たるは當時天照大御神の此の壯觀の御有様を目撃せられたる神の御心に壯觀なる者の御觀念能く具り居りて則ち觀られし儘に其の壯觀なる有様を形容することの出來給ひしが故に外ならざるならん又建御雷神と建御名方神との御力競の有様の如きも同じく壯觀を極はめたるものと云ふべし(記傳十四の二十一)(史傳二十)此壯觀の能く後世に傳はりたるも之に感動するの精神の者ありて能く之を言語に言ひ表はして口碑に傳へたるが爲めなりされば當時既に莊嚴杯と云ふことの觀念の存在せしことは疑ふべからざるなり。

神代に於て既に美麗と云ふこと及び莊嚴と云ふことの觀念ありしことは上に陳

美男美女の觀念

述せし如くなるが、當時神達の間には如何なる男を美男とし、如何なる女を美女と爲し給ひしか、美男美女の特性は如何なるものなりしかと云ふに、是等の點に於ても伺ひ知り得べきこと無きに非らざるなり。蓋し神代に於て容姿の優れ給ひし神々は、女性にては櫛名田毘賣、八上毘賣、須勢理毘賣、沼河比賣、下照比賣、木花之佐久夜毘賣、豐玉毘賣等は、其の最も著しき優秀なる者にて、御坐されしが如し。何んとなれば、櫛名田毘賣の爲めには、速須佐之男命が神術を盡し、危険を犯して、稀代の悪蛇を殺戮し給へる事實あればなり。(記傳九の(史傳十五)(書紀一の)八上比賣は大國主神の兄弟八十神皆な國をば大國主神に避りまつりて、比賣を婚はむ爲めに遙國に往き給ひし程の神にて御坐されしが、其の斯く多くの神に慕はれ給ひし所以は、御容色衆に優れ給ひ御評判の天下に高かりし故にてありしならん。(記傳十(史傳十)須勢理毘賣は其の御性質は兎も角も、大穴牟遲神が始めて見給ひし時より深き御中となり給ひて、遂に大危険を冒して毘賣を負ひて逃げ出で給ひし如き事情に由て察するに、御氣性の優れ給ひし而已ならず、必ず御容姿も優れ給ひしことと思はるゝなり。併し當時大穴牟遲神は御流浪の御身にて須勢理毘賣は主人の娘なりしこと、毘賣の男優りの御器量なりしこと、最初毘賣の方より目合して相婚し給ひし等

の事情に由て考ふるに、此の毘賣に於ては或は御容色よりも御心の方優れ給ひしには非らざりしやとも思はるゝなり。(記傳十(史傳十七)沼河比賣は既に八上比賣及び須勢理毘賣等の御坐されしにも係はらず、八千矛神が夜知富許能迦能美許登波夜斯麻久邇都麻麻岐迦泥豆登富登富斯故志能久邇邇佐加志賣遠阿理登岐加志豆久波志賣遠阿理登岐許志豆佐用婆比邇阿理多多斯用婆比邇阿理加用婆勢給ひし程の比賣のことなれば、御心ばせも御容色も殊に優れ給ひしことと思はるゝなり。(記傳十(史傳十九)天神の命以て大任を負ひて天より降り給ひし天若日子が其の御大任を忘却し給ひて、此國に留り給ひて、遂に横死を遂げ給ふに至られし原因の一は、則ち下照比賣を娶んとして其の愛に溺れ給ひし故なるべければ、又御容色の優れ給ひしこと疑ひなからん。(記傳十三(史傳二十)(書紀三)木花之佐久夜毘賣は、日子番能邇邇藝能命が麗き美人に遇ひ給ひて、則ち目合せむと欲し給ひし毘賣にして、其の父神大山津見神が其の御姊石長比賣をも共に貢進り給ひしに、日子番能邇邇藝能命は石長比賣を返へして、獨り木花之佐久夜毘賣を留め給ひしこと等に由て、御容色の優れ給ひしことは明かなり。(記傳十六(書紀二)豐玉毘賣も火遠理命が大願の御坐しし御身に於て三歳の間御歎きも無しに御心配もなき如くに共に暮し居給

ひし事情を以て考ふるに、此の毘賣の容色甚だ優れ給ひし事と思はるゝなり(記傳十の三(書紀二の)十(書紀二の))。

是に由て之を觀るに、神代にも美人と稱せられ給ふべき神の御坐しゝことは、寔に明かなることなるが、美男共稱せられ給ふべき神の御坐されしことも疑ひなきが如し。一二の例を擧げんに、大穴牟遲神は多き御兄弟の中にて八上毘賣の特に選ひて嫁ひ給ひし而已ならず(記傳十の十四(史傳十六)須勢理毘賣も一見して戀着し給ひし程の御容姿にて御坐しゝなり(記傳十の)三十一(史傳十七)而して大穴牟遲神の御容姿の程は爾靈貝比賣岐佐宜集而蛤貝比賣持水而塗母乳汁者成麗壯夫而出遊行とあるに由て殊に疑ひなきなり(記傳十の十五(史傳十七)又火遠理命は豊玉毘賣の婢皆其の麗壯夫なりと思ひ、我王にも益りて甚と貴しと云ひし程の御容姿にて御坐しゝなり(記傳二十(書紀二の)されば神代に於て早く既に女性の爲めに美男としてめでられ給ひし男神の御坐しゝことも疑ひなき處なるが、當時美男美女の如何なる條件を具へられし者なるやと云ふに、皮膚の白きことは神代に於ても今日の如くに貴まれし處なり。其の證據を擧げんに、八千矛神が沼河比賣を婚ひに幸行し時、其の家に到りて歌ひ曰ひしに、毘賣が其の御答に歌ひ給ひし御歌の中に、阿佐比能惠美佐迦延岐豆

多た久く豆つ怒ぬ能の斯ろ路ろ岐た多た牟む岐ま阿あ和わ山や岐ま能の和わ加か夜や流り牟む泥で遠と曾そ陀た多た岐ま多た岐ま那な賀が理り麻ま多た傳でん多た麻ま傳でん佐さ斯ろ麻ま岐ま毛も那な賀が邇に伊い波は那な佐さ牟む遠と云い云いとあり(記傳十二(史傳十九)是に由て觀るに、當時腕も袴綱の如くに白きを貴び、女の胸は沫雪の如く柔かなるを貴びしと思はるゝなり。而して速須佐之男命天上の時、天照大御神の之を迎へ給ふに當り、堅庭者於向股蹈那豆美如沫雪蹶散給ひしとある段に於ては、沫雪は唯々蹶散すことの容易きを形容する語なりと雖も(記傳七(史傳七)今胸を沫雪に比したるは恐らくは特り其の柔かなるが爲め而已に非らずして、又其の白きをも形容せん爲めにては非らざりしか、さて多麻傳佐斯麻伎は則ち玉手差纏にして、玉手とは則ち美き手を褒めて云ふ語なれば、膚は白きを貴びしことは決して疑ひなきなり(記傳二十一)又八千矛神が倭の國に上り坐さむとし給ひし時、須勢理比賣の御歌にも、阿和由岐能和加夜流牟泥遠多久豆怒能斯路岐多陀牟岐曾陀多岐多岐麻那賀理麻多傳多麻傳佐斯麻岐毛那賀邇伊遠斯那世の御語あり(記傳四十一(史傳五)されば此の形容は當時歌杯には多く用ひらるゝ習慣になり居りしと思はるゝが故に、白き腕柔き胸杯を貴ぶは一個人の特別の嗜好に非らずして、天下一般の嗜好なりしこと疑ひなきが如し。思ふに八千矛神御容姿衆に優れ給ひて、最と白くつやゝ

しき御膚杯にて御坐されしならん。又味相高彦根神光儀花艶映于二ヶ丘二谷之間
 とあるに由て考ふるも(記傳三)神代の美男の如何なる者なりしかを知るを得ん。又
 豊玉毘賣が其の弟玉依毘賣に附けて火遠理命に獻り給ひし阿加陀麻波遠佐閉比
 加禮梯斯良多麻能岐美何余曾比斯多布斗久阿理祚理の歌に於て命をば白玉に譬
 へ賜へるは色々の玉の中に白玉は殊に勝れたる故にて御坐しならん(記傳七
 十)其の斯く勝れたる玉に譬へ賜へるは命の白玉の如くに御麗美く御坐し故に
 てありしならん。又當時の神々の御名は大槪皆御職掌若くは御心御體の御特性を
 表はしものなれば彼の木花之佐久夜毘賣の如きは恐らくは木の花の如くに御
 脆弱に御坐されし而已ならず。又木花の如くに御美く御坐しと思はるゝなり。是
 に由て之を觀るに神代に美男美女とせし者は人代の今日に於て美男美女とする
 處と大體同一なりしは疑ふべきに非ざるならん。雪の膚は今日に於ては美人の特
 性の一なるが既に神代に於ても亦然りしなり。特に皮膚の白き而已ならず亦沫雪
 杯の如くに柔かなるも今日に於ては美人特性の一ならんが既に神代に於ても亦
 然りしなり。花の如くにあてに脆弱なるは東洋美人の一種なるが既に神代に於て
 も斯る種類の美人ありしなり。

長髪長鬚

長き髪長き鬚は人の威儀を増すの具とせらるゝ處にして何れの國の神にも長き
 髪長き鬚を具ふる者多くあることなるが、速須佐之男命の御髮御鬚の長さに由て
 考ふるに神代の神々の中にも斯る威儀の具を備へられし者往々御坐されしこと
 と思はるゝなり(記傳七の十五)、(史傳七の二十七)、(書紀一)、(本邦にては髮の色は黒きを
 貴ぶなるが伊邪那岐命の黒御鬚のことより考ふるに抑も黒き色の御鬚杯を用ひ
 られしは神代の當時に於て既に髮は黒きを貴はれし故には非らざりしやと疑は
 るゝなり)(記傳六)、(史傳五)、(書紀一)、(の十三)。

美術

猶又神代には如何なる美術ありしやと云ふに、顯國にも黄泉國にも高天原にも海
 神の國にも神々の住み給ふ御殿共のありしことなれば、建築上に美術思想の表は
 れし事は少なからざりしならんが、詩歌も既に神代に於て大に發達せし處なり。何
 んとなれば長歌及び短歌は共に神代頗る古き時より行はれし者なればなり。而し
 て特に長短歌の當時既に存在せしと云ふ丈に止まらずして、又多少其の種類杯も
 ありしと思はるゝなり。何んとなれば阿遲志貴高日子根神の御名を顯はさんと思
 ひて、其の伊呂妹高比賣命の歌ひ給ひし、阿米那流夜淤登多那婆多能宇那賀世流多
 麻能美須麻流邇云々の御歌は夷振なりと云ふが(記傳十三)、(史傳二十一)、(書紀二)、固よ

り後に呼べる名にて、且つ歌に夷振宮人振天日振等の名を附けたるは其の振を以て負けたるものとすも亦本居の説の如く否とするも(記傳十三)兎に角斯る區別を附け得べき以上は神代の歌に種類ありしことは疑ひなかるべし。斯く神代に於て既に稍發達せる詩歌のありし而已ならず、當時亦既に舞踏もありしなり。蓋し神代に於て舞踏のありしことの史上に記載せられたる最も早き例證は、天照大御神石屋隠の時に當り石屋戸の外に於て天宇受賣命が汙氣伏せて智乳を掛け出で裳緒を陰に押し垂れて踏み動響しめて舞踏据ゑられしことなり(記傳八の三)(史傳十(番紀一)の)實に此の時の俳優は神樂の起せらるゝ處なり(史傳十一)然して果して眞に始めなりしか、將た其の以前より行はれしも、此の時に到りて始めて史に遺る如き場合の起りしには非らざるかは、決して俄かに斷言すべからざるならん。古記に記載せられて今日迄で世に傳はりたる事項の外に、神代には事項は無かりし如く心得るは大なる誤ならん。

偕又神等は如何なる舞踏を好み給ひ、如何なる舞踏が行はれしかは斷言すべからざれども、天宇受賣命が智乳を掛け出で、裳緒を陰に押し垂れて、汙氣伏せて、踏み動響しめ給ひしを見られて、神々が興に入りて咲ひ給ひしことに由て考ふるに、兎に

角此の時の舞踏は稍猥褻なる性質をおびしものと思はるゝなり。而して神代に於て猥褻なることをさまで憚り給はざりしは、特に舞踏の上而已に非らず、歌杯に於ても亦然りしなり。詩歌等に於て男女肉體上の有様例へは同衾の際の有様杯を餘り細に叙述するは、今日に於ては猥褻のこととせられて憚る處なるが、神代には斯ることも無かりしと見えて、沼河比賣及び須勢理毘賣の股長云々の御形容の如きは、男神と御同衾の有様をば随分忌憚なく述べられたるものと云ふべし。併して此の御歌共は男女の肉體上のことを餘りに述べらるゝの嫌なしとは云ひ難きも、歌としては中々美術的の性質を具へたるものと云ふべきなり。

以上の事實に由て觀るに、美術上の思想は既に神代に於て種々の道に發表せられしこと疑ひなし、則ち建築に、詩歌に、舞踏に、裝飾に、男女の交際に、頗る高尚なる美術思想の作用ありしこと疑ひ無きが如し。

政治思想

政治思想は、神代の當初に於ては如何程發達し居りしかを確然斷定せんことは甚六ヶ敷きことならん。蓋し政治思想の作用の表面に顯はれたる最も早き例は、伊邪那岐命の伊邪那美命を追ひて黃泉國に往き給ひし時に於けりしならん。伊邪那岐

政治の始

命が伊邪那美命に還へりまされねと詔り給ひしに、伊邪那美命の悔哉不速來吾爲黃泉戸喫然愛我那勢命入來坐之事恐故還且具與黃泉神相論莫不見我と答曰ひし(傳記六の(史傳五の)書紀一)御言葉に由て觀るに、顯國に於て當時果して如何なりしか分明ならざれども、黃泉國に於ては此頃既に其國の事を知らせ給ひし神共の御坐まして能く其國の者の爲すへき事と爲す間敷事との分別を立て、其秩序を維持し給ふ如き政治上の作用行はれしことと思はるゝなり。伊邪那美命の如き第一流の神と雖も、黃泉國に到り給ひては、亦黃泉神の差圖に従ひ給はねばならざりし如き制裁のありしことは疑ひなき處ならん。而して八雷神の千五百之黃泉軍を引率して伊邪那岐命を追ひ奉りたること杯に由て觀るに、當時國家的制度は顯國よりも却て黃泉國に發達し居りしものゝ如し、既に軍勢ありしなり又之を引率する將校さへにありて堂々たる戦争を爲し得る程の準備整ひ居りしなり。

自覺的政

治
 諸て又自覺的に即ち Self-consciousness を以て、神が政治思想を表はし給ひし第一の例は、伊邪那岐命が天照大御神月讀命及び建速須佐之男命等三柱の神に依さして、各々知ろしめすべき國を定め給ひし事なり(傳記七の(史傳七)の(書紀一)の(十)實に治者被治者の觀念の判然發表せられたるは此時なりと云ふべし。本居杯は、君主はたゞ此天照

政權及財產の繼承の制

大御神ぞ初には坐ましける(傳記七)兎に角國を治むると云ふ觀念の自覺的に存せしことの早かりしは實に驚くべきなり。神代よりして自覺的に國家のことを思ふ觀念の大いに發達し居りしことに關しては、神產巢日御祖命が大穴牟遲と少名毘古那とを兄弟と爲して、此國を作り堅ためさせ給ひし如きは申す迄もなく(傳記十の(史傳十)又少名毘古那神の常世國に度り給ひしかば、大國主神愁ひまして、吾獨何能得作此國孰神與吾能相作此國耶と告り給ひしが如きも(傳記十三)十九傳四の十)自覺的に天下の事を顧念し給ふ御觀念の甚だ強く御坐されしことを證するに足る所ならん。然り而して此時に於て又將來政治上に行はるゝ三個の事項は始めて行はれたりと云ふべし。則ち第一には、政權讓與若くは相續のこと、第二には、政權若しくは財産分割讓與のこと、第三には、父の存在中に權利及び財産を子に讓與して父の隠居すること等なり。此三個の事、就中第一第三の如きは、人代に到りては常に行はるゝ處なりしが、其起原とも云ふべきは則ち此時なりしなり。又此時の三國御分與のことに由て觀るに、不動產個人所有の觀念も固より明になり居りしと思はるゝなり。又伊邪那岐命が御頸珠を天照大御神に賜ひしことに由て觀るに、動產の觀念の判然せるは固よりのことなりき。

天照大御神が知らされたる高天原の開化は、既に農業時代に達せしものなることは、建速須佐之男命が荒らし給ひし營田のことにて明かなるが、其田には阿及溝杯もありしなり。されば既に農業時代に達し居りし而已ならず、農業は頗る發達し居りしことと思はるゝなり。(記傳八)史傳九。されば神口も漸く増殖して、政治思想も大いに發達し居りしこと疑ひなきなり。

議會門閥

天照大御神の石屋隠し給ひし時に際しては、八百萬神天安之河原に神集に集ひて、會議を開きて、謀計を講究せられしが如きは、太古の社會に於て重大の事件起る時に際して、往々觀る處の現象にして、開明社會に行はるゝ代議主義議會とは大に其趣を異にせるものなり。而して當時の謀議に於て高御産巢日神之子思金神の御意見の専ら行はれたるは、御知能の優れ給ひし故なることは、固より疑ふべきにあらざるが、又當時に於ても既に門閥と云ふことの行はれしを知るに足るの事情ならん。(記傳八)史傳九。(書紀一)の(記傳十)史傳十一。

刑罰科代

刑罰科代等の事も神代よりして幾分か定まり居りしが如し。八百萬の神共に議りて、速須佐之男命に千位主戸を負ほせ、亦鬚を切り、手足の爪を抜かしめて、神夜良比夜良比給ひしが如きは、當時刑罰の方法は如何なりしかを稍々察するに足るの事

刑罰方法

件なり。(記傳九)史傳十二。(書紀一)の(記傳八)史傳九。蓋し斯の如き贖罪解除法は、此時に於て始めて工風せられたるものには非らずして、恐らくは當時既に慣習になり居りし所にてありしならん。

刑罰方法は如何なるものが行はれしかは、則ち速須佐之男命の神夜良比夜良比はれ給ひし時の事情にて略察し得らるゝ所なるが、其他にも參考となるべきもの無きに非らざるなり。其は他に非らず、速須佐之男命が天斑馬を逆剝に剝ぎ給ひしこと。(記傳八)史傳九。及び稻羽の素菟が和邇の爲めに悉く其衣服を剝かれしことなり。(記傳十)史傳十一。蓋し速須佐之男命が天斑馬を逆剝に剝ぎ給ひしも、和邇が菟毛皮を剝ぎしも、恐らくは未だ曾て天下に慣習として行はれしことなきことを、各々其時々始めて單獨に思ひ附きて爲しゝには非らずして、斯く動物の皮を剝ぐ杯のことは當時習慣として往々行はれしことありし所なるが、仲哀天皇の御宇の頃には生剝逆剝等の事は既に悪事と認められたる所なりしが、尙ほ太古には生剝逆剝等のことは幾分刑罰的に行はれし所には非らざりしやと思はるゝなり。而して日本紀に據れば、速須佐之男命が天斑馬を剝がれしも生剝にてありしなり。(書紀一)史傳三十一。速須佐之男命の場合に於ける如く、手足の爪を抜くが如き贖罪法行はれし時代に於

ては、生剝逆剝等の如き贖罪法行はれしことなかりしとは決して云ふべからざるならん。又一つの参考となるべきことは伊邪那岐命が御佩せる十拳劍を以て子迦具土神を斬り給ひし時の其の御斬り方なり。古事記には只々「斬其子迦具土神之頸」(六十九の)とあれども、日本紀には或は「斬阿遲突知命爲三段」とあり(書紀一の十七)是に由て之を觀るに、神代にては某者を殺す必要ある時に當て、特に其頸を斬り落す杯只殺す丈にては満足せられずして、身體を數段に切斷するが如き殺し方を用ひられしことと見ゆるなり。而して斯る殺し方を用ひしは、特り私怨杯の爲めに、私に他者を殺害する場合に於て行はれし而已ならず、公の刑罰的殺戮の場合に於ても亦斯る斬り方は行はれしには非らずやと疑はるゝなり。又速須佐之男命が八俣遠呂知を殺し給ふにも之を切散り給ひしことなり(記傳五の)三十九(書紀一の)。

吟味の方

犯罪者なりとの嫌疑を受けたる者あるに當て其罪を慥むる爲めに、神代に於て用ひられたる吟味の方法の如何なりしやと云ふに、他に用ひられし方法はなかりしとは斷言し難けれども、兎に角當時用ひられし方法には、卜相的のものありし事は疑ひ無き所ならん。都て太古には、疑はしきことある時に當ては、卜相伺を爲して其如何を知らんとする習ひにて、此事は既に伊邪那美命が子水蛭子を生み給ひし當

時よりして行はれし所なるが(記傳四の)史傳三(書紀一)嫌疑を受けたる者の罪の有無を糺す爲めにも、矢張り是れに類似する卜相的方法を用ひられしことありしと思はるゝなり。則ちのちに行はれしが如き ordeal は神代よりして行はれしところなるが如し。其證據は天津日高日子番能邇邇藝能命木花之佐久夜毘賣をのみ留めて一宿婚あたはしゝに、佐久夜毘賣則ち妊める由を參出で白し給ひけるに、是非我子必國神之子と天孫の答白給ひければ、吾妊之子若國神之子者産不幸若天神之御子者幸と白されて、則ち無戸八尋殿を作りて其の殿内に入りまして、土以て塗塞ぎて産す時に方りて、其殿に火を著けてなも産まじけること、の如きは、則ち太古には必ず行はれし吟味法の一つに依り給ひしに外ならざるならん(記傳十六(書紀二)されば卜相誓を助となして ordeal 的吟味法の神代に行はれしことは明なる所なり。偕又八十神が大石を火を以て焼きて赤猪なりといつはりて大穴牟遲神を殺さんとせしこと(記傳十四(史傳十六)及び須佐之男命が大穴牟遲命を大野の中に入らしめ、即ち火を以て其野を焼き廻らしゝこと等に依て考ふるに、神代には火を以て身體を毀傷せんとすることは多く行はれし方法なりと思はるゝが、また熱湯も同様にもちひられしや、かゝる吟味法は早く神代より行はれしことなりしや否は分明

ならざれども、火遠理命が海神の教に随ひて、火照命を水責に爲し給ひしことに依
て考ふるに、水責杯云ふ方法も既に神代の吟味に用ひられしことには非ざりしや
と思はるゝなり(記傳十七)(書紀三の五十三)。

太古に於ては不具の子を親が棄る(Kojiki)と云ふことは、何れの國に於ても往々行
はれし所なるが、伊邪那岐命、伊邪那美命が彼の御子水蛭子を葦船(アシフネ)に入れて流し去
て給ひしが如きも、御子の御不具に御坐しし故なりしなり(記傳四の三十五)(史記二の七十六)。書紀
には「雖已三歲脚猶不立」とあり(書紀一の九)。されば本邦に於ても神代には不具の子を棄
てし一例はありしなり。而して後世に在ては如何に不具の子なりとて親が子を棄
る杯のことは悪事の尤も大なるものゝ一とせらるゝ所なるが、當時に在ては堂々
たる神達が最も當然なる御處置として爲し給ひし所なり。

徒黨を結びて悪事を謀る杯のことも、神代神々の間に於てより既に存せし所なり。
八十神が大穴牟遲神を殺さんと欲して同心協力種々謀計をめぐらされしが如き
は、即ち徒黨及び謀殺の嚆矢と云ふべきものならん(記傳十の十四)(史傳十七の十六)。

天下國家のことは必ず神の加護に依らざるべからずとの觀念の如きは、何時の頃
より存せしかと云ふに、大國主神の上の如く愁ひ居給ひし時に、光海依來之神あり

葉兒

徒黨

國家の事
神の保護

治國平天下の
觀念の最も著明な
の發表

「能治我前者吾能共與相作成若不然者國難成」と語り給ひしに依り、其言ひ給ふ儘
に大國主神は治め奉り給ひて、則ち國を作り給ひし頃に於て既に存せし所なり(記傳
十二の)(史傳十九)。即ち此觀念も自覺的に神代よりして存せし所なるは明なるが如
し。

然れども治國平天下の觀念の最も表發せられたるは、天照大御神の命以て、豐葦原
之千秋之長五百秋之水穗國者我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國と言因
賜ひて、皇孫天降し給ひし時なり(記傳十の十一)(史傳二十)。最初伊邪那岐命が天照大御神國
讀命及建速須佐之男命の三柱の神に夫々知らせらるべき國を定め給ひし時に當
てや、豐葦原中國の如きは須佐之男命の知らせらるべき國とは定め給はざりしに
(史傳七の二十)。速須佐之男命が神夜良比夜良はれ給ひし故に、此國に降りまして其
御子孫の此國を領し給ふこととは成り居りし如きは、天神の命以ちて定められた
る故に非らずして、自然の成り行きに由れりしことなり。然るに天照大御神の命以
ちて、豐葦原之千秋之長五百秋之水穗國は、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の所
知國と言因し給ひしに由て、始めて正當の治者は出來んとしたり。則ち此國の爲め
に正當の治者は此時自覺的に置かれ給ひしなり。而して既に自ら領主のありしに

も拘らず斯く皇子を降して此國を知らしめ給ひし原因に關しては、皇祖高皇產靈尊及び天照大御神の皇美麻命を御憐愛し給ふことの深く御坐しし事情の如きは、固より其重なるものなりしかは知らねども(書紀二)又其の一は速須佐之男命の御子孫には能く治め給ふこと能はせられずして天下大に亂れしが爲めにありしならん。則ち治國平天下の特殊の御觀念より出でしも亦決して少なからざりしならん。然り而して天神と雖も他者の既に領し居りし國をば一概に奪ひ給ふことは爲し給はずして、其領者の納得をば先づ得給ひて、然る後に其の治者を易へ給ひしが如きは、至極穩當なる御處置にて、實に當時の革命は戰争的若くは亂暴的のものに非らずして、政治的、平和的のものにてありしなり。

平和的革命
知らざるべき國

偕又伊邪那岐命が天照大御神に高天原を授け、月讀命に夜の食國を授け給ひ、速須佐之男命に海草を授け給ひしも亦、天照大御神が正勝吾勝勝速日天忍穗耳命に豐葦原之千秋之長五百秋之水穗國を授け給ひしも、皆其の知らせ給ふべき國としてにてありしなり、神々各々如何様共爲し給ふことを得給ふ如き、御一個の御所有としてにては御坐さざりしことは明かなるが如し。眞正君主の本體は神代の當時より定まりし所にして、本邦には諸外國の如くに、國家及人民をば全く我が私有物の

海神國の政治

如くに看做して、如何に取扱ふも碍なきことと思惟して惡虐無道を極めらるる如き君主の御一人も御坐さざりしは大いに理由あることなり。即ち君主は最初國家を知りしめさるべき者にて御坐されしが故なり。則ち天下國家を治め給ふ者にて御坐ししが故なり。天照大御神高木神の命以ちて、今平訖葦原中國之白故隨言依賜降座而（記）知看（記）と詔ひき、こゝに太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答白（記）「僕者將降裝束之間子生出名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇藝命此子應降也」と。乃ち其隨白日子番能邇藝命科詔（記）「此豐葦原水穗國者汝將知國」と言依賜ふ。則ち隨命天降したまひしなり（記）（五の十一）（史傳二十）日本紀には皇祖高皇產靈尊特鐘憐愛以崇養焉遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以爲葦原中國之主云々（記）（書紀二）其主とすとは則ち天下を治め給ふ主と云ふことにて御坐されしことは疑ひ無き所ならん。前陳せる如く、政治思想は顯國黃泉國及び高天原等に於ては大いに發達せる所に於て、國家的組織も稍々成立ち居りしことなるが、海神の國に於て海神が能く水屬諸動物を統御し給ひし事情より察するに、亦同様に國家的秩序は整ひ居りしこと明かなり（記）（傳十七）（書紀二）

是に由て之を觀るに、顯國に於ても、黃泉國に於ても、高天原に於ても、海國に於ても、

神代よりして政治思想は頗る發達し、國家的秩序も稍々整ひ君主と臣民との別も明に立ち居りて、治者には此時代よりして早く既に自覺的に治國平天下の觀念御坐されしことと思はるゝなり。

觀念及び智識

原因結果の觀念は世の開化するに隨て鞏固になるものにして、太古に在ては、無より有を生じ、有の無となる杯の觀念は必ずあるものにて、何れの國に於ても然らざるなきが如し、神代に於ても極最初には則ち無より有の生せしにてありたりと思はるゝなり。天地初發の時高天原に天之御中主神高御產巢日神產巢日神等の成りませると云ふ、其の成りませるとは此の物のかわりて彼の物に變化の謂に非らずして、無よりして物の生り出るの謂なりと云ふ(記傳三)或は是等の神は何時より成生(成)じとも知らず、唯始より有り坐(坐)しことと心得べきものとするの論もあることなるが(史傳一)孰れにしても、是等神々は無より有に成り出で給ひしものとせられ給ひしが如し。然して天御虛空に關して成り出でじと云ふ觀念は少しも無く、是れは何時に於ても存在せしものとせられしと思はるゝが、若し果して然りしならば、彼の神々の如きも強て無より有に成り出で給ひしなりとするには及ばず。後に又

原因結果の觀念

御身を隠し給ひし如く、最初には隱然とあり給ひし神が後に御神體を顯はし給ひしにてありし如きことなりしとするも不都合はなかるべしと雖も、實際は斯次第にては無くして、全く無より有に成り出で給ひしことに成り居るが如し、偕て天も地も無き以前より大虛空は存在して、其中に彼の三柱の神は無より有に成り出で給ひしなるが、其の後に成りませる神々は最早無より有に成り出で給ひしにはあらずして、確然たる原因に由て成りませるものなり。即ち次に成りませる神々は葦牙の如萌騰之物に因りて成りませると云ふは、書紀にある如く強ちに狀葦牙の如き物便ち神と化爲には非ずして、其の物より生り出で給ひしなりとするも(書紀一)記傳三(史傳一)の、既に高御產巢日神及び神產巢日神の御坐して、次々の神等の成りませるは、悉く皆此二柱の產巢日大神の產靈に因りて生り出で給ひしなりと云ふを以て見るに(記傳三)史傳一(史傳一)の、既に此時よりして無より有の成ることは出來ず、原因なしに出來る物は無きことに定まりたるが如し。されば大體原因結果の理は割合早くより認知せられし所なりしか如し。されば物質は大虛空と共に何時よりありしとも知れざれども、天體なれ地球なれ地球に屬する山川草木人畜なれに至るまで何物に依らず、都て原因結果の天則に因て生せざるは無きことに成り

居るが如し。されば日月は申すに及ばず海川山草木等は皆伊邪那岐伊邪那美命の
 生み給ひし所なりしが(書紀一)某の神の御頭上に蠶と桑と生れり、御臍の中には五
 穀(五穀)生なれり(書紀一)神と物とを問はず、其存在は必ず原因するものにて、或は某の神
 の御尿に成りませる神あり坐せば、又御尿に成りませる神さへ坐しまじき(紀傳五)
(史傳八)書紀一又某の神の御鬚髯は杉に成り、御胸毛は檜(ひのき)に成り、御尻毛は楨(たけのこ)に成り、
 御眉毛は椽(くす)樟(す)に成れるなど(書紀一)物の存在は一々説明せらるべき限りにして、
 別に説明無くして存在する物と雖も、決して絶對的に説明の出來ざる次第には非
 らず。唯々偶然説明の存せざるに過ぎず。固より原因なしに存在するに至りしには非
 非らざるが如し。されば原因結果の理は神代に於ても必ず行はれし所にして、且つ
 神々も早くより之を認知せられしと思はるゝなり。

在精神的存在

實體的存在の外に更に精神的存在なるものありとの觀念は、蓋し神代の當初より
 存せしものなるが如し。按ずるに天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神、宇麻志阿
 斯(あ)備比古遲神、天之常立神、國之常立神、豐雲野神等初發の七柱の神等は御身を隠
 させ給ひし由なるが其隱身也(みかくしたまひ)とは本居の説に依れば、即ち御身の隠れて所見顯れ
 給はぬを云ふなり。御形體の無きを如此言ふには非らず(記傳三)而して本居は如何

數の觀念

なる物の蔭に入りて隠れ給ひしなるか、尋常空間的世界の外に又一種特別なる世
 界のありて之に入りて隠れ給ひし杯云ふ次第なりしが、是等の點に關しては何共
 云はず。唯々兎に角御形體は在り乍ら隠れて所見顯れ給はぬなりとするものなり。
 然るに篤胤の如きは、御形體の存在に關しては本居と同説の者なれども、其の隠れ
 給ひしは則ち北辰の中に常しへに隠れ鎮坐坐(とくま)しなりとの説を主唱するものなり
(史傳一)斯の如き第一流の神々のことなれば、固より御形體を存し居給ひつゝ他
 者には見え顯はれ給ひしならんか、或は篤胤の説の如くに遙けく遠く隔りたる所
 に退去し給ひしとするも、御身を隠し給ひしと云ふを以て一概に精神的存在に變
 化し給ひしとは斷言すべからざるが如し。蓋し純粹精神的存在杯の觀念は當時に
 在ては尙ほ存せざりし所ならんか。

神代にも數の觀念は中々能く發達爲し居りしが、最も早く其觀念の發表せられた
 るは三の數にてありしが如し。偕又是等神々の獨神にて御坐しまじきに依て、一の
 數の觀念も發表せられしと云はんか。彼の最初如何なる物にも因り給ふことなく
 して自然に成りませる神々は則ち三柱にて御坐しとなり。次に發表せられたる數
 は二若くは四の數なり。若し宇麻志阿斯備比古遲神と天之常立神、國之常立神と

豊雲野神とが一對は葦牙の如くなる物に因て成り坐し又一對は淨脂の如き物に因て成り坐せるにて(記傳三三)一對宛に成り給ひしものならば即ち二の数の觀念の表れたるなり。若し又實際一對宛に成り給ひしに非らずして一より二より三より四と次々に四柱の神の成りませるにてありしならば即ち四の数の觀念の表れたるものなり。而して天之御中主神より豊雲野神まで七柱の神は皆獨神成坐て御身を隠し給ひし神にて此の二點に於て其の次の神々とは區別せられ給ひて自ら一團體を爲し給ふが故に次に顯はれたる数の觀念は即ち七の数の觀念なり。其次の神々は男神と女神と相雙びて成りませるが故に二の数の觀念の發表せられしなりしか。斯く男神女神雙びて成りませる神等五對ありて都合十神御坐されしが故に即ち是等の神等の成りませることに依て五の数の觀念は發表せられたりと云ふべし。若し一説の如く國之常立神より伊邪那美命迄十二柱は皆同じく彼の淨脂の如き物に因て成りませるにて御坐されしならば即ち十二の数の觀念は是に表はれたるなり(記傳三三)又一説の如く是等十二柱の神も前二柱の神と同様に葦牙の如くなる物に因て生り坐るなりとせば十四の数の觀念は表はれたるなり(記傳三四)されは又天之御中主神より天之常立神迄五柱の神は別天神に坐

八の數

し是に國之常立神より伊邪那岐伊邪那美神迄を神世七代と稱することに依て觀るに此區別の爲めに五の數と七の數との觀念の發表せられしと云ふべきなり。次に伊邪那岐命伊邪那美命の二柱の神の御行爲の爲めに二の数の觀念は甚だ明に發表せられしが先第一には天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國ひし段に於て斯く特に此二柱の神に詔せられたれば即ち二の数の觀念は此時に於て明に發表せられしと云ふべし(記傳四)の十五。偕て斯の如く種々の数の觀念次第に發表せらるゝ所ありしが其中にて最も屢々發表せられたるは八の数の觀念なるが如し。何にや彼に付きて絶へず發表せられし數は則ち八の數なり。第一には伊邪那岐命伊邪那美命の見立て給ひし御殿は八尋殿にてありしなり(記傳四)の五十二。第二には伊邪那岐命伊邪那美命の先つ生ませるは大八島國にて御坐されしなり(記傳五)の十三。又第三には速秋津日子と速秋津比賣の二柱の神の生ませる神も八柱にて御坐しとなり(記傳五)の七。第四には大山津見神野椎神二神の生ませる神も八柱にて御坐しとなり(記傳五)の二十六。第五には伊邪那岐命伊邪那美命が一團體として生み給ひし鳥之石楠船神より豊宇氣比賣神までも亦八柱にて御坐しとなり(記傳五)の五十一。第六には伊邪那岐命か御佩

せる十拳劔を抜きて其子迦具土神の御頸を斬り給ひし時、其御刀に因り成りませる神も八神にて御坐しとなり(記傳五)史傳五。第七には殺されまじし迦具土神の御頭以下の御部分に成りませる神も八神に御坐しとなり(記傳五)史傳五。第八には黄泉國に於て伊邪那美命の御頭以下の御部分になりませる雷神も八神にて御坐しとなり(記傳六)史傳五。第九には書記第一書に依れば伊邪那美命は泉津醜女の八人を遣はして伊邪那岐命を追ふて留めんとし給ひしとなり(書紀一)第十には速須佐之男命は所命給へる國を治らさずて八拳須心利に至るまで啼きいさちり給ひたり(記傳七)史傳七。第十一には書紀一書に據れば高天原に上りまじし時に、天照大御神は御躬に十握劔九握劔八握劔を帶き給ひしとなり(書紀一)第十二には、其の時天照大御神は左右りの御美豆良にも御鬘にも左右の御手にも各八尺勾瓊の五百津の美須麻流の珠を纏き持たし給ひたり(記傳七)史傳七。第十三には、天照大御神石屋隠れの時に當りて天之安河原に神集ひ集ひまじしは八百萬神にて御坐しとなり(記傳八)史傳九。又は八十萬神にて御坐しとも云ふ(書紀一)第十四には、足名椎手名椎には女八稚女在りたり(記傳九)史傳十。第十五には、足名椎手名椎の女を年毎に來て喫ひしは八俣遠呂知なり(記傳九)史傳十。第十六には、

十一の三)第十六には、八俣遠呂知は身一つに八頭八尾つあり亦其の長鬚八谷峽八尾に度りたり(記傳五)史傳十五。第十七には、速須佐之男命は足名椎手名椎に命じて八鹽折の酒を醸さしめ、壇に八門を作り、毎門に入佐受岐を結はしめ給ひたり(記傳九)史傳十五。第十八には、大國主神の兄弟は八十神坐し(記傳十)史傳十一。第十九には、羽山戸神大氣都比賣を娶て生ませる御子若山咋神以下八神にて坐し(記傳十二)第二十には、天若日子は下照比賣を娶とり亦大國主神の國を獲むと慮りて八年に至るまで復言奏し給はざり(記傳十三)史傳二十。第二十一には、天若日子の御葬儀に際しては、父神母神等日八日夜八夜を遊び給ひしなり(記傳十四)史傳二十一。第二十二には、建御雷神の御間に大國主神の答へ給ひし御詞の中に、僕者於百不足八十垺手隠而侍、亦僕子等百八十神者云々、と白し給ひ(記傳十四)史傳二十二。第二十三には、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫として、天の御饗獻る時に、白して曰をされし御詞の中には、作天八十毘良迦八拳垂摩豆燒擧等のことあり(記傳十四)史傳二十二。第二十四には、日子番能邇邇藥命天降まさむとせられし時に、猿田毘古神は天の八衢に居給ひたり(記傳十五)史傳二十三。第二十五には、海神が火遠理命も御饗し給ひし時には、美智の皮の壘八重を敷き亦繩壘八重を其上に敷かれた

り(記傳十七)書紀二の第二十六には、豐玉毘賣命は方に産給ふ時には八尋和邇に化りて匍匐委迤(記傳十七)給ひき(記傳十七)書紀二の第二十七には、日子穗穗手見命は高千穂の宮に伍陌捌拾歳坐々(記傳十七)尙此外にも八咫鏡(書紀一)八十五箇(書紀三)天八重雲(書紀二)百八十約(書紀三)百八十縫(書紀三)八目鳴鑄(書紀三)八十連屬(書紀三)八日(書紀二)等の場合に於て八の數若くば其の倍數發表せられたり。

斯の如く神代に於ては八の數の種々の場合に發表せられたるは夥だじきことなるが、本居の説に據れば八は必ず七八と數ふ八にはあらず、彌の約まりたる言なり。凡て八重八雲又八十八百八千、其外八某と云こと古の常なり。皆同じことにて唯重なり多きを云へり云々と(記傳四)篤胤も同説なり(史傳三)然して本居は彼の八尋殿の段に於て此説を提出せし而已ならず、尙ほ其の他の場所に於ても繰返へし繰返し此説を主張せり、即ち八稚女の八も例のたゞ多きを云るにて幾人も有じ意なるべし云々と云へり(記傳九)八侯八頭八尾八谷八尾八鹽折八門結八佐受岐等に關しては、八侯は次に身に有八頭八尾と云るこれなり、即ち書紀に頭尾各有八岐とありと云ひ(記傳九)八鹽折之酒の名は、八度絞返故也との説を大かた宜しかるべしと云ひ(記傳九)毎門結八云々と門毎に一つづゝにて八門なれば合せて八結と

八に關する本居等の意見及び其の當否

云ふ一門毎に入つづつ合せて六十四にあらずと云ひて(記傳九)一旦は是等の八は七ツ八ツの八なるが如くに云ひしも、亦ひるかへつて、さて八稚女、八侯、八頭、八尾、八谷、八尾、八鹽折、八門はいづれもたしかに七ツ八ツの八には非で本はたゞ多きを云るなるべしと云へり(記傳九)八拳須の八も八束穂杯と同様、何れも必ず八ツに限るに非らず、彌束にてたゞ長き由なりと云へり(記傳七)然るを神道には八の數を尊むなと云ふて、此數に付て種々云ひなすは、皆例の漢書言にて都て古の意にあらず、物を八に齋るも後の態なりと云へり(記傳四)扱て神代に於ける八は果して皆彌の意にて、唯々多きを云はん爲めのものなりしや否は決して一概には斷言する能はざるなり、固より斯る意にて用ゐられたる例も尠からざるならんが、亦其れに反して明に七ツ八ツの意にて用ゐられたる場合も決して無きには非らざるが如し、彼の大八島國の八及び八雷神の八の如きは、即ち明に七八の八なるが如し、然れども是等は後に用ひらるゝに至りたる八にて、當時に於て用ひられたるものにはあらずと云はんか、或は然りしやも知れず、然れども好しや神代の八は都て彌の意なりしとするも、神代の事件には七八の八の數を以て起りしものゝ多かりしことは疑ひなき所なり、第一には、伊邪那岐命、伊邪那美命の八島を先づ生みませること。

第二には、伊邪那岐命が迦具土神の御頸を斬り給ひし時御刀に因りて成りませる神も八神なりしこと。第四には、伊邪那美命の御頸以下の御部分に成りませる雷神の八柱なりしこと。第五には、速秋津日子と速秋津比賣との生みませる御子の八柱なりしこと。第六には、大山津見神と野椎神の生みませる御子も八柱なりしこと。第七には、山月神と大氣都比賣の生みませる御子も八柱なりしこと等なり。斯く神の御子を生み給ふに八柱なりしこと多かりしに由て、八の数の觀念は神々の御心には必ず確然として存するに至りしことと思はるゝなり。而して若し八の数の御觀念にして確然神の御心に存せしとせば、之を代表するの語も必ず存せしに違ひなからん。されば身一に八頭八尾の八及び日八日夜八夜以遊也の八迄も強て彌の意なり、唯々多きことを云ふものありとするの必要は無きが如し。

次に最も多く神代に行はれし数は三なるが如し。神代に三の数の發表せられたる例は左の如し。第一には、天地開闢の時に於て最初に成り出で給ひし神は天之御中主神高御産巢月神産巢日神等三柱の神にて坐々しなり(記傳三)(史傳一)。書紀には始めて生り給ひし神を國常立尊國狹槌尊豐斟尊の三神と倣せり(書紀一)。然れど

も共に三柱は三柱なり。第二には、子水蛭子は已に三歳に至るまで御脚猶ほ立たざりしことなり(書紀一)。第三には、隱伎の三子嶋のこどあり(記傳五)(史傳三)(書紀一)。第四には、伊邪那岐命は黄泉比良坂の坂本に於て桃の子三ツを取りて黄泉軍を待撃ち給ひしなり(記傳六)(史傳五)。第五には、伊邪那岐命は軻遇突智を斬りて三段に爲し給ひたり(書紀一)(史傳五)。第六には、伊邪那岐命か襖袂給ひし時に成りませる御子等の中に、綿津見神及び底筒神は孰れも三柱に坐々しき(記傳六)(史傳六)。第七には、伊邪那岐命が生みの終に得給ひし貴子は三柱に坐々しき(記傳七)(史傳七)(書紀一)。第八には、天照御大神は建速須佐之男命の佩せる十拳劍を乞ひ度して三段に打ち折り給ひたり(記傳七)(史傳八)(書紀二)。第九には、伊邪那岐命か斯く三段に打ち折り給ひし劍を佐賀美に迦美て吹棄る氣吹の狹霧に成りませる神は三柱に坐々しき(記傳七)(史傳八)(書紀二)。第十には、大國主神は須勢理毘賣の教に隨ひて蛇の比禮を三度舉りて蛇打ち撥ひ給ひたり(記傳十)(史傳十七)。第十一には、天善比神は大國主神に媚び附きて三年になるまで復り言奏し給はざりき(記傳十一)(史傳二十)。第十二には、木花之佐久夜毘賣の産みませる御子は三柱にて坐々しき(記傳十二)(史傳二十一)(書紀二)。第十三には、火遠理命其兄火照命に各に佐知を易へて用ひてんと謂ひて三度乞ひ給

ひじとなり(七傳十)第十四には、天照大神は天津彦彦火瓊瓊杵尊に八阪瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種の寶物を賜ひじとなり(書紀三)第十五には、書紀に依れば海神は三の床を設けて矢孫を請入しめ奉りじとなり(書紀二)第十六には、火遠理命は三年と云ふまで海神の國に住み給ひたり(二傳十七)第十七(書紀二)第十六には、兄の鈎を還さん時に三下唾きて與へ給へと彦火火出見尊に教へ奉りたり(書紀二)第十八には、若し火遠理命が海神の教の如くに爲し給はんには、三年之間、必其兄貧窮と曰をされたり(三傳十七)尙ほ此外にも日神の御田三處に在りじと云ふこと杯あり(書紀十一)

三に關す
其の當否
見る及び

是に由て之を観るに神代に於て八の數に次いて熾に行はれたる數は三の數なるが如し。而して本居が八の數に關して云ふ所と稍や類似せることを篤胤は又三の數に關して云へり。即ち蛭子が、雖滿三歲脚尙不立と云ふは唯大略に三歲ばかりを経たるを云へるにて必ずしも拘はるべからずと云へり(七傳二)。されど三柱の御子三子の嶋、三種の寶物三處の御田等に就て觀るに、三の數の明かに二三の三の意にて用ゐられし場合神代に多くありしことは疑ひなき所なるが如し。又三の數の明示せられざるも三の數の觀念の表發せられし場合は決して尠からざるなり。

一の數

次に最も多く表示せられ若くは其觀念の發表せられたる數は一なるが如し。其例證を擧げんに、第一には、最初七柱の神は獨神にて坐々したり(一傳三)第二は、書紀に據れば開闢の初め天地の中に一物生なりじとなり(書紀一)第三には、伊邪那美命は成り成りて成り合はざる處一處ありと曰をされたり(四傳四)第四には、伊邪那岐命伊邪那美命が天の浮橋に立たして沼茅を指下ろして畫き給へる時に成りしは一つの島にてありしなり(一傳四)第五には、伊豫の二名島及び筑紫の島は孰れも身一つにして面四ありじあり(一傳五)第六には、天一柱のことあり(二傳五)第七には、天一根のことあり(二傳五)第八には、伊邪那美命の神遊坐し時伊邪那岐命は愛我那邇妹命乎、易子之一木乎と詔り給ひたり(六傳五)第九には、伊邪那美命は黄泉國に於て湯津津間櫛の男柱一つ取り闕きて一つ火燭し給ひたり(二傳六)第十には、伊邪那美命は汝國之人草一日絞殺千頭と言し給ひ、伊邪那岐命は吾一日立千五百産屋と詔り給ひたり(二傳六)第十一には、八俣遠呂知は身一に頭八尾八ありしなり(九傳九)第十二には、日子番能邇邇能命は木花之佐久夜

毘賣をのみ留めて一宿婚し給ひしなり(記傳十六) (書紀三)第十三には火遠理の命は海佐知を以て魚鉤すに都て一魚も得給はざりき(記傳十)第十四には火遠理命は大なる歎一つあり給ひたり(記傳十七)第十五には一尋和邇は火遠理命を一日の内に送り奉りき(記傳十七) (書紀二)尙ほ此外にも書紀には一箕(書紀二) (一) 一井一湯津杜樹一美人一希客 (書紀二) (一) 一遊海神之教 (書紀二) (一) 一長老 (書紀二) (一) 一魚 (書紀十七) (二) 等のことありされば殆んど三の數と同様に神代に表示せられたる數は一の數なりしなり固より一の數は他の數とは大に異なる性質のものにて他の數よりは之を唱へ得べき場合多くあることなるが故に彼の一箕一井一長老一魚の場合を以て一概にいひ難けれども兎に角一の數の八と三の數に次ぎて多く唱へられしことは疑ひなきが如し。

二の數

次に其の觀念の多く發表せられたる數は或は二の數ならんか二の數の觀念の發表せられたる場合の大概を擧げんに第一には國稚く浮脂の如くにして久羅下那洲多陀用幣琉時に葦牙の如萌騰れる物に因りて成りませる神は宇麻志阿斯訶備比古遲神及び天之常立神二柱の神に坐々しき(記傳三) (史傳一) (一) 第二には右二柱の神の次に又國之常立神と豐雲野神の二柱の神成り坐々しき (記傳三) (史傳一) (一) 第

三には其の次ぎよりは女男の神並びて成りませることに因て二の數は表示されたりと云ふべし第四には伊邪那岐神伊邪那美神二柱の神の御行爲に因て二の數の觀念は益々判明になりしと思はるゝなり第五には速秋津日子速秋津毘賣二柱の神河海に困りて持ち別けて神々を生ませられしこと(紀傳五) (史傳七)第六には大山津見神野稚神二柱の神山野に困りて持ち別けて神々を生し給ひしこと(記傳六十) 第七には伊邪那岐命が初めて中瀬に隨迦豆伎を濼き給ふ時に彼の穢き繁國に到りまじく時の汚垢に困りて成りませるは八十禍津日神大禍津日神二柱の神にて坐々しき (記傳六) (史傳六) (一) 第八には速須佐之男命に殺され給ひし大宜津毘賣の二つの御目に稻種生り二つの御耳に粟生りき(記傳九) (史傳九) (一)第九には速須佐之男命出雲國の肥の河上なる鳥髮の地に降りまじく時箸其の河より流れ下りければ其河上に人ありけりと以爲して尋覓上り往てまじくかば老夫と老女と二人在りて童女を中に置きて泣き居たり(史傳十五) (書紀一) (一) 第十には大穴牟遲と少名毘古那と二柱の神相並ばして此國をつくり堅め給ひしことに依りて二の數の觀念は亦發表せられたり(記傳二十) (史傳十八) 第十一には大年神が香用毘賣に娶ひて生みなせる子は大香山戸臣神次に御年神二柱にて坐々しきことに依て、二

の數は發表せられたり(記傳二十九)第十三には阿遲志貴高日子根神と天若日子とが御容姿甚能く似給ひしことの如きは亦二の數の觀念を發表せし所なり(記傳五十六) (史傳二十一) (書紀三) 第十四には天鳥船神と建御雷神二柱の神の出雲國の伊那佐之小濱に降り到き給ひしことに依て二つの數の觀念は發表せられたり(記傳十) (史傳十八) (書紀三) 第十五には汝子等事代主神建御名方神二神者云々及び僕子等二神神隨自云々等の場合に於ても二の數は發表せられたり(記傳十四) (書紀二) (史傳二十) 第十六には正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の高木神之女萬幡豐秋津師比賣命に御合ひまじて生みませる御子天火明命次に日子番能邇邇命二柱に坐々ししことに依て二の數は發表せられたり(記傳十) (書紀三) 第十七には天孫天降坐す時に天忍日命天津久米命二人御前に立たして仕へ奉られしことに依りて二の數の觀念は發表せられたり(記傳十五) (史傳二十七) 第十八には石長比賣と木花之佐久夜毘賣の御事件の如きは二の數の觀念を發表せる所なるが殊に大山津見神が我之女二竝立奉由有云々と曰し送り給ひしに依りて二の觀念は明に發表せられしなり(記傳十六) (書紀一) (書紀一) 穗日二上天浮橋のこと(書紀二) 味耜高彥根神光儀花鏡映干二丘二谷之間云

七九五等
の數及び
大數

々のこと(書紀二) 火照命に火遠理御兄弟の御確執の如き(書紀二) 何れも亦二の數の觀念を發表せし所なり斯く二の數の觀念も神代に於て屢々發表せられし處なるが此の數も一の數と同様に注意を要する事情あるものなり即ち事物には其の本來の性質上他の數に存せずして二の數に存する所のもの無きに非らざるものなり人類の手足及び耳目の如き即ち斯の如きものの中にありと云ふべしされば斯る事情の爲めに二數の多く發表せられし事もなきに非らざれども兎に角二の數の觀念の八三一等の數に次いで多く發表せられしことは疑ひなきが如し。右等の數即ち八三一、二の數の外には殊に屢々發表せられし數はあらざるが如し。就中七と九の數の如きは殆んど皆無とも云ふべき數なり五の數の如き單位として現はるること少くして五百千五百等の如き組合數の場合に於て多く使用せられしものなり而して神代に於ては大數は如何なる數を以て表せられしかと云ふに并は百千萬等の數若くは是等の數の組立數及び是等の數と五八十等の數との組立に依て表せられしが如し即ち千五百之黃泉軍(記傳六) 千引石(記傳六) (史傳六十) (書紀一) 千頭(記傳六) (史傳五) (書紀一) 千五百産屋(記傳六) (史傳五) (書紀一) 八千神津日神(記傳六) (史傳六) (記傳七) 五百津之美須麻流之珠千入之靴五百入之靴

御手の手纏を投げ棄ち給ひ、次に右りの御手の手纏を投げ棄ち給ひしなり(記傳六八(史傳六)の三十五)。第五には、又其の時御目を洗ひ給ふにも、先づ左の御目を洗ひ給ひ、次に右りの御目を洗ひ給ひしが、實に其の左の御目を洗ひ給ひし時に成りませる神こそ天照大御神にて御坐まじけれ(記傳六の七十三(史傳六)の五十四)。第六には、天照大御神が天に參上りませる速須佐之男命に立ち給ひし時に、八咫勾瓊の五百津の美須麻流の珠を御美豆良に纏き給ふにも、御手に纏き給ふにも、何時も左を前にし右りを後にし給ひたり(記傳七の三十一(史傳七)の四十五)。第七には、天照大御神と速須佐之男命が御互に御生子生み給ひし時、速須佐之男命が先づ天照大御神の左の御美豆良に纏かせる八咫勾瓊の五百津の美須麻流の珠を乞ひ度し、次に右りの御美豆良に纏かせる珠を乞ひ度し給ひし而已ならず、實に其左りの珠に因て成りませる神は、天照大御神の最も御愛み深く御坐して豊葦原之千秋之長五百秋之水穗國を知らさしめんごし給ひし正勝吾勝勝速日天忍穗耳命にて御坐し、其れに反して右りの珠に因りて成りませる神は、天神の命を受けて葦原の中國に降り給ひしにも拘らず、大國主神に媚び附きて三年になるまでも復り言奏し給はさりし如き不孝不忠の神なる天之苦卑能命にて御坐し、なり(記傳七の四十六(史傳八)の五)。第八には、此時亦速須佐之男命が天照大御神

の御手に纏かせる珠を乞ひ度し給ふにも、左を前にし、右りを後にし給ひたり(記傳七の四十七(史傳八)の七)。

以上の例證に由て觀るに、神代に於ては疑ひもなく右よりは左をば尊ばれしと思はるゝなり。常に左を前にし右を後にせられし而已ならず、左より成り給ひし神は必ず右より成り給ひし神に比して常に遙に優等の神にて御坐し、なり。彼の伊邪那岐命の左より廻り合ひ、伊邪那美命の右より廻り逢ひ給ひしが如きも、當時右よりよりは左を尊重せしことの一證ならん。

身體の各部を呼唱する順序

初めて身體の部分の呼唱せられたるは、殺され給ひし迦具土神の御身體の諸部に神々の成り給ひしことを云へる段に於て起りし所にして、即ち其順序は、第一には、御頭、第二は御胸、第三には御腹、第四には御陰、第五には左の御手、第六には右りの御手、第七には左の御足、第八には右りの御足なり(記傳五の八十五(史傳五)の十三)。次は黄泉國に於て伊邪那美命の御身體の諸部に八雷神の成り居給ひし事を述べたる段に於て顯はれし所なるが、爰に於ても第一には御頭、第二には御胸、第三には御腹、第四には御陰、第五には左の御手、第六には右りの御手、第七には左の御足、第八には右りの御足に

身體の各部を呼唱する順序

てありき(記傳六)次は伊邪那岐命か禊祓の時に投げ棄ち給へる物の御順序なり。即ち第一には御杖第二には御帶第三には御裳第四には御衣第五には御櫛第六には御冠第七には左御手の手纏第八には右御手の手纏と順々に投げ棄ち給ひしが、今日の人考にては御冠は第一番に投げ棄ち給ふべき物なりなごと思ふ者もあらんが、此時伊邪那岐命は御衣服を悉く投げ棄ち給ひたる後にて御冠をば投げ棄ち給ひしなり(記傳六)(古傳六)又次には其の時先づ御目を洗ひ給ひ次に御鼻を洗ひ給ひしなり(記傳六)(史傳六)其の次には殺され給へる大氣都比賣の御身に成れる物に關しては第一に御頭に蠶生り第二二つの御目に稻種生り第三に二つの御耳に粟生り第四に御鼻に小豆生り御陰に麥生り御尻に大豆生りきとあり。又其の時大氣都比賣の殺され給ひしは御鼻御口御尻より種々の味物を取り出で、速須佐之男命に進られし爲めなりしなり(記傳九)(史傳九)。

時の觀念

時の觀念は神代の當初より儘かに存在せしものと思はるゝなり。時の長短及び之を計る標準等も既に立ち居りしことと思はるゝなり。即ち年月等の區別も立ち居りて、斯る時限の觀念は神々の御心の中には明かに存在せしが如し。其の證據を擧

時の觀念

げんに第一には、蛭子は生れて已に三歳に成り給ふも御脚立ち給はざりしが故に御親の神は天磐椽樟船に載せて風の順々放ち棄て給ひしことなり(書紀一)固より此の三歳と云ふことに關しては、篤胤の説に依れば此の程は未だ歳次も定まらざる間のことなれば唯大略に三歳ばかりを経たるにと云ふに過ぎざる譯なるが、縦し然りとすも何か時を計り給ふ標準はありて、已に斯程の時を経たるに未だ立たずとせらるゝには、必ず時の分量を計ることを知りて、其の長短杯に關しても大略確かなる御觀念を有し給ひしには相違無きが如し(史傳二)第二には、伊邪那美命は汝國之人草一日絞殺千頭と言ひ給ひ、伊邪那岐命は吾一日立千五百産屋と詔り給ひたり(記傳六)(史傳五)或は此の時は歳次而已ならず、日次さへ未だ定まらざりし間ならんかと思はるゝこともあらんが、兎に角何かの標準に依りて一日の時間の觀念は明に存せしと思はるゝなり。何となれば是以一日必千人死、一日必千五百人生也とあればなり。即ち伊邪那岐命、伊邪那美命の一日と言ひ給ひし時間は、全く人代の一日と同一のものならんと思はる。縦しや絶對的に其の一日の御觀念は、人代の一日とは同一ならざりしも、日次を以て時を分つの御趣向は已に神々の御心中には此の時よりして存せしには相違無し。而して伊邪那美命が爲如此者汝國

之人草一日絞殺千頭と言をし給ひしに由て察するに、當時の考にては、千人は甚だ多き人數にて、一日は甚だ僅少なる時限なりしことは疑ひなきが如し。則ち當時數量の觀念に大極小極共に今日のよりは其度合甚だ狭小なりしと思はるゝなり。且つ此段の事實に依て察するに、當時人口の多からざりしことも自ら明なるが如し。第三には、人類の上に於ては鬚の胸前まで至る程成長するの時は長壽なる者にして、一生涯の三分の一程を經過したる時に於て初めて有り得べきことになるが故に、若し人類の上に就て鬚の胸前に至るまで云々と云はんには、頗る遅くまで云ふことにして、中々長き時間を指すことなるが、神代神々の間に於ても胸前迄で鬚の至る迄での時は、甚だ遅きこととせられしと見えて、速須佐之男命、不知所命之國而、八拳須至于心前、啼伊佐知伎也」となり(記傳七、史傳七)。固より神の御鬚の成長の遅速は人類の鬚の成長の遅速とは異同ありし事ならんが、兎に角御鬚の御心前に至る迄での時は神の御上に於ても甚だ長き時間にて、頗る遅き頃なりし事は疑ひなきが如し。第四には、篤胤杯の説に據れば、御子蛭子の流され給ひし頃には未だ年次もなかりしことなるが、足名椎が、我之女者、自本在八稚女、是高志之八俣、遠呂智、毎年來喫、今其可來時故泣(記傳九、史傳十五、書紀一)。と曰をしゝに據りて考ふ

るに、當時の年と今日の年とは如何なる異同ありしかは分らねども、兎に角此頃には早く既に年杯云ふ時間の定まりも着き居りしことと思はるゝなり。又今其可來時故泣の語に由て考ふるに、特に年次の定まりの着き居りし而已ならず、年をば更に數個の部分に分つことになり居りしか、否らざるも何かの目安に由りて年の部分々々を判知するの道は付き居りしことと思はるゝなり。第五には、天若日子は天命を帯ひて葦原中國に降り到きて、大國主神の女下照比賣を娶り、亦其國を獲んと慮りて八年に至るまで復り言奏し給はざりしことなるが(記傳十三、史傳二十九)。其八年とは唯々多年と云ふことなりしか、但しは七年、八年の八年の謂なりしかは、孰れども儘かには決し難きこととするも、其の以前に降り給ひし天善比神に關しては、唯々久不復奏(記傳十三)。若くは比及三年尙不報聞(書紀三)とあるに由て觀るに、其の三年とは二年三年の謂にて、八年とは七年八年の八年の謂には非らざりしやと思はるゝなり。亦比及三年至于八年と云ふ其なるまでの語によつて考ふるも、此の三年八年は唯々多年の謂にはあらずして、定まりたる時間を云ひしことならんと思はるゝなり。縦しや唯々多年の謂なりしとするも、八年は三年よりは多くのときを指すには非らざりしや、三年も八年も唯々多年と云ふことにて、時間の

長短等は少しも示せしものには非らざりしか。恐らくはかゝる漠然たることには非らずして、當時は既に年次の定めなごもありて、三年とは即ち二年三年八年とは即ち七年八年の謂なりしならん。果して然らば此頃には既に年次の定まりたる而已ならず、又八年と云ふ時間は中々に長き時間となり居りしものごとし。但し當時の一年の長さは果して後世の一年の長さと同なりしや否やは固より別問題なり。第六には天若日子の御葬儀に際し、御父母等の「日八日夜八夜以遊也」(史傳四十三(四十二)(書紀三))とある其の八日八夜に關しては、本居の如きは此の八も例の彌の意にてたゞ幾日もと云ふ意か、又正しく八日八夜にも有べしと云ひて、孰れども断定し難しとする者の如し(記傳五十三)。然れども鎮火祭祝詞の「夜七夜書七日山城風土記の七日七夜等に照し看るに、八日八夜の八は恐らくは七八の八の意にてありしならんと思はるゝなり。若し果して然らば一日二日三日四日等と日を數ふる習慣は既に此頃には行はれし所なるべし。第七には、天津日高日子番能邇邇能命の佐久夜毘賣一宿哉妊と詔り給ひしに由て(記傳三十六(書紀三))觀るに、一夜二夜と數ふること行はれしことは疑ひなきが如し。第八には、火遠理命、思其初事而大敷(一)敷、故聖玉毘賣命聞其敷、以白其父言、三年雖住恒無敷、今夜爲大一敷。

若何山故

(記傳三十一(書紀二))のことに由りて觀るに、既に年次の定まり居りしは特り豐葦原中國に於て而已ならず、海神の國に於ても亦然りしと思はるゝなり。三年雖住三年之間(記傳三十三)等の語は、唯々多年と云ふの意よりも二年三年の三年の意に解する方穩當なるが如くに思はるゝなり。第九には、天津日高の御子虛空津日高か上國に出幸まささんと給ひし時、海神は鰐共を召し集めて、誰者幾日送奉而覆奏と問ひ給ひしに、故各隨己身之尋長、限日而白之中、一尋和邇白僕者一日送、即還來(記傳三十七(書紀二))のことに由りて觀るに、一日二日と數ふことは海神の國に於て上國同様に行はれし而已ならず、又鰐杯までが能く之を爲し得しことも明かなるが如し。

由是觀之、大國主神を須佐能男命が種々の方法を用ひてくるしめ給ひし段に、亦來日夜者云々とあること(記傳十(史傳十七))、沼河比賣の御歌に、奴婆多麻能用波伊傳那牟、阿佐比能惠美佐迦延岐豆云々と云はれしこと(記傳二十一(史傳十七))、又故其夜者不合而明日夜爲御合也とあること(記傳二十一(史傳十七))、唯留其弟木花之佐久夜毘賣以一宿爲婚とあること(記傳十六(書紀三))、農玉毘賣命火遠理命の御敷を聞して其父に三年雖住、恒無敷、今夜爲一大敷云々と自をし給ひしこと(記傳三十七)等に

由て考ふるに、神代餘程早くより海神の國に於てまでも既に晝夜の區別ありしことは疑ひなき所にして、日次の定めもありて一日二日と日を數へ、又年次も定まりて一年二年と數ふることにも相成り居りしかは明かならん、唯々月次の定めありしや否に至りては如何なる證據もなきが故に、孰れなりしかを判定せんことは六ヶ敷けれども、既に前に示したる足名椎の語に由りて察するに年の部分を區別するの方便は此頃よりして何か行はれしことと思はるゝなり。然り而して「日子穗穗手見命者坐高千穗宮伍佰捌拾歲」(記傳七十三)のことに由りて觀るに、特り五年拾年等の如き短き年間を數ふるの方便あり、斯く短き時間の觀念の存在せし而已ならず、幾百年と云ふ長き年を數ふるの方便もあり、斯く長き時間の觀念も存在せしことと思はるゝなり。

神の御名

諸々神の御名を案するに、後世に於て所謂固有名詞的のものに非らずして、寧ろ形容的あだ名的の御名稱にてありしと云ふべきなり。或は御居所の關係に依り、或は御司事の如何に依り、或は御出生の因縁に依り、或は其の後に起り來れる事件に依り、即ち其々の事情を名示するの名稱をば受け給ひしことと思はるゝなり。

神の御名

天地の初發の時に、第一に成りませる神の御名を天之御中主神と申し奉る而して其の御名は「此神は天真中に坐して世の中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし」と云ふ(記傳三)史傳一。次に成りませるは高御產巢日神、神產巢日神に坐々しが、其の御名の義は高御及び神は共に稱辭、又產巢は生にて、產巢日は即ち產靈で、凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなり」と(記傳三)史傳一。國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣疏之時如葦牙因崩騰之物而成神名宇麻志阿斯謂備比古遲神と申し奉る(記傳三)史傳一。豐雲野神の御名の義の如きも、豐は物の多にして足ひ饒なる意の言にて稱辭なりと、野は怒と訓て沼の意あるべし。されは久茂とは彼如浮脂物の沌凝り生りて國土となるべき初芽なる由を以て云ひ、怒とは其物を指て云ふとなり。此神をば亦豐國主尊、豐香節野尊、豐組野尊、浮經野尊、豐買尊、豐國野尊、豐醫野尊、葉木國野尊、御野尊等と申し奉ると雖も、何れも皆な意義ある御稱號なり(記傳三)史傳一。伊邪那岐神、伊邪那美神の御名の如きも、其の義に至りては種々の説明こそあれ、兎に角意義ある御名なることは明かなるが如し(記傳三)史傳一。海神は其の御名を大綿津見神と申し、綿は海津は助辭、見は毛知の約りたるにて、是れ海をもち給ふ神なれば即ち大海津持てふ意なりと云ふ(記傳五)史傳一。神遊坐し、伊邪那美

神の御枕方に匍匐ひ、御足方に匍匐ひて、伊邪那岐神の哭き給ふ時に御涙に成りませる神の御名は泣澤女神と申し奉る(六傳五の(史傳四)の六十)伊邪那美命を黄泉津大神と謂し又其の追斯伎斯に依りて道敷大神とも號ひ、又其黄泉坂に塞まれし石は道反大神とも號し、又塞坐黄泉戸大神とも謂す(二傳六の(史傳六)の二)伊邪那岐命が穢き繁國に到りまじよとよきの汚垢に因りて成りませる神の御名を八十禍津日神大禍津日神と謂し、其の禍を直さんとして成りませる神の御名は神直日神大直日神伊豆野賣神と謂す(四傳六の五)(史傳六の(三十八))伊邪那岐命の投げ棄つる御杖に成りませる神の御名をば衝立船戸神と謂す。布那斗とは物を衝立て是より莫來そと留る意の御名なり、「布と久とを合せて云は、此處を経て來莫と云ふ意なり、戸は處々なり、此處より來莫と障留る處に坐す神と云ふ意なるべし」となり(四傳六の(四十六))。投棄つる御帯に成りませる神の御名を道之長乳齒神と謂す。御名の由は帶の狀道の長手に似たればなるべし」となり(四傳六の(四十七))。投棄つる御裳に成りませる神の御名は時置師神と謂す。「御裳を解置たまふ意の御名にや有るらむ」となり(四傳六の(四十八))。投棄つる御衣に成りませる神の御名は和豆良比能宇斯能神と謂す。穢し御衣を脱棄たるは煩はしき事を脱れて心のさやきたるに似たればか」となり(四傳六の(四十九))。投棄つる御輝に成りませる

神の御名は道保神と謂す。袴の股の分れたる所衢の如し故此神成り坐るなるべし」となり(四傳六の(四十九))。投棄つる御冠に成りませる神の御名は飽昨之宇斯能神と謂す。脱たる處の口の開たる貌に由れる御名の由なり(五傳六の(五十一))。水の底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は底津綿津見神、底筒之男命と謂ふ。中に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は上津綿津見神、上筒之男命と謂す(五傳六の(五十二))。天に坐々て照り賜ふ神をば天照大神と謂し、夜之食國を所知看す大御神をば月讀命と謂し、勇猛淵達にして勝佐備給ふ神をば建速須佐之男命と謂す(七傳六の(七十四))。六の五。伊邪許理度賣命の伊邪許理は鑄重にて、此の御名は即ち重ねて鏡を作りしに因れるものなりと謂ひ(二傳八の(三十七))。珠を作り給ふ神をば玉祖命と謂す(二傳八の(三十八))。思慮之智有る神をば思兼神と謂し(二傳八の(三十九))。食物の神をば大氣津比賣神をば天手力男神と謂す(十傳八の(四十六))。食物の神をば大氣津比賣神と謂し、大氣は即ち大食なりと云ふ(十傳八の(四十七))。海邊の波限に鶴の羽を葺草にして産殿を造るに、其産殿未だ葺き合へぬに所産御子の御名は天津日高日子波限建鶴葺草葺不合命と謂す(六傳十七)(三十三)。

以上の例に由て觀るに、神々の御名は今日所謂固有名詞の如く別に意義も無き符號には非ずして、夫々適當なる意義を有せしものなる事明かななり、而して其の意義は或は御地位に關するあり、或は御氣性に關するあり、或は御徳能に關するあり、或は御出生の事情に關するあり、或は御効蹟に關するあり、或は御司職に關するあり、りて固より一定の種類には非ずして、如何なる事項にまれ神の御身に關して著しき事のあらむには、即ち其事項を表示せる御名をば負ひ給ふことになり給ひし如き事情にてありしなり。されば神々の御名は後世に所謂あだ名の如きものにてありしなり。特に神々の御名而已ならず、地名物名の如きまでも同じく形容的のものにてありしなり。淡能非呂嶋(淡能のこころしじま)とは自ら凝れる嶋の名なりと云ひ(記傳四の十二)、淡嶋(あはしま)とは御親神乃淡め惡み賜し嶋の命なりと謂ひ(記傳四の三十七)、淡道之穂之狹別嶋(あはぢのほのさへわかしま)とは阿波國へ渡る海道にある嶋なるよしなりと云ふ(記傳五の三)、粟國(あはぐに)とは粟のよく出来る國なる故の名なるべしと謂ふ(記傳五の七)、朝日の向處の國は之を日向國と謂ひ(記傳五の十三)、海原の奥中にある嶋をば淡岐嶋(あはぢしま)と云ふなり(記傳五の八)、蓋し何れの國に於ても神にまれ人にまれ太古の名は皆な此の種類のものにてありしなり。然り而して我邦の神々が斯る御名を負ひ給ふに至られたるは、神代の當時に於けるか、將た人代に至り人類の負

はじめ奉りしものなるかは之を次に論究すべきなり。

神々は果して何時より其々の御名を負ひ給ふことになり給ひしかは、之を決することの難き場合も尠なからざるならんが、中には其の時期の知れたる場合も無きに非らず。縦しや何の時に於て始めて負ひ給ひしかは知れ居らざるも、兎に角神代の當時に於て負ひ給ひしこと丈は確に知れ居る如き場合も無きにあらず。黄泉國に於て伊邪那岐命を助け奉りし桃子が、意富加牟豆美命と號ふ名を負ひ給ふに至られしは正しく其の當時に於けることなり。何んとなれば此の御名は即ち其當時に於て伊邪那岐命より桃子に賜ひたるものなればなり(記傳六の十七)、(史傳五の五十四)、足名椎(あしなづち)、手名椎(てなづち)は櫛名田比賣(うしなひめ)を撫愛(なであい)しみつる由の名にて、足撫豆知手(あしなづち)、手撫豆知(てなづち)の約りたるなり。されば是は比賣の須佐之男命の御妃に爲給ひて後に御親を思て稱へしものぞ、と本居は云へり(記傳九の二)。然れども老夫が自ら、僕名謂足名椎妻名謂手名椎女名謂櫛名田比賣(記傳九の十二)、(史傳十五)、(書組一の三十五)と謂をしること由て觀るに、或は足名椎、手名椎の名は老夫老女が速須佐之男命に初對面の時に於て早く既に負ひ居りし名には非ざりしやと思はる。少なくとも櫛名田比賣の名は其の女が當時已に負ひ居たる所にてありしならんか。又本居の説の如くならば、足名椎、手名椎の名は櫛名田

比賣の御父母が速須佐之男命に初對面の當時に於て既に負ひ給ひし御名にてこそあらざれ、其後に至り櫛名田比賣が稱へ給ふに由りて負はせらるゝに至られし所なれば、此の御名共は神代の中々早き頃より此の神々の負ひ給ひし所なるは疑ひ無きなり。足名椎が速須佐之男命に其の御名を尋ね奉りしかば、速須佐之男命は「吾者天照大御神之伊呂勢也」(記傳九の十五)と答へ詔さるること由て觀るに、天照大御神の御名も早く既に當時より存せし者ならん。稻田宮主須賀之八耳神の御名の如きも、須賀宮を作られし時に速須佐之男命が足名椎に、負はせ給ひし名なるが故に、斯く神代の早き時より存せし所なるは明かなり(記傳九の三十九、四十五)。速須佐之男命が黄泉比良坂にて遙望大穴牟遲神を呼ひて、其汝所持之生大刀生弓矢而汝庶兄弟者追彼坂之御尾亦追撥河之瀬而意禮馬大國主神亦爲宇都志國玉神而其我之女須世理毘賣爲嫡妻而云々(記傳十の七、五)とあるに由て觀るに、大國主神、宇都志國玉神等の御名は此の時より大穴牟遲神の負ひ給ふ所にして、須世理毘賣の御名は毘賣の早くより負ひ給ひし所なりと見ゆるなり。大國主神が出雲之御大之御前に坐す時に、波の穂より矢之羅麻船に乗りて、鵜波を内剗に剗ぎて衣服にして歸來る神ありしに、諸神に其名を問ひ給へども知らず、時に多遲具久白此者久延毘

古必知之言をせば即ち久延毘古を召して問はず、時に此者神產巢日神之御子少名毘古那神と答白きと(記傳十二の八)是に由て觀るに、神產巢日神、少名毘古那神、久延毘古等の御名は既に早くより存せし所なるは明かなるが如し。若し否らすとするも、其の時名を問ひ給ひし事實に由て考ふるに、神代よりして神々には必ず御名ありしことは疑ひ無き所ならむ。少名毘古那神常世の國に度りまじくかば、大國主神愁ひまして「吾獨何能得作此國孰神與吾能相作此國耶」と告り給ひし時に、海を光して依り來ませる神伊都岐奉于倭之青垣山山上(記傳十二の十六、十九)と答言給ひしことに據れば、倭なる名の此の時既に存せしことも明かなるが如し。天照大御神の命以ちて「豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者我御子正勝吾勝速日天忍穗耳之命所知國」と言因し賜ひし事、此葦原中國者我御子之所知國(記傳十一の二十一)と言依し賜ひし事等に由て觀るに、葦原中國の名は伊都那岐命が黄泉國に到り給ひし頃よりして存せしには非らずとするも(記傳六の十七)兎に角、神代よりして存せし所なるは疑ひ無きが如し。又正勝吾勝速日天忍穗耳命の御名の如きも、其の當時より負ひ給ひし所なりと思はるゝなり。高御產巢日神、天照大御神、所遣葦原中國之天菩比神、久不復奏、亦使何神之吉と諸神等に問ひ給ひ、思金神が「可遣天津國玉神

之子天若日子(記傳十三)一(史傳二十)と答白し給ひしに由て觀るに、天菩比神、天津國玉神、天若日子等の御名も皆當時よりの御名なりと知らるゝなり。高比賣命が阿治志貴、高日子根神の御名を顯はさんと思ひて歌ひ給ひし御歌に、「……阿治志貴多迦比古、湏能迦微會也(記傳十三)」(史傳二十一)とあるを觀れば、此の御名も當時より存せしものなることは疑ひなきなり。思金神及諸神坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神是可遣若亦非此神者其神之子建御雷之男命此應遣云々(記傳十一)一(史傳二十)と白し給ひ、大國主神が僕者不得白我子八重言代主神是可自然云々(記傳十)一(史傳二十一)と白し給ひ、亦我子有建御名方神除此者無也(記傳十四)一(史傳二十一)と白し給ひ、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命が僕者將降裝束之間子生出名天運岐志國運岐志天津日高日子番能運運靈命此子應阿也(記傳十一)一(史傳二十一)と白し給ひ、援田毘古神が僕者國神名援田毘古之神也云々(記傳十五)一(史傳二十一)と白し給ひ、天津日子番能運運靈命が天宇受賣命に此立御前所仕奉、援田毘古大神者專所顯申之汝送奉亦其神御名者負任奉(記傳十一)一(史傳二十一)と詔り給ひ、大山津見神が我之女二竝立奉由者使石長比賣者天神御子之命雖雪零風吹恒如石而常堅不動坐亦使木花之佐久夜毘賣者如木花之榮榮坐宇氣比豆貢進云々(記傳十六)一(史傳二十一)と白し給ひしに由て見るに、此等神々の御名は何れも

一物多名

皆當時より負ひ給ひし所なるは疑ひ無きが如し。されば神々の御名には確に神代の當時より負ひ給ひしものゝありしことは明かなることと思はるゝなり。神には一個にして數名を負ひ給ふもの尠なからず。是れ其の名の形容的、あだ名的のものなるが故なり。御德能、御所爲等の事項に感じて漸々に新なる御名を負ひ給ふ次第なりしが故なり。今其の例を挙げむに、野神の御名は鹿屋野比賣神又は野椎神と謂す(記傳五)一(建御雷之男神)には又建布都神、豐布都神の御名あり(記傳五)一(伊邪那美命を黄泉津大神と號し、又其の追斯伎斯に由り道敷大神と號し、又其の黄泉坂に塞れりし石は道反大神とも號し、塞生黄泉戸大神とも謂す)一(記傳六)一(大國主神は又大穴牟遲神と謂し、又葦原色許男神と謂し、又八千矛神と謂し、又宇都志國玉神と謂す、並せて御名五つあり)一(記傳九)一(史傳十六)一(援田毘古神は海鹽に沈溺れ給ひしが、其底に沈み居給ふ時の御名を底度久御魂と謂す、其の海水の都夫多都時の御名を都夫多都御魂と謂し、其の阿和佐久時の御名を阿和佐久御魂と謂す)一(記傳十)一(史傳十九)一(天津日高日子穗穗手見命には又火遠理命の御名あり)一(記傳十六)一(史傳三十八)一(當時物品にも同様の事情に由りて、一物に數個の名を負はしめ給ひしことは、阿遲志貴高日子根神が天若日子の喪屋切り伏せ給ひし大刀の名を大量と云ひ、又神度劍と云ふ

に由りて證せらるなり(記傳十三)、(史傳六十)是に由て之を觀るに神代に於ては神々は申すに及ばず、土地物品等に至るまで之に關して何にか著しき事情の起るに隨て、形容的、あだ名的の名を負はしむるの習慣ありて、爲めに一物にして數個の名を負ふ場合少なからざりしと見ゆるなり。

男神の御名と女神の御名との異同

女神の御名には比賣若くは女の後尾を附せらるゝが例にて、即ち此等の後尾に由て女神の御名なることを知り得べしと雖も、之を離れて御名の性質よりして、男神の御名と女神の御名とを區別すること出來難き場合甚だ多し。例へば速秋津日子神は男神にして、速秋津比賣神は女神に坐々すとは何に由て知り得べきか。一には日子の後尾あり、一には比賣の後尾あるの外には少しも他に徵候あらざるなり。(記傳三十)大戸惑子神とは男神の御名にして、大戸惑女神とは女神の御名なりとは、唯々子と女との異同あるが故に之を知り得べきなり。(記傳五)亦伊邪那岐、伊邪那美、類那岐、類那美、神漏岐、神漏美等の如く(記傳三)岐と美との異同あるに由て、男神の御名なるか、女神の御名なるかを知り得べきも、此後尾を取らむには其區別少しも無き場合尠なからず。足名椎は男神の御名にして、手名椎は女神の御名なりとは、其名は上には、之を知るの徵候は少しも表はれ居らざるなり。斯る實例に由て考ふるに

神代に於ては御名の性質の上に於ては男神の御名の種類と女神の御名の種類との區別は未だ判然立ち居らざりしこと明かなるが如し。然れども既に此の時代よりして幾分か其の區別立ち居りて、中には男神の御名と女神の御名とは其趣を異にせしものも無きには非らず。蓋し女神の此の種類御名の最も古きものは泣澤女神と申す御名ならむ。男子と雖も或る場合に於ては固より泣く事のあるべき者にて、現に泣澤女神は伊邪那岐命が死せ給ひし伊邪那美命の御枕方に匍匐ひ御足方に匍匐ひて哭き給ふ時に、御涙に成りませる神なるの事實杯ある如くなるが(記傳十三)去り乍ら大體より觀る時は泣くと云ふことは無論女子に多くあることに、泣く杯の語を名に用ふるは女子には適當なるも、男子には甚だ不穩當ならむ。泣澤女神なる御名は實に女性的の御名なりと云はざるべからざるなり。又最も古き男神の御名にして能く男神に適當したるものは建速須佐之男命と申す御名ならむ。蓋し其の男神の御性質若くは御所爲を形容したる御名なればなり。(記傳六)の(史傳六)天手力男神と謂す御名の如きも亦頗る男性的の御名と云ふべきなり。(記傳六)又女神の御名にして女神に最も適當せしものと見ゆるは木花知流比賣と謂す御名なり。(記傳九)蓋し花の語を女性の名に用ゆることは人代には多くあるこ

となるが、此の習慣は既に斯く早き時代より行はれ始めしと見えて、後に又木花之佐久夜毘賣と謂す御名あり(記傳十六)、何れも女神には適當なる御名なり。又前玉毘賣の玉(記傳十一)、豊玉毘賣の玉(記傳十七)を寶玉の意なりとせば、人代に於ける如く神代に於ても、玉の語を女性の名に用ふるの習慣の行はれしと見ゆるなり。又照と云ふ語は火照命(記傳十六)、环の場合に於ては男神の御名に用ひられたれども、天照大御神(記傳六)、下照比賣命(記傳十八)の例に由て考ふるに、此の時代よりして却て女神の御名に多く用ひられしものにはあざりしやと思はるゝなり。

神の御名
の長きも
由なる理

神々の御名は天照大御神、建速須佐之男命等の御名をはじめとして、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命(記傳七)、大穴牟遲神(記傳九)、木花知流比賣(記傳九)、日名照額田毘道男伊許知邇神(記傳十三)、阿治志貴高日子根神(記傳十三)、高日子穗穗手見命(記傳十六)、師比賣(記傳二十)、木花之佐久夜毘賣(記傳十六)、天津日高日子番能邇邇藝命(記傳十一)、(記傳十)、(記傳十一)、(記傳十二)、(記傳十三)、(記傳十四)、(記傳十五)、(記傳十六)、(記傳十七)、(記傳十八)、(記傳十九)、(記傳二十)、(記傳二十一)、(記傳二十二)、(記傳二十三)、(記傳二十四)、(記傳二十五)、(記傳二十六)、(記傳二十七)、(記傳二十八)、(記傳二十九)、(記傳三十)、(記傳三十一)、(記傳三十二)、(記傳三十三)、(記傳三十四)、(記傳三十五)、(記傳三十六)、(記傳三十七)、(記傳三十八)、(記傳三十九)、(記傳四十)、(記傳四十一)、(記傳四十二)、(記傳四十三)、(記傳四十四)、(記傳四十五)、(記傳四十六)、(記傳四十七)、(記傳四十八)、(記傳四十九)、(記傳五十)、(記傳五十一)、(記傳五十二)、(記傳五十三)、(記傳五十四)、(記傳五十五)、(記傳五十六)、(記傳五十七)、(記傳五十八)、(記傳五十九)、(記傳六十)、(記傳六十一)、(記傳六十二)、(記傳六十三)、(記傳六十四)、(記傳六十五)、(記傳六十六)、(記傳六十七)、(記傳六十八)、(記傳六十九)、(記傳七十)、(記傳七十一)、(記傳七十二)、(記傳七十三)、(記傳七十四)、(記傳七十五)、(記傳七十六)、(記傳七十七)、(記傳七十八)、(記傳七十九)、(記傳八十)、(記傳八十一)、(記傳八十二)、(記傳八十三)、(記傳八十四)、(記傳八十五)、(記傳八十六)、(記傳八十七)、(記傳八十八)、(記傳八十九)、(記傳九十)、(記傳九十一)、(記傳九十二)、(記傳九十三)、(記傳九十四)、(記傳九十五)、(記傳九十六)、(記傳九十七)、(記傳九十八)、(記傳九十九)、(記傳一百)の如き實に長き御名あり、都て神々の御名は人代の人の名に比するに遙かに長きが常なり。其の理由は既に證明せし神々の御名の性質の故の爲めなり。即ち神々の御名は後世人類の名

神代に於ける開化の度

の如く符徴的固有名にあらすして、形容的敘述的のあた名にてありしが故なり。

火の使用

火の使用は神代最も早き時より行はれしことと思はるゝなり。何んとなれば伊邪那岐命が伊邪那美命を追ひて黄泉國に往き給ひし時は、尙ほ未だ天照大御神さへに生れ給はざりし時分にて實に古き時なりしが、既に此頃にも火の使用は行はれしことと見えて、伊邪那岐命が左の御美豆良に刺せる湯津津間櫛の男柱一個取り闕きて一火燭したまひし事實あり(記傳六)、(記傳五)、(記傳十二)、其れより大國主神の時代に至りては、猪に似たる大石を火もて焼きしこと、及び火以て大野を焼き廻らし、等の事實ありて、大に使用されしことと思はるゝなり。斯の如く火は神代頗る早き頃より使用せられし所なるが、其の使用は如何なる目的の爲めにせられしがと云ふに、今日の如く光明を得る爲め、煖度を得る爲め、鍛冶の爲め、料理の爲め等が其の重なるものにてありしならむと思はるゝなり。穀類及び魚肉等を食するに至りては、火は必ず大に料理の上にも用ひられしことと思はるゝなり。彼の伊邪那美命の黄泉戸喫云々の御言に由て考ふるに、斯く早き神代の當時より竈にて煮炊きたる物を食ふの習慣ありし而已ならず、黄泉國に於てまでも斯ることの行は

れしと思はるゝなり(記傳六)(史傳五)(書紀一)。

神代初發の時代に於て、神々が食物と爲し給ひし物は如何なる物なりしやと云ふに、菓實、穀類、野菜、魚肉等の類にて、大體後世人類の食物とする處と同一なりしが如し。黄泉國に於て豫母都志許賣に遣はれ給ひし時に、伊邪那岐命が黒御盥を投げ棄ち給ひしかば、乃ち蒲生子生りしに豫母都志許賣之れを撫ひ食し、事實に由て觀るに(記傳六)(史傳五)(書紀一)神々も後世の人類の如くに菓實を食し給ひしことは明かなるが如し。亦湯津津間櫛を引き闕きて棄ち給へば、乃ち笋生りしに之を抜き食し、この事實に由て觀るに、神々も後世の人類同様に竹子杯を食し給ひしと見ゆるなり(記傳六)(史傳五)(書紀一)速須佐之男命が天に參上り給ひし時に、天照大御神の大嘗開看す殿に尿麻理散し給ひしに、天照大御神の如尿醉而吐散登許曾云々(記傳八)(史傳九)と詔り給ひしに由て觀るに、此の頃既に酩酊的飲料は行はれしと見ゆるなり。速須佐之男命が天照大御神の營田の阿離其の溝埋給ひし事に由て觀れば、既に田杯を設けて穀類を作る如き立派なる農業時代に達し居りしこと疑なきが如し(記傳八)(史傳九)(書紀一)殺され給ひし大宜津比賣の御頭に蠶生り、二つの御目に稻種生り、二つの御耳に粟生り、御鼻に小豆生り、御陰に麥生り、御尻に大豆生り

しこのことに由て觀るに、兎に角斯る食物の此頃より存せしことは明かなり(記傳七)(史傳九)書紀一書に據るに、死れりし保食の神の頂に牛馬化爲れるこの事實あり(書紀一)又速須佐之男命が逆剝にせられし斑馬のこと(記傳八)(史傳九)(書紀一)及び大國主神の御馬にめされて倭の國に上り坐さんと爲し給ひしこと等に由て考ふるに、此の時代より家畜使用のことも既に行はれし所なるが如し。さて又速須佐之男命が出雲國の肥の河上なる鳥髮の地に降りまじし時、箸其の河より流れ下りしを觀給ひて、其河上に人ありけりと以爲し、このことに由て考ふるに(傳十九)(史傳十五)(書紀一)神々は人類の如き食物を食み給ひし而已ならず、神等も昔より既に箸杯さへに使用し給ひしことと思はるゝなり。又速須佐之男命が八俣遠呂知に飲ませ給ひし八鹽折の酒のことに由て觀るに(記傳九)(史傳十五)(書紀一)神代に酒の行はれしことは彌々明かなり。而して此の酒を飲みて、八俣遠呂知が飲み酔ひて死由伏寝たりしこのことに由て觀るに、此の酒の人代の酒の如く昏醉的の質なりしことも亦明かなり。又八千矛神が倭の國に上り坐さんとし給ひし時、其后大御酒杯を取らして立ち依り指擧げて歌ひて即ち宇伎由比し給ひしこのことなるが(記傳十一)(史傳三)是れ亦神代の昔より酒の行はれしことを證する而已ならず、其

の酒は神々の間に於ても後世人類社會に於けると同様の場合に使用せられしことを證するに足らむ。八重事代主神が鳥遊取魚しに御大之前に往き給ひしこと、事實に由て觀るに(四傳八)の三十八(二)神代に於ても既に狩獵杯のことも行はれて其獲物をば食し給ひ、又本邦に於ては實に大切の業務なる魚獵の如きも早く既に此の時代より行はれし處にして、神々も多く魚類を食み給ひことと思はるゝなり。然り而して櫛八玉神を膳夫として大國主神に天の御饗獻る時の櫛の中、栲繩之千尋繩打延爲釣海人之口大之尾翼鱸佐和佐和邇控依勝而打竹之登遠遠登遠遠邇獻天之眞魚昨也(四傳十四)の五十四(四)の八(二)と白し給ひしこと、由て觀るに、魚獵は個々の神の御遊樂の爲め杯に爲し給ひしことに止まらずして、神々の中にも海人の業務を探り給ひし神等の御坐されて、随分大仕掛に魚業を營まれしことと思はるゝなり。一個の神の御漁獵に關しては、阿邪訶に於て、獲田毘古神の御漁獵のこともあり(十六)の二十八(八)又火照命は海佐知毘古として、鱈廣物鱈狹物を取り給ひ、火遠理命は山佐知毘古として、毛巖物毛柔物を取り給ひしこと、事實に由て觀るに、神代に狩獵漁獵の大に行はれしことは彌々以て明白の事實なり(七傳十)蓋し神々の御食料にも魚類を多く用ひ給ひしことは疑ひなきが如し。而して當時は果して何々の種

類多く行はれしかば一々之を知るに由なけれども、彼の櫛八玉神の櫛の中に鱸のことあること、及び火照命の釣を喉に立てしは、鯛なりし等の事實に由て觀るに(三十七)の神々の貴重して多く漁り食み給ひし所も、後世人類社會に於けると同様に鯛鱸等の類にてありしと思はるゝなり。又魚類にはあらねども海鼠の如きも輕蔑度外視せられしものにはあらざりしと見えて、之に關しては特に著しき事件さへ起りしなり(四傳十六)の二十八(二)貝類の如きも神代よりして、否な神代に在ては頗る重要な地位を占め居りしものと見えて、焼かれて死せ給ひし大國主神を蜃貝比賣と蛤貝比賣とが作り活し奉りたる事實あり(四傳十五)の十六(七)獸類は八十神が猪に似たる大石を焼きて赤猪なりと謂ひて欺かれしこと、由て觀るに、即ち猪杯は其重なるものにして、之を狩獵する杯のこと、既に行はれし所なりと思はるゝなり(四傳十四)の十六(七)又稻羽の素菟の事項に徴するに、兔の如きも其重なるものにてありしと思はるゝなり(一傳十)然り而して、兔の如きは姑く措き、猪は何んの爲めに之を取るべきや。縦し害獸を驅除するの目的に出る時と雖も、取り得たるに於ては必ず食するに至らむ。されば神代に於ても猪を食するの習慣は或は既に存せし所ならむか。鳥類は鶏(七傳八)の二十(五)傳十一の五十五(七)鶩(一傳十)の五十九(九)雉(二傳十一)の十

七(史傳十九の五十四)河雁鷺翠鳥雀(記傳十三)の四十一(史傳二十一)等のものに既に存せしが、其中にて食料にせられしもの果してありしや否は審かならざれども、恐らくは鶏杯は當時に於ても食料にせられしものにてありしならむ。是に由て之を觀るに、神々の御食物は大體後世人類の食物と同一にて、菓實、穀類、野菜、魚介及び鳥獸の肉等にありしことと思はるゝなり。而して既に家は使用せられ、漁獵狩獵の方法も稍々發達し居りて、殊に漁獵は大に行はれしが如し、又農業時代に達したることにて、田を設けて穀類を收穫するの道も大に開け居りしと思はるゝなり。

分業

開闢の初めに於ては、分業と云ふことは行はれずして人々己れに必要なことは自身にて爲すの習ひなるが、神代餘程早き頃よりして、神々の間には分業のこと既に大に行はれしが如し、而して并は唯々海の神、山の神、日の神、月の神等の如く、最も概博なる區別に依て分擔し給ひし而已ならず、夫々の事業の如きも特に之を司り給ふ神の御坐して、細に分業の法は行はれしと思はるゝなり。例へば御衣は衣織女ありて之を織り(記傳八)鍛冶の事は特に之を掌る天津麻羅の如鍛冶人御坐されたり(記傳八)(史傳九)寶玉の事は玉祖命ありて之を掌り(記傳八)(史傳十)(史傳十六)食物の事は大氣津比賣之を掌り(記傳九)(史傳九)速須佐之男命が足名稚神を喚して、汝者任我宮之

首と言給ひしに由て觀るに(記傳九)の(史傳十八)神の御臣下の中杯にも夫々掌る所を異にし、身分の高下等もありしことと思はるゝなり。火照命が火遠理命の爲めに責苦められ給ひし時に、僕者自今以後爲汝命之晝夜守護人而仕奉と白をされて、即ち其の溺れし時の種々の態を絶えず仕へ奉られるに至りし給ひし事實の如きは(記傳十七)最も確に某一事而已に始終從事し給ふ神の一柱は御坐されしことを證する所ならむ。

工藝

工藝

第一に研究すべきは、衣食住の上に於て如何なる進歩既にありしかと云ふことなるが、食物のことは既に前段に於て講究せし處なれば、爰には衣住のことを論せん。に衣服のことも神代頗る早き頃よりして、大いに發達し居りしことは疑ひなきことなり。蓋し神の御衣に關して、稍々詳細なる事實を知り得べきは、伊邪那岐命の筑紫日向の橘小門之河波岐原に到まして、袂被給ひし段に於けるなり。當時伊邪那岐命が段々に投げ棄ち給ひし御物に察するに、神も御帶御裳御衣御褲等を用ひ給ひし而已ならず、又御扮装の中には御杖、御冠、御手の手繩等の如き物さへに着け給ひしこと明かなり(記傳六)の(史傳十四)伊邪那岐命が黒御鬘を投棄て給ひし

こと(記傳十六)(史傳五)(書紀十三)天照大御神が左右の御美豆良にも御鬘にも左右の御手にも各八咫勾瓊の五百津の美須麻流の珠を纏き持たしこと(記傳七十)(史傳七十四)(書紀一)の(天)宇受賣命が天の眞析を鬘とし給ひしこと(記傳八)(史傳十一)(書紀一)等に由て觀るに、其の材料は如何なりしにもせよ、兎に角鬘杯の物を男神も女神も御頭に着け給ひしことありしは疑ひなきが如し。又天照大御神が御鬘を解き給ひしこと(記傳七)(史傳七)(書紀一)大國主神が須佐之男神の御鬘を握りて其の室の椽毎に結び着け給ひしこと(記傳十四)(史傳十七)等に由て觀るに、女神も男神も當時は御鬘を長く畜へ給ひしと見ゆるなり。偕又須佐之男命が八咫鬘心前に至るまで啼きいさち給ひしを(記傳七)(史傳七)(書紀一)八百萬の神共に議りて須佐之男命の鬘を切り給ひしこと(記傳九)(史傳十二)に由て觀るに、當時鬘を長く蓄ふる習慣ありし而已ならず、又當時の神は頗る多毛質の者にて御坐されしと見ゆるなり。又神々が湯津津間櫛を御美豆良に刺し給ひしこと、伊邪那岐命が黄泉國に於て其の男柱一箇取り闕きて一火燭し給ひしこと(記傳六)(史傳五)(書紀一)書紀一書に依れば火遠理命が豊玉毘賣の産み給ふを竊に伺ひ給ひし時にも櫛を以て火を燃し給ひし事(書紀二)速須佐之男命が櫛名田比賣を湯津爪櫛に取り成して御美豆良に刺さし

こと(記傳九)(史傳十五)(書紀一)等に由て知らるるなり。御身に珠玉杯を着け給ひしことは、前陳御手纏の外にも伊邪那岐命が天照大御神に賜ひし御頸珠のこと(記傳七)(史傳七)天照大御神が速須佐之男命に御對面の時に際して、左右の御美豆良にも、御鬘にも、左右の御手にも、各八咫勾瓊の五百津の美須麻流の珠を纏き持たしこと(記傳七)(史傳七)(書紀一)火遠理命が玉器に唾き入れ給ひし御頸の瓊の事(記傳十七)等に由て知らるるなり。又天照大御神坐忌服至而令織神御衣之時云々こと(記傳十九)に由て觀るに(記傳八)(史傳九)(書紀一)既に此の時代よりして織殿杯有りて御衣を織りしこと明かなり。天(宇)受賣命が裳緒を番登に忍垂れしことに由れば(記傳八)(史傳十一)神代の裳には之を結へる紐ありしと見ゆるなり。八千矛神沼河比賣を婚ひに幸行し、時の御歌の中に、多知賀遠母伊麻陀登加受豆云々とあれば(記傳二)(史傳十四)神代の大刀にも着け佩く爲めの紐ありしと見ゆるなり。天(宇)受賣命が天香山の天之日影を手次に繫けしことに由て觀るに(記傳八)(史傳十一)(書紀一)手次杯の如き物まで神代より行はれしと見ゆるなり。

次に神代に於ける家屋に關する第一の件は、伊邪那岐命、伊邪那美命が淤能基呂島に天降まして、天の御柱を見立て、八尋殿を見立て給ひし事なるが(記傳四)(史傳二)其

の構造の模様に至りては、果して如何なりしかは固より知るに由なきことなれども、兎に角其の殿は御柱のありしものなることは知らるゝなり。而して神代の家屋に柱のありしことは、須佐之男命が大國主神に於て宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理云々と謂ひしことにて知らるゝなり。(記傳十の四十五、五十七)又大國主神が唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而於底津石根宮柱布刀斯理云々と白をし給ひし事に由て知らるゝなり。(記傳十四の三十六)是に由て之を観るに、神代の家屋には兎に角柱の在りしものありし事は疑ふべからざるなり。又須佐之男命が服屋の項を穿ちて天の斑馬を墮し入れ給ひしこと(記傳八の史傳九の書紀一七)及び大國主神が須佐之男命の御髪を握りて其室の椽毎に結び着け給ひしこと(記傳十二の史傳十七)に由て觀るに、神代の家屋に屋根のありしことも明かなり。伊邪那岐命が伊邪那美命を見まく欲して、黄泉國に追往て坐しし時に、伊邪那美命が殿騰戸に出で向へまじけること(記傳六の史傳五の書紀一)天の石屋戸のこと(記傳八の史傳九の書紀一)大國主神が五百引石を須佐之男命の室の戸に取り寒へ給ひしこと(記傳十の史傳十一)大國主神の沼河比賣を婚ひに幸行坐しし時の御歌に、遠豆賣能那須夜伊多斗遠云々とあること(記傳十の史傳十一)又其の沼河比賣未だ戸を開かずて内

より歌ひしとの事實(記傳十一の史傳十九)木花之佐久夜毘賣が御分媛の時に際して殊更に戸無き八尋殿を作られしこと(記傳十六の書紀三)等の事實に由て觀るに、其の構造の模様は如何なりしかは知り難けれども、兎に角神代頗る早き時代の家屋にも既に戸杯在りて、特に顯國に於て而已ならず、黄泉國に於てさへも戸のありし家屋ありしこと明かなり。偕又伊邪那美命の還へり入り坐せる殿内に、伊邪那岐命の入り見ます時にも(記傳六の史傳五の書紀一)豊玉毘賣の御産屋の内を日子穗穗手見命の竊伺給ひし時にも(記傳十七の書紀二)共に火を燃し給ひし事實に由て察するに、當時の家屋に戸の附きしものありし而已ならず、其の戸は能く室外の光明を遮斷し得べき性質のものなりしことも明かなるが如し。又天照大御神の御忌服屋(記傳八の史傳九の書紀一)須佐之男命が大國主神を入れて寢せしめ給ひし蛇の室屋(記傳二十二の書紀一)吳公と蜂との家屋及び八田間の大室(記傳十の三十一、史傳十七の三、書紀四十四)豊玉毘賣の御産殿(記傳十七の書紀二)等のことに由て觀るに、神代に於ても一個共同の大室の如きものを設けて、所有目的の爲めに之を使用せられし如き事情にはあらずして、少なくとも高貴なる者の住宅には夫々の目的の爲めに設けられたる室屋杯も數個ありしことと思はるゝなり。又綿津見神の御門のことに由て察するに(記傳十の書紀二)

當時に於ても既に御門さへに存せしと見ゆるなり。且つ御門の傍に井あり、井の上
 に湯津香木ありし等のことに由て察するに、斯る結構に至るまで後世人類社會に
 行はるゝ所と神代の者と全く同一なりし而已ならず、海神の國に於てさへも斯く
 ありしこと明かなり。偕て神代の家屋に屋根のありしことは前陳せる如くなるが、
 豊玉毘賣御子産の時に、鶴の羽を葺草にして産殿を作りしことに由て觀るに、
 十二(書紀二)の、屋根の造り様杯も大様人代に於けると同様に葺草杯を以て葺きし
 ものと思はるゝなり。神代に於ける家屋のことに關しては、尙ほ知り得べきものあ
 らむが、大様は斯の如きものにてありしなり。

第一には、武器に就て考ふるに、伊邪那岐命が迦具土神の御頸を斬り給ひし十拳劔
 (記傳五)の(史傳五)の(書紀一)天照大御神が三段に打ち斬り給ひし建速須佐之男命の十
 拳劔(記傳七)の(史傳八)の(書紀一)速須佐之男命が八俣遠呂知を切り散り給ひし十拳
 劔及び其の尾より出でし草那藝之大刀(記傳九)の(史傳十)の(書紀一)大國主神が逃
 げ出で給ふ時に取り持ちたまひし須佐之男命生大刀(記傳十)の(史傳十一)の(書紀一)阿遲志貴
 高日子根神が天若日子のの妻屋を切り伏せ給ひし神度劔(記傳十一)の(史傳十二)の(書紀一)天
 鳥船神及び建御雷神が浪の穂に逆に刺し立てゝ其の前に跌坐給ひし十拳劔(記傳

八)の(史傳十二)の(書紀二)天忍日命及び天津久米命が取り佩き給ひし頭椎之大刀(記傳十
 五)の(史傳十三)の(書紀二)火遠理命が破りて以て五百鈎を作り給ひし十拳劔(記傳十
 七)の(史傳十四)の(書紀二)觀るに、神代に於ても既に劔は存せし而已ならず之を佩ふる事大に行はれしが
 如し。書紀(傳)に據れば、須佐之男命の天上りの時天照大御神は十拳劔を帶き給ひし
 こととなれば(書紀一)の、女神に於ても御帶劔のことありしと見ゆるなり。又天宇
 受賣命が紐小刀を以て海鼠の口を拆きしこと(記傳十六)の、火遠理命が御佩る紐小刀
 を解かして一尋和邇に與へ給ひしこと(記傳十七)の、由て觀るに、神代には劔の外に
 又紐小刀杯の物を佩ふることありて、且つ女神も之を身に着け給ひしことありし
 が如し。偕て又當時行はれし劔の質は如何なりしやと云ふに、天照大御神が建速須
 佐之男命の佩かせる十拳劔を三段に打ち折り給ひしこと(記傳七)の(史傳八)の、八俣遠
 呂知の尾を切り給ふ時速須佐之男命の御刀の刃毀けしこと(記傳九)の(史傳十)の、
 十一(三)等に由て觀るに、是等の劔は其の質軟くして且つ elastic のものにあらずし
 て固くして且つ brittle のものなりしが如し。而して建御名方神が建御雷神の御手
 を取らむとて、而して立氷に成り、又劔刃に成りしこのこと、由て觀るに(記傳十四)
 (史傳二十)當時の劔も能くとぎすまされたるものにて、抜けば玉散る氷の劔及杯云

弓箭

ふ形容も幾分かは爲し得べき如きものなりしやと思はるゝなり。偕又火遠理命が御佩之十拳劔を破りて五百鈎を作り給ひしことに由て観るに(七の三(書紀二)の)當時行はれたる劔の金の性質たる鍛冶して固く且つもろきものに爲し得べきものにて之を磨く時は氷の如くに成り得べき而已ならず又之を破りて鈎杯を鍛冶するに適したるものと見ゆるなり。左れば此金屬は則ち鐵若くは鋼鐵にてありしならんかと思はるゝなり。而して鍛冶の術は當時既に大いに發達し居りしが如し。次には弓箭のことに關して、彼の速須佐之男命が千入之鞆を負ひ、五百入之鞆を付け、又伊都の竹鞆を取り佩はして弓腹振り立て給ひしこと(三十一(史記七)の)書紀一三、速須佐之男命が鳴鏑射を大野の中に入れて大國主神をして其矢を採らしめ給ひし事(三十二(史傳十)の)三十九、大國主神が取り持ちて逃げ出で給ひし速須佐之男命の生弓箭の(四十四(史傳十)の)四十九、天神が天若日子に賜ひし天之麻迦古弓、天之波矢のこと(四十六(史傳十)の)十九、(書紀二)天津日子番能邇邇藝命が天降の時に天之石鞆を取り負ひ、天之波士弓を取り持ち、天之眞鹿兒矢を手狭み給ひしこと(七十五(傳二十五)の)十七、等は、弓矢は當時の武器中最も大切なるものゝ一なりしことを證するに足らむ。而して當時の弓箭の如何なるものなりしかと云ふに、精しきことは

鞍鏡

固より知り難しと雖も、須佐之男命が大野の中に入れて大國主神に採らしめんと謀り給ひし鳴鏑射の羽を鼠の子等皆喫ひしこと(三十二(史傳十)の)四十七、天若日子が雉を射殺し給ひし天之加久矢の羽に血着きたりしこと(二十六(史傳二)の)三、等の事實に由て観るに、當時の矢には兎に角羽のありしものなるは疑ひなからむ。又高木神が其の矢を矢の穴より衝き返へし給ひしに、天若日子が胡床に寝たる高胸阪に中りて死せ給ひしことに由て察するに(二十三(史傳二)の)二十九、(書紀二)當時の矢は頗る直なるものにてありしと思はるゝなり。又天若日子が天之加久矢を持ちて雉を射殺し給ひしに、其矢雉の胸より通ほりて逆に射上られて天の安の河の河原に迷りしことに由て観るに(二十五(史傳二)の)二十八、(書紀二)頗る強き弓の在りしことを知るに足らん。

當時既に家畜の使用ありしならんとは前に云ひし所なるが、大國主神が倭の國に上り坐さむとして、束裝し立たす時に、片御手は御馬の鞍に繫け、片御足其御鏡に踏み入れて、歌ひ給ひしことに由て観るに(二十一(史傳二)の)十一、神も人類同様乗り給ふ爲めに馬を用ひ給ひしは申すに及ばず、此時代には既に鞍鏡等の馬具も整ひ居りしこと明かなり。

石つぶて

借て神代に弓矢行はれしことは前陳せる如くなるが、伊邪那岐命が黄泉比良阪の阪本なる桃の子三つを取りて待ち撃ち給ひしことに由て観るに(記傳六)(史傳五)(の十)(紀一)神代には鬪争の時杯に石つぶて杯を投げる如き方法も行はれしと思はるゝなり。

殺戮の方

殺戮の方法は、刀劍弓矢つぶて等に依りしこと多かりしならむと思はるゝが、八十神が大樹を切り伏せ矢を箝め、其の木に打ち立て、其の中に入らしめて、即ち其氷目矢を打ち離ちて、大國主命を拷ち殺し奉りしことに由て観るに(記傳十)(史傳十七)斯の如きHindの類にて獸類杯を殺す工夫ありしと見ゆるなり。又八十神が大石を火以て焼き赤猪なりと云ひて大國主神を欺きて其の石に焼き着かえて死せしめしこと(記傳十一)(史傳十七)須佐之男命が大國主神を大野の中に入らしめ即ち火以て其の野を焼き廻らして殺さんと謀り給ひしこと等に由て観るに(記傳十)(史傳十七)(十九)種々に火を用ひて神畜を殺戮することも當時往々行はれしことと思はるゝなり。又火遠理命が海神の教に隨ひて火照命を水攻にし給ひしことに由て観るに(記傳十七)(書紀二)水を以て神畜を苦しむること杯も行はれしと見ゆるなり。是に出て之を觀るに、殺戮の方法の如きも既に頗る發達し居りしこと明なるが如し。

船及び橋

食器

船の觀念は伊邪那岐命、伊邪那美命が子水蛭子を葦船に入れて流し去て給ひし頃より既に存せし所なるが(記傳六)(史傳二)(書紀一)少名毘古那神が波の穂より天之羅摩船に乗りて歸り來まじしこと、の如きは又船の觀念の存せしことを證するに足るものなり(記傳十)(史傳十)而して八重事代主神が其の船を踏み傾けて天の逆手を青柴垣に打ち成して隠りまじしが如きは(記傳九)(史傳二十二)船に乗りて取魚杯に往くことありしことを證する所なり。又櫛八玉神の祝詞の如きも釣船の行はれしことを證するに足るものなり(記傳十)(史傳二十)既に船の行はれし而已ならず、鹽椎神が火遠理命の爲めに造りし無間勝間之小船のことに由て考ふるに(記傳十)(書紀三)air flight vessel 杯を造る術も知れ居りしと見ゆるなり。斯の如く水面を行くには船を用ひ、水中を潜るには無間勝間之小船杯云ふ物を用ひ給ひしことなるが、稻羽の素菟が和邇を列み伏させて其の上を踏み度りしことに由て観るに(記傳二十)(史傳三)船橋浮橋等の類も此時代よりして行はれしと思はるゝなり。飲食に關する器物に至りては、須佐之男命が出雲國の肥の河上なる鳥髮の地に降りまじし時、箸其の河より流れ下りしかば、之を觀て須佐之男命は其の河上に人ありけりと以爲しよとのことに出て観るに(記傳九)(史傳十五)(書紀一)既に此の時代

敷物

より箸を以て食物を喰ふこと行はれしと見ゆるなり。大國主神が倭の國に上り坐さむとし給ひし時に、其の後大御酒杯を取らして立ち依り指擧げて歌ひて、宇伎由比し給ひしことに由れば(記傳十一、史傳三)當時酒杯のありしことは明かなり又櫛八玉の神の禱ぎ白をされし時に、櫛八玉神化鶴入海底、昨出底之波邇、作天八十毘良迦而云々(記傳十四、史傳二十)土器杯の物を作ることは確に行はれしと思はるゝなり。豊玉毘賣の從婢が玉器を持て水を酌みしことに由て觀るに(記傳十七、番紀二)井より水を汲む器杯も既に有せしと見ゆるなり。海神が天津日高之御子虚空津日高を内に率て入れ奉りて美智の皮の疊八重を敷き又繩疊八重を其の上に敷きて其の上に坐せ奉りしことに由て觀るに(記傳十七、番紀二)此の時代より皮若くは其の他の敷物を敷きて其の上に坐すること行はれしと見ゆるなり。

神代に樂器の存せしことは、大國主神が須佐之男命の天詔琴を取り持たして逃げ出で給ひし事實にて知らるゝ所なるが(記傳十、史傳十七、四十九)其の天詔琴樹に拂れて地動鳴き所寢る大神聞き驚き給ひしことに由て觀るに、神代の樂器には頗る強音を發し得しものありしと思はるゝなり。

樂器

鏡

竹

火

鏡は天照大御神石屋隠れの時に伊斯許理度賣命が八咫鏡を作りしことに由て(記傳十八、史傳九)其の製法杯既に知れ居りしことは明かなるが、天照大御神が八咫鏡に御影のうつれるを觀て奇しと思はしことに由て觀るに、此の時代より物の影を能くうつす程の鏡を作る術は知られたりと見ゆるなり。

本邦にては種々の用に竹を使ふこと多く行はるゝ所なるが、神代に於ても竹は頗る廣く用ひられし物なるが如し、伊邪那岐命が豫母都志許賣に追はれ給ふ時、右り御美豆良に刺させる湯津の間櫛を引き關きて投げ棄て給へば、乃ち笋生りけるに、是を抜き食む間に逃げ行でまじしことに由れば(記傳十六、史傳五)竹の子は此の時代より食物とせられしと見ゆるなり。天照大御神石屋隠れの時に天の香山の小竹葉を手草に結ひしことに由て觀るに(記傳八)神樂杯に小竹葉を用ゆることも此の時代よりの習慣なりと知らるゝなり。櫛八玉神の祝詞の中に、析竹之登遠遠登遠邇獻天之眞魚昨也とあるに由て觀るに(記傳十四、史傳二十)析竹の實の上に御簀を積む杯のこともありしこと明かなり、又神代の箸矢釣竿等も恐らくは竹にて製作せられし物ならん。

神々が火を種々の目的の爲めに使用し給ひしことは前陳せる如くなるが、倍火は

如何して作り給ひしかと云ふに、櫛八玉神の祝詞の中に燈臼に燈杵等の事あるを以て觀るに(記傳十四)(史傳二十)斯る方便に因て火を作ることば當時一般に行はれしことなるか、將た一般には尙ほ進歩せる方法行はれ、唯々神を祭る場合杯に斯る方法の行はれしことなるや否は知り難けれど、兎に角神代には斯る方法を以て火を作ることにありし丈は疑ひなき所なり。

大國主神の御歌に、奴婆多麻能久路岐美祁斯、蘇邇杼理能阿遠岐美祁斯、阿多泥都岐曾米紀賀斯流邇斯米許呂母等の御詞あるに由て觀るに(記傳二十一)(史傳二)神代にも既に染物の術杯行はれて、衣服を種々の色に染め爲して着給ふことに成り居りしと見ゆるなり。

染術

醫術

醫術の如きも既に神代頗る早き時代より存せしと思はるゝなり。何んとなれば彼の稻羽の素菟が和邇の爲めに其の皮を剥ぎ取られし而已ならず、又其の上にも八十神の誨に隨ひて海鹽を浴みて、風に當り伏せりし爲めに、其の身悉に傷はえて泣き伏し居りしに、大穴牟遲神其の菟に教へて、水門に往きて、水以て其の身を洗ひて、即ち其の水門の蒲黃を取りて敷き散らして、其の上に輾轉ばしめて、其の身を本の如くに癒えしめ給ひしが如きは、神代にも醫術の存せしことを最も明かに證する

の事實なり(記傳十)(七)(史傳十)又大穴牟遲神が赤く焼きたる大石に焼き着かえて死せ給ひし時には、神産巢日之命、蜃貝比賣と蛤貝比賣とを遣せて、即ち蜃貝比賣、佐宜集して蛤貝比賣水を持ちて母乳汁と塗りしかば、麗壯夫になりて出て遊行き給ひしことなり(記傳一)(史傳十七)是れ又神代にも醫術在りて火傷の治療杯も兎に角存せしことを證する所なり。

風俗 婚姻

神代には自由結婚とも云ふ可きものゝ多く行はれしことは既に前陳せる如くなるが、櫛名田比賣(記傳九)(史傳十五)(書紀一)木花之佐久夜毘賣(記傳十六)(書紀二)豊玉毘賣(記傳十七)(書紀二)等に關する事實に由て觀るに、外見に於ては自由結婚に非らざる如くに、親の承諾を受け若くは親の意向に由て、縁組の整ひし場合も有りしことば又疑ひ無き所なるが、親の承諾を受け若くは親の意向に由て、整ふ所の結婚と雖も、或は女子の方に男子の來りて結婚するものと、或は男子の方に女子の來るものとありしが如し。即ち櫛名田比賣と木花之佐久夜毘賣とは女子が男子の方に來りたる場合にして、豊玉毘賣と火遠理命との御結婚の如きは男子が女子の方に居りて成りたる場合の一種とも云ふべきならんか。而して爰に最も注意すべき事の一事は、其女子が男子の方に來りし結婚なりしと、男子が女子の方に來りしもの

なりしことに係らず、男子が女子の親に賣償金様のものを拂ひしことは無くして、常に女子の父が縁女と共に種々の寶物を婿に贈りしことなり。即ち大山津見神は百取の机代の物を持たしめて木花之佐久夜毘賣を奉出しき。又海神は百取の机代の物を具へて御饗して其の御女豊玉毘賣を天津日高日子穗穗手見命に婚せ奉りき。斯く神代の結婚に於て縁女の父が贈物を持たしめて縁女に與へし例はあれども、之に反して求婚男子より縁女の父に賣償的進物を贈りし例は一つもあらざるなり。されば少なくとも當時の上流社會中には賣買的の婚姻は行はれざりしと思はるゝなり。是れ又當時女性の位置の甚だ高かりしことを證するに足るならん。而して男子が勞力を以て縁女を買得せし場合の如く稍々見ゆるは、須佐之男命が八咫遠呂知を殺して櫛名田比賣を得給ひしことなるが、斯ることは買得主義の慣習の行はれざる場合と雖も在り得べきことなるが故に、此一事を以て強に當時買得主義行はれしことの證據とは云ふ能はざるなり。

葬儀

葬式は神代には如何なる性質のもの行はれしかと云ふに、伊邪那美神を比婆の山に葬じよつられしこと(記傳五の六十三)に由て觀るに神代の最も古き時代に行はれし葬式の種類は埋葬なりしが如し。而して大國主神を大野の中にて燒死に給ひしと思

ひて須世理毘賣が喪具を持って哭きつゝ來まじしこと(記傳十の四十三)の(史傳十七)に由て觀るに、當時已に喪具杯ありしと見ゆるなり。又天若日子が死せ給ひし時に當ては、其父天津國玉神又其の妻子ども喪屋を作りて河鴈を岐佐理持とし、鶯を掃持とし、翠鳥を御食人とし、雀を確女とし、雉を哭女とし、斯く行ひ定めて日八日夜八夜を遊びたりきこのことに出で觀るに(記傳十三の四十三)の(史傳二十一)の(書紀三)喪の事の如きも此頃既に頗る發達し居りて種々錯雜なる原素も備はり居りしことなるが、人類社會に於て野蠻時代若くは未開時代而已ならず、大いに開化せる時代に於ても、往々行はるゝことある哭女杯云ふ類の者迄でも既に存在せしと思はるゝなり。

猶又天若日子の父母が天若日子が喪を弔ひし様に由て考ふるに、死者を視ることさながら生者を視るが如くなりしこと明かなり。即ち死者も生者の如く飲食を要し又生者の如くに視聽の能力を有せし者と做せるが如し。

又人代に於ては死人を穢き者と看做すは多く行はるゝ所の感情なるが、此の感情は神代最も早き時代より存在せしものと見えて、前には伊邪那岐命が「吾者到於伊都志許米、志許米岐穢國而在祁理」と詔り給ひて(記傳六の三十七)の(史傳六)の(書紀一)故吾者爲御身之袂、即ち筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に到まして袂を被ひ給ひしこと

ありしが、後に又天若日子の父母が彼の天若日子が喪を弔ふ爲めに來ましく阿遲志貴高日子根神を觀て、己等の子の天若日子の未だ死なずして有りけりと思ひて、其の御手足に取り懸りて哭き悲みければ、阿遲志貴高日子根神は太く怒りて、我者愛友故弔來耳、何吾比穢死人」と云ひて、御佩せる十掬劍を抜きて其の喪屋を切り伏せ、足以て蹶離ち遣り給ひしことあり(記傳五十三)(史傳二十一)(書紀三)是等の實例に徴するに、死人を穢きものとする觀念は既に神代頗る早き時代より存在し居りし所なるは疑ふべからざるなり。

宗教的儀式的

死者に對して神代に於て行ひたる儀式等は前陳せる如くなりしが、神に對しても之に類することありしかと云ふに、神代に於ても神々の間に既に宗教的觀念の御坐されしのみならず、又宗教上の儀式杯も存在せしなり。即ち彼の海を光して依り來ませる神が大國主神に能治我前者吾能共與相作成云々、吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上」と語り給ひしが如きは(記傳十六)(史傳十九)正しく宮を造營りて齋き祠る杯のこと神代に於て既に存せしことを證するに足るものならん。又建御雷神の間に答へて大國主神が、僕子等二神隨白僕之不違此葦原中國者隨命既獻也、唯僕住所者如天神御子之天津日織所知之登陀流天之御巢而於底津石根宮柱布斗斯理於高

兄弟となること

天原冰木多迦斯理而治賜者僕者於百不足八十堀手隱而侍亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也、と白して乃ち隠れ給ひしかば(傳三十四)(史傳二十九)其の白し給ひし隨々出雲國の多藝志の小濱に天之御舍を造りて、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫として天の御饗獻られし而已ならず、且つ其の時に禰吉白をして、櫛八玉神化鵜入海底喰出底之波邇云々と言をし給ひし事實の如きは(記傳四十四)(史傳二十三)神の爲めに御舍を造り御饗を獻り禰吉白をす等の事は、後世人類社會に至り、人類が神に對して爲しより始まれるに非らずして、神代神々の間にも既に行はれし所にして、神を祠る方法は既に當時に於て大いに發達し居りしと見ゆるなり。

血を分けし眞實の兄弟に非らざる二人が、兄弟の縁を結ぶ杯と云ひて、義兄弟となる杯のことは、人類社會には往々行はるゝ所なるが、斯ることは既に神代にも行はれしと見ゆるなり。何んとなれば神產巢日御祖命の命以ちて、大國主神と少名毘古那神とをば兄弟と爲して、此の國を作り堅めさせ給ひしを以て觀るに、實の兄弟にあらぬ者が兄弟となりしことは疑も無き事實なればなり(記傳十)(史傳八)。

阿遲志貴高日子根神天若日子が喪を弔ふ爲めに到ましく此二柱の神の容姿甚

我が子を父は子と

云ふに母
へるごと
云ふこと

此の段史
の五十一
に云ふ如
く其妻に
等たり即
ち天若日
子の妻若
等たり全
く誤解な
り前にも
之を其父
の妻に誤
如くして
做したる
を正す

山存稿 研究及批評

能く似たりければ、天若日子が父亦其妻過て我か死にしと思ひし子の死なすてありし者と思ひて、我子者不死有邪理、我君者不死坐邪理と云ひて、御手足に取り懸かりて哭き悲みしとなり(記傳十三)史傳二十四(書紀三)。而して「我子者云々」は父の言にして、我君者云々は其妻の語なりとせば(記傳十三)史傳二十四(書紀三)。何故に父が子と云ひし者をば、其妻は之を君と稱へしか、思ふに女は母と雖も其子を君と稱する如き習慣なりしか。但しは此時天より天津國玉神と共に降り來りし其の妻は、妻とは雖も妻の中に、其妻の位置の者にてありしか。須勢理毘賣が大國主神の嫡后(記傳十三)史傳二十四(書紀三)なりしこと、由て觀るに(記傳十三)史傳二十四(書紀三)。當時神々の妻の中にも上位を占むる者と下位を占むる者ありしことならんと思はるゝなり。而して彼の天津國玉神の妻は須勢理毘賣の大國主神に於けりし如き者には非らずして、稻羽の八上比賣杯の如き地位に居給ひし者には非らざりしやと思はるゝなり。又天若日子の母と云はずして天津國玉神の妻といふこと、由て觀るに、或は天津國玉神の妻なりしとは雖も、天若日子を生みし者には非らざりしやとも思はるゝなり。

國家

國家的制度は神代の當初に於ては如何程發達し居りしか、之を確然斷言せんこと

黃泉國の

は到底出來ざることならむが、其の最も早くより存在せしは蓋し黃泉國に於けるなるべし。何んとなれば伊邪那美命が火神を生ませるに困りて神遊り坐じ、かば、伊邪那岐命が黃泉國にまで追ひ往きて還りまさねと詔り給ひしに、伊邪那美命が「悔哉不速來吾者爲黃泉戸喫然愛我那勢命入來坐之事恐故欲還且具眞黃泉神相論莫視我」と答曰ひしに由て觀るに(記傳六)史傳五(書紀一)古事記上。此の頃は顯國に於て漸く國を生竟へて神を生ませるは僅に三十餘柱に過ぎざりし時なりしに、黃泉國には既に黃泉神御坐して、伊邪那美命の如き第一流の神に御坐しても、黃泉國に至り給ひては之に相論ひ給ふことを免れざりし程にて、此の黃泉神は即ち黃泉國の主權者にして、何者も黃泉國に於ては其の命を奉せざるを得ざる次第にて、即ち確然國家的制度の存在せしことと思はるゝなり。而して其の國家には既に軍隊杯の備ありしことは、伊邪那美命が伊邪那岐命を追はしめ給ひし時に、八種の雷神に千五百の黃泉軍を副へ給ひしことにて明かなり(記傳六)史傳五(書紀一)古事記上。而して此の外にも、尙ほ幾多の軍兵ありしことなるかは固より知るべからざる所なれども、兎に角斯る軍隊さへ備はり居りたることなれば、顯國には未だ國家的團體杯云ひ得べき程の者の無きときに、頗る發達せる國家的團體は早く黃泉國には存在せしことと思はるゝなり。

り。次に國家的團體の發達せしは高天原なりしが如し。伊邪那岐命は疊に伊邪那美命と共に生み給ひし御子等の外に更に數柱の御子を襖祓の際に生み給ひしかども、伊邪那岐命が是等の御子等と共に國家的團體杯と仰山に云ひ得べき程のものは尙ほ未だ組織し給はざりしならん。而して天照大御神、月讀命、建速須佐之男命の三柱の御子を生み給ひて、太く歡喜ばして、其の各々所知せ給ふべき國を定め給ひしと雖も、當時既に其の國々に國家的團體の存在せしには非らずして、其の三柱の御子達の往て以て國家を興立し給ふべきの所を定め給ひしにてありしならむ。斯くて父神の命の隨々國家を興して之を知らせられたるは天照大御神と月讀命に御坐されしなり。而して兩者の中にて最も隆盛なる國家の先づ存在せしことの證據あるは高天原にてありしなり。須佐之男命の天上の頃には、高天原には既に八百萬神さへに御坐されて、農業時代に達せし而已ならず、百工も大略具はりて、分業の法杯も大いに行はれ居りしことは他所に云ひし如くなりき。而して高天原には既に確たる國家の設立せられて、國家觀念杯も頗る發達し居りしが爲めに、天照大御神、天石屋隱れの時に際しては、八百萬神、天安の河原に神集ひ集ひて、衆議を凝らして天照大御神をば天の石屋より出でしめ進らせて、天下の不幸を救はんこの策を

講じて、能く其の目的を達し給ふことも出来給ひしなり。然るに葦原の中國には當時既に多くの神々は御坐されしも、所謂烏合の衆にて、之を統御するの主宰なく、尙ほ國家的團體を爲し居られざりしが爲めに、天照大御神の石屋隱の爲めに、悉に闇くなりたれば、萬の神の聲の狹細なす皆な満き萬の妖ひ悉に發りしとなり。高天原は引かへて葦原中國には尙ほ未だ國家的團體の存在せざりしことは疑ひなき所ならん。(記傳八)(史傳九)。然り而して葦原中國に始めて國家的團體の設立せられたるは、須佐之男命が神夜良比邊追はえて此の國に降りまじし後のことなるが如し。須佐之男命が國家的團體を興し給ひし前に在ては、足名椎、手名椎の如き神には一家々々に獨立の生活を爲して居給ひしことと思はるゝなり。實に葦原中國に始めて國家的組織の設備せられたるは、須佐之男命が出雲國須賀の地に須賀の宮を作らして坐々しよりのことならん。(記傳九)(史傳十五)(卷一)(三十一)。斯くて須佐之男命の設立し給ひし國家は、其の子孫相繼ぎて知しめされしが、大國主神の御代に至りて大いに發達することとなりて、頗る強盛の國となりたり。されば大命を佩びて、殊更に天より降り給ひし神々さへに、其の大命を忘却して大國主神に媚付き給ひし程なりき。然れども、道速振荒振國神等の多在しに由て觀るに、(記傳十)(史傳二十)(卷一)。

治國の道は未だ能く行はれ居らざりしこと明かなり。實に「多有盛火光神及蚩弊邪神復有草木威能言語」のこゝなりと云ふ建御名方神が千引石を手末に擧げて來て建御雷神と力競せむと給ひしが如きは即ち道速振神の本性を表はし給ひし一例なり。蓋し須佐之男命の御子孫には如何にも御相應の者にて御坐されしなり。八十神は申すに及ばず、大國主神と雖も、建御名方神と雖も、須佐之男命の御子孫は何れも皆其の御性質を受け給ふことは免かれ給はざりしなり。須勢理毘賣の御行爲に就て察するに、女神と雖も其の氣性を受け給ひしこと明かなり。されば須佐之男命の御子孫にして能く此の國を治め得給はんことは到底望むべからざりしなり。故に本邦に宇内無比の萬世一系の存するのみならず、且つ古今何れの國にも未だ觀ざる所のこゝも云ふべき現象、即ち古來曾て一柱の暴君さへに出で給ひしこと無きの事實の如きは、本邦君主の最初よりの御心に由て自ら明かなる所なり。又須佐之男命の御子孫が皇孫に此の國を奉らるゝに至り給ひしが如きは、固より當然のことにてありしなり。何んとなれば伊邪那岐命が須佐之男命に知らせし事、依さし給ひしは海原にてありしなり（史傳七）（記傳七）（書紀一）（十九）然るに須佐之男命は彼の神夜良比夜良はれ給ひし後、此の國に降りて遂に之を知られしことなるが故

海神の國の國家

に、此の國は斯る事情にて一時は須佐之男命及び其の子孫の知らされし所なりしと雖も、到底其の永久に知らざるべき國には非らざりしなり。然れば御適否の上より論じても御権利の上より論じても、此の國を皇孫及び其の子孫の知らせ給ふことになりしは、寔に當然のことにてありしなり。斯くて皇孫の降臨に由て、豊葦原中津國に始めて純然たる國家は建立せられたるなり。然るに是れより以前に早く既に綿津見神の國には國家的團體存在せしなり。天津日高日子穗穗手見命の其の國に到り給ひし時の事情にて明かなり。されば神代よりして國家團體は黄泉國にも、高天原にも、豊葦原中津國にも、海神の國にも、既に存在せし所なり。而して此の四個の國家の中にて黄泉國のと高天原のと海神の國のとは其の後如何になりしかは知るに由無く、駁々と發達して次第に隆盛を極むるに至れることを知り得べきは、特に豊葦原中津國の國家にこそあるなれ。

天照大御神の命以ちて豊葦原之千秋之長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國と、言因し給ひて、遂に皇孫天邇岐志國邇岐志天津日高日子邇能邇能命を降して、即ち豊葦原水穗國を知らさせ給ひしが如きは（記傳十一）（史傳六）（書紀二）偏に治國平天下の意識的御主意に出でたることにて、此の國に真正に

國家的存在の確立せられたるは蓋し此時に於けることならむ。されば其の當時よりして君主の御心に國家てふ觀念の最も明かに存在せしことなるが故に、本邦の國家の如きは治者も被治者も知らず識らず冥々の中に次第に發達せし者に非らずして皇孫天降の時に於て歴然知覺的に意識的に建立せられたる者と云ふべきなり。若しくは改立せられたる者と云ふべきなり。我邦の君主は最初より治國平天下の爲めに君主たる者なること明かなり。而して意識的に政治思想の表發せられし最も早き例は、伊弉那岐命が天照大御神、月讀命、建速須佐之男命等三柱の御子に依さして各々知らせらるべき國を定め給ひし時に於けるならむ。(記傳七)七(史傳七)七(書紀十五)。又神代に於て早く既に意識的に政治思想の大いに發達し居りしことに關しては、神產巢日御祖命が大穴牟遲と少名毘古那とを兄弟と爲して此の國を作り堅ためさせ給ひし如きは申すに及ばず。(記傳十)八(史傳十)八(書紀八)。又少名毘古那神の常世國に度り給ひしかば、大國主神愁ひまして、吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國、と告給ひしが如きも。(記傳十二)十四(史傳十二)十四(書紀十四)。意識的に天下の事を願念し給ふ御心の甚だ強く御坐ししことを證するに足る所ならむ。而して天下國家の事は必ず神の加護に依らざるべからずとの觀念の意識的に存在せしも神代よりの事にてありし

なり。即ち大國主神が上の如く愁ひ居給ひし時に、光海依來之神ありて、能治我前者、吾能共與相作成、若不然者國難成、と言ひ給ひしに依り、其の言ひ給ふ儘に大國主神は治め奉り給ひて、即ち國を作り給ひし頃よりして既に存在せし所なり。(記傳十三)十四(史傳十三)十四(書紀十四)。

議會門閥

天照大御神の石隱し給ひし時に際しては、八百萬神天安之河原に神集に集ひて會議を開きて謀計を講究せられしが如きは、大古の社會に於て重大の事件起る時に際して往々に觀る處の現象にして、開明社會に行はるる代議主義議會とは大に其の趣を異にせるものなり。而して當時の謀議に於て、高御產巢日神之子思金神の御意見の専ら行はれたるは、御知能の優れ給ひし故なることは固より疑ふべきにあらざるが、又當時に於ても既に門閥と云ふことの行はれしを知るに足るの事情ならん。(記傳八)九(史傳八)九(書紀一)一(史傳十七)十七(史傳十七)十七(書紀十七)十七。

上に記せる如く、神代頗る早き時より既に國家的團體は存在せしことなるが、當時國家の機關中最も著しき職能を掌れる者一個ありたり。亦は他に非らず。高天原の國家に於て時々開會せられし彼の八百萬神の神集集ひ坐せる議會にぞありける。神代には重大の事件あるに際しては、往々神々の神集集ひ坐して之を決し給ひ

しと見えて斯る神集ひは特り天照大御神の天の石屋隠れの際に行はれし而已ならず亦皇孫天降の時にも行はれたり。されば斯る神集ひは當時往々行はれし習慣なりしと思はるゝなり。而して天照大御神の石屋隠れの際には、八百萬神の自ら神集ひ坐しゝにて(記傳八)史傳九の(書紀一)の(皇孫天降りの時は高御産巢日神天照大御神の命以ちて八百萬神を神集へに集へ給へるにてありしなり(三の二)傳の二十一)の(書紀二)即ち乙者は主権者の招集に由て成立せしめられたる議會にして、甲者は主権者の招集に由らずして議員自ら參集して開會せられし議會にてありしなり。蓋し當時の習慣として主権者の招集に由て、時々議會を開かるゝことありしが故に其の習慣の結果として、招集に由らずして、議員自らの參集に由て、議會を開かるゝことの出來しものと思はるゝなり。而して天照大御神の天石屋隠れの際に際しては、此の大御神こそは隠れ居給ひけれども、高御産巢日神は常の如くに居給ひし事なれば、此の神の御先動に由て彼の神集ひは成り立ちしなるやも知るべからず。果して然らば此の時の神集ひに於ては公然にして且つ正式の招集こそ無かりしと雖も、之に代り得べき程のものはありしならんか。而して高天原を知らざる主権者は天照大御神にて御坐ませば、高御産巢日神の御地位は如何程高く御

坐されしとも、主権者の招集に由らざりし八百萬神の議會は、神集へには非らずして神集ひにてありしと思はるゝなり。偕大古政治機關の未だ發達せざりし時代、殊に強勢確固たる主権者の未だ定まらざりし時に於ては、衆人集まりて軍評定の如きものを開くことは珍奇からぬことなるが、神代神等の御間には既に鞏固たる主権者の定まり居りしなるに、斯く尙ほ時々議會を開きて公論に由りて決せられしが如きは、主権者の公論を重じ給ふ厚き思召しに出でし所にして、寔に有難き美風なりしと云ふ可きなり。我邦の主権者が君主擅制主義を探り給はずして公論を重んぜらるゝが如きは實に神代よりの遺風なりと云ふべきなり。而して是等神集へに於て高御産巢日神の御子思金神が常に牛耳を取られしに由て察するに、上に於て公論を重んぜられしと同時に亦下には大に門閥を尊ぶの心ありしと見ゆるなり。さればにや神代に於ては上下間に稀代の調和ありしと思はるゝなり。其の後人代に至りても我邦に限りては、古來會て上下の間に軋轢と云ふことのなかりしは、全く此の美風の然らしむる所にありしならん。眞正の君主は本邦に而已存せしと云ふべきなり。眞正の臣民も亦本邦に而已存せしと云はざるべからざるなり。上に暴君なく下に亂臣なきの國は天下廣しと雖も我邦の外には一國もあらざるな

り。是に由て之を觀るに、天安之河原に於て屢々催されしことありしと思はるゝ議會の如きは、君主確定せざる如き野蠻社會に於て催すことのある軍評定の如きものに比しては、大いに進歩せし者と思はるゝなり。然り而して當時は固より未だ政治機關の發達なく、政治上の分業等も未だ十分には行はれざりし時なりしが故に、決議執行、軍事裁判等の別なく、何事にまれ主權者の御諮詢に隨て之を議し之を行ひしと思はるゝなり。八百萬神の議會が裁判權を行ひ且其の裁判を執行すること、をさへも爲ししことは、八百萬神共に議りて速須佐之男命に千位置戸を負ほせ、亦鬚を切り、手足の爪をも抜かしめて神夜良比夜良比給ひしことにも知らるゝなり。(記傳九)史傳十二(書紀一)の。皇孫天降りの時に際しては、葦原中國の道速振荒振國神等を言趣和はせしめらるべき神の選擇に關して、高御產巢日神天照大御神は常に八百萬神を神集へに集へて其の意見に因て決し給ひしなり。(記傳十)史傳二十(書紀一)の。而して思金神を始めとし其の他の神々は皆な此の議會の會員にて御坐されしが、其の決議の執行は亦是等神々の中に於て爲し給ひしなり。蓋し當時議會の行爲の範圍は頗る廣裕のものにてありしことは明かなるが如し。高天原に於ての御政治は高御產巢日神天照大御神の親ら爲し給ふには非らずして、思金神以下の神等

に依て爲し給ひしと思はるゝなり。又皇孫天降りの時に際して思金神を御鏡に副へ賜ひて御前の事を取り持ちて爲政給ふべき神と定め給ひしこと、由て觀るに(記傳十五)三此の國に於ても此の時代より神御靈の御政の如きは、君主以外に之に興り給ふ神の御坐されしことと思はるゝなり。されば政治上の分業の如きも幾分は進歩しつゝありしと思はるゝなり。(草稿)

神代の女性

二五〇

(明治二十七年十二月)

第一章 女神等の御氣性及び御地位

第一節 總論

本邦女子の心は古來頗る氣高き者にして決して卑屈なる者にあらず、本邦の女子には往々男子も及ばざる如き勳功を立てたる者さへ尠なからざる事は史上に歴然たる事實なるが、是れ蓋し神代に於ける女神等より傳來せられたる美質に由れる者ならず、夫れ神代の女性等は男性に比して少しも卑劣なる者に非らざりし而已ならず、却て往々男性をば凌がむとし給ふ如き御氣性の者にて御坐しき、當時の女性を決して百事男性に譲り居らむとし給ふ如き者にて御坐さざりき、往々却て男性よりも多く事に當らむとし給ふ如き者にて御坐しきなり、往々却て男性に先き立ちて事を爲さむとし給ひし者なり、加之男性は往々全く女性の幫助に由て其の身を全くし、全く女性の助成に由て事を爲し、遂げ給ひし如き例も尠なからざるなり。

第二節 伊邪那美命

神代の女性前陳の如き氣性と地位なりし事を證明するに足るの實例は決して尠からざるが、其の第一は伊邪那美命の例なり。伊邪那岐命と伊邪那美命とが天の御柱を行き廻り逢ひて、美斗能麻具波比せむと爲し給ひし時に、伊邪那美命が先づ「阿那邇夜志愛袁登古袁」と言ひ給ひ、後に伊邪那岐命は「阿那邇夜志愛袁登古袁」と言ひ給ひたり、而して女性の斯く男性に先き立ちて言ひ給ひしは固より男性の差圖に由り、若しくは男性の許諾に由れるに非らずして、全く當時の女性の内氣ならざる心より出でし所なり、偏に退讓を旨とする如き心の當時の女性に乏しかりし事情に原因せし所なり、實に「女人先言不良」と男神は思召されし程なりしに、女神は其の邊の事には少しも御頓着なく思ふ儘に爲して男神に先き立ち給ひしなり。(五十一) (書紀一) (古事) (上) (五十一) (書紀一) (古事) (上) (五十一) (書紀一) (古事) (上)伊邪那美命は天神の御所に白をすべしと宣ひ給ひて、即ち共に參上りて天神の命を請ひ給ひし事に由て觀るに、當時に在ては男女相伴の風習の行はれ居りし事もまた明なるが如し。(三十七) (史傳四) (史傳三) (書紀一) (古事) (上) (三十七) (史傳四) (史傳三) (書紀一) (古事) (上)亦黃泉國に於ての伊邪那美命の御振舞の如きは、神代の女性の御氣強なりし事を證するに足る者なり。伊邪那美命

神代の女性

は特り種々の方法を以て伊邪那岐命を宥め給ひし而已ならず顯國の人草一日に必ず千人死するに至りたるは即ち伊邪那美命の御所爲なりと云ふ(古事上)の廿三(記傳六)又伊邪那岐命を追はしむる爲めに伊邪那美命が先づ第一番に遣はされたるは豫母都志許賣と云ふ女神にて坐まじふなりされば顯國に於て而已ならず黄泉國に於ても女性に決して男性に劣らざる勇氣及び地位の者にて御坐しと思はるなり(記傳六)史傳五の(書紀一)の十三(古事上)の十二都て伊邪那岐命と伊邪那美命の御上に就て考ふるに、女神の御心は男神の御心に比して卑屈に御坐しし事は少しもなく亦女神の御地位は男神の御地位より賤劣なりし事の證據は露程も在らざるなり。實に天神御自身と雖も布斗麻邇に卜相へて始めて女言先立ちしに因りて不良とは知り給ひし程なり(記傳四)史傳三(古事上)の六(書紀一)の四

第三節 天照大御神

第二は天照大御神の例なり。申す迄でもなく本邦第一等の神は此の女神にて御坐すなり。伊邪那岐命が生み坐せる御子は夥多御坐ししが其の中にて伊邪那岐命が其の御頸珠を授けて、汝命は高天原を所知と事依して、何れの御子よりも高き位置に置き給ひしは即ち此の女神にて御坐せども、此の神の御勇氣の如き者は男神に

も決して見る事能はざる所なり。建速須佐之男命が天參上り坐しし時に當て、御髮を解き御美豆良に纏かして左右の御美豆良にも御鬘にも左右の御手にも各八咫勾瓊の五百津の美須麻流の珠を纏き持たして曾毘良には千入之鞆を負ひ、五百入之鞆を付け亦伊都の竹鞆を取り佩して弓腹振立而堅庭者於向股踏那豆美如沫雪蹶散而伊都之男建速建而待問給ひし時の御有様の如きは神にも人にも古今未曾有の勇壯なる状勢を表はし給ひしにてありしなり(記傳七)史傳七の(書紀一)の(古事上)の九斯くて建速須佐之男命と天の安の河を中に置きて宇氣布時に、天照大御神が建速須佐之男命の佩せる十拳劔を乞ひ度して三段に打ち折りて奴那登母由良邇天の眞名井に振り濺ぎて佐賀美に迦美て吹き棄る氣吹の狭霧に神の成りませる時の如きは實に凄じき御様に御坐ししと思はるなり(記傳七)史傳七の(書紀一)の(古事上)の二十

第四節 伊邪許里度賣命及び天宇受賣命

天照大御神が天石屋に隠れ給ひし時に當ては神の社會の騷動は實に一方ならぬ事にて、八百萬神は全智全力を盡して再び出し奉らむと勉めて遂に首尾好く其意を達する事を得しが、是れに與かりて最も力ありし神々も多くは女神にて御坐し

き。即ち天照大御神を石屋の中より出だし奉る爲めに必要なりし品は八咫鏡なりしが、伊弉許理度賣命は本居の説の如く果して乙女神なりしならば、此の最も必要大切な物を製作し給ひし神も亦女神にて御坐しとなり(記傳八の(五十六)の(古事四十二))亦當時最も大切な役目を勤め給ひしは天宇受賣命にて御坐しとなり(記傳八の(五十六)の(古事四十二))となれば天照大御神をして天石屋戸を細目に開きて内より伺ひ給ふに至らしめ奉りたるは、即ち天宇受賣命が胸乳を掛き出で裳緒を番登に忍垂れて樂びしが爲に高天原動りて八百萬神共に咲ひ給ひしが故なればなり(記傳八(史傳九)の(書紀一三(古事上)の(三十五))されば女神に坐々す天照大御神の神隱は天上天下に此の上もなき一大事なりし而已ならず、此大不幸より天上天下を救済せむ爲めの盡力に於て最も興りて力ありしも亦女神にして御坐しとなり。女神は常に男神に力を協はして事々を勉め給ひし而已ならず、男神よりも却て往々勳功の優れ給ひし事を見るに足らむ。天宇受賣命及び伊弉許理度賣命に關しては更に又申すべき事あり、日子番能邇邇藝命天降の際に際して重なる御伴の中の二柱は、女神の天宇受賣命と伊弉許理度賣命とにて御坐し(記傳八(史傳九)の(書紀一三(古事上)の(三十五))が、就中天宇受賣命は大切な役目を勤め給ひしなり、即ち彼の天之八衢に居て天上天下を光らす神の御坐しに、天照大御神高木神の命

に依りて何れの神と確かめしめ給ひしは、手弱女なれども伊弉邇布神と面勝神なる天宇受賣命にて御坐しき。又天神の命に依り前に顯はせる瓊田毘古大神を送り奉りしも此の女神に坐々しき。鱈廣物鱈狭物を悉くに追ひ聚めて天神の御子に仕へ奉らむ耶と問はれしも亦此の女神天宇受賣命にて坐々しき(記傳二十五(史傳二十四)の(書紀一(古事上)の(五十九))されば日子番能邇邇藝命天降の際に際して、最も勳功を顯はし給ひしは女神等にて御坐しと云はざるべからず。

第五節 須世理毘賣

第四は大穴牟遲命の妻須世理毘賣の例なり。大穴牟遲命をして或は蛇の難或は吳公蜂の難を免かれしめて、遂に能く御身を全うして八十神にも打ち勝ちて、此の國の主と成る事を得せしめ進らせられたるは、即ち須世理毘賣の御功德にてありき(記傳十の(古事上)の(三十七))斯く夫を助け給ひし故にや、大穴牟遲命には多くの妻の御坐しと而已ならず、中には八上比賣の如く須世理毘賣よりも前に大穴牟遲命の妻に成り給ひし神さへに御坐し(記傳十の(古事上)の(三十七))にも係はらず、嫡妻に成り御坐し(記傳十の(古事上)の(三十七))は即ち須世理毘賣にて御坐しとなり。而して嫡后須世理毘賣の御權勢は甚だ強く御坐して、他の后等の大に畏み給ひし者と見えて、八上比賣の如きは、大穴牟遲神と共に出

雲へ参り給ひし而已ならず、且つ生ませる御子さへに御坐しゝにも係はらず、嫡妻須世理毘賣を畏みて、其の御子をば木の俣に刺し挟みて御本國の因幡へと返へり給ひしとなり(記傳十の(古事上の(三十六)三十八)斯くて其の夫大穴牟遲神御自身と雖も、須世理毘賣の御權勢を制し給ふ事は出来させられざりしと見えて、一度は須勢理比賣命の甚く嫉妬し給ふを詫びて、出雲より倭の國に上り坐さむとして、片御手は御馬の鞍に繋け、片御足は御鎧に踏み入れ給ふ迄でに至り給ひしなり、實に御困却も甚だしかりしと云べし(記傳十一(史傳二(古事上の(四十一)四十二)然り而して日子遲神に對して須勢理毘賣の御權勢の非常に強大なりし事を更に證すべきの事項あり、并は他に非らず其方に御門を立ち出むとし給ひし時に際しての大穴牟遲神と須世理毘賣命との御告別の結果即ち是れなり、最初には御告別なりしものが、後には遂に變じて御和解となりし事即ち是なり、大穴牟遲神は、最初は餘程御奮發ありしと見えて、御氣強くも「伊刀古夜能伊毛能美許等牟良登理能和賀牟禮伊那婆比氣登理能和賀比氣伊那婆那迦士登波那波伊布登母夜麻登能比登母登須岐宇那加夫斯那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐理遲多多牟叙和加久佐能都麻能美許登云々」と歌ひ給ひて(記傳十九(史傳三(古事上の(四十二)四十三)將に須世理毘賣命を棄てゝ立ち出でむとの御意氣込を示し給ひ

しも、須世理毘賣命が大御酒塚を取らして立ち依り指し舉げて、夜知富許能加微能美許登夜阿賀淤富久邇奴斯許會波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流伊會能佐岐淤知受和加久佐能都麻母多勢良米阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐豆遠波那志那遠岐豆都麻波那斯阿夜加岐能布波夜賀斯多邇牟斯夫須麻邇古夜賀斯多爾多夫須麻佐具賀斯多邇阿和由岐能和加夜流牟泥遠多夫豆怒能斯路岐多陀牟岐會陀多岐多岐麻那賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛毛那賀邇伊遠斯那世登與美岐多豆麻都良世(記傳四十一(史傳四(古事上の(四十二)四十三)と最と御情深く最と巧に歌ひ返へし給ひしかば大奮發にて出で往きまきむと爲し給ひし日子遲神も亦如何共爲し給ふ事能はず前の強き御決心も遂に何處へか去り失せて結局宇伎由比して宇那賀氣理豆今に至るまで鎮まり坐すに至り給ひしとなり、即ち須世理毘賣が甚く嫉妬し給ひしが故に大穴牟遲神は棄てゝ去らむと爲し給ひしかども、遂に其の御決意を果す事を得給はすして、嫉妬し給ふ妻の御許に依然留まり居給ふの外は策は御坐さざりしなり、此の時に當りては女性が全く勝利を得たりと云はざるべからず、男神は表面には大いに強さを顯はしたりと雖も、女神の老練なる手段には到底勝つ事を得給はずして、遂に全く其の掌中に御坐しゝなり。

第六節

雉名鳴女、天佐具賣、天津國玉神の妻、高比賣命

天若日子が天降り坐して八年に至るも復奏し給はざりしかば其の理由を探知せしむ爲めに雉名鳴女を遣はされたり若し書紀一書に在る如く是れは「無名雌雉」(書紀二)なりしとせば鳥に於てさへも男性よりは却て女性をば斯る大任に充て給ひしにてありき亦天若日子に悪智恵を附けて此の天使をば射殺さしめ進らせたる者は男性の者なりしか女性に於ては天佐具賣と云ふ女神にて御坐しとなり(記傳十三)史傳二十一(書紀二)古事上(五十一)神代の女性は斯る事に於てまでも能く男性を左右せし者にてありき實に天若日子の如きは天佐具賣の勸めに従ひて不埒にも大切なる天使を射殺し給ひし爲めに遂に御自身にも射殺さるゝに至り給へり。男性の神は女性の神に附隨して遂に其の身を亡ぼすに至り給ひたり又天若日子が妻下照比賣の哭聲を聞きて天在天若日子が父天津國玉神又其の妻子共降り來て哭き悲みし事に由て觀るに當時男女相伴の風習の行はれ居りし事は彌々以て明かなるが如し(記傳十三)史傳二十一(書紀二)古事上(五十一)又阿治志貴高日子根神が天若日子の喪屋を破壊して飛び去り給ひし時に其の伊呂妹高比賣命が其の御名を顯はさむと思ひて歌ひ給ひしが如きは神代の女性は決して諸事内氣に一途に謙

退を旨とせらるゝ如き者に非らざりし事を證するに足らむ(記傳十三)史傳二十一(書紀二)古事上(五十三)八(五十三)。

第七節 石長比賣

天皇命等の御命の長く御坐されぬは日子番能邇邇藝能命が木花之佐久夜毘賣而巳を留めて石長比賣をば返し給ひしに由ると云ふ一女性に係はる事の故を以て斯る重大の影響を天皇命等の御身の上に及ぼすとは實に驚くべきの御勢力と云はざるべからず殊に書紀一書に據れば此の結果たる直接に石長比賣の御意志に出でし事なり即ち石長比賣が大に慙ちて詛び給ひしに由れるなりと云ふ(書紀二)古事上(六十三)の記傳三十六(六十三)。

第八節 結論

是れに由て之を觀るに神代の女性は智勇に於ては少しも男性に劣り給はざりしなり卑屈杯云ふべきの御心は露程も御坐さざりしなり往々は却て男性をも凌がむとの御氣性なりしなり天上天下の大事には常に大いに與り給ひしなり男性の神が事を爲さむとし給ふに當ては大概女性の神の力を大いに籍り給ひしなり女性の神の御地位は男性の神の御地位に劣り給はざりし而已ならず最上等の神は

實に女性の神にて御坐しとなり。

第二章 配偶選擇の自由

第一節 總論

神代に於ける男女の情交は、後世武家の世に士族社會に行はれし如き嚴重究屈なるものには決して非らずして、至て自由なるものにてありしなり。夫婦と成るにも、媒介を要し、若しくは鄭重なる儀式等を行ふ事は無くして、最も輕便なる方法の行はれし如き場合も少なからざりしが、父母と雖も他者の意志を以て其の子の結婚を強迫的に決定するが如き習慣は行はれ居らざりしが如し。縦や斯る事の時にしてありしにもせよ、开は至つて稀の出來事にして、結婚は、多くは自由結婚とも云ふべき性質のものにてありしと思はるゝなり。史上に表發せられたる實例に由るの證明は左の如くなり。

第二節 伊邪那岐命と伊邪那美命との例

第一に起りたる男女情交の例は、申す迄もなく伊邪那岐命と伊邪那美命の御上に起りし事なりしが、此の二柱の神は、一方に於ては成成不成合處一處在、他方に於て

は成成而成餘處一處在（記傳四）御互に知り給ひしかば、乃ち鶴鶴に倣ふて最と無造作に麻具波比し給ひしなり（記傳四）五十七（書紀一）古事上（三）是れ實に第一の結婚にして、最も自由なる結婚なりしなり。伊邪那岐命が故以此吾身成餘處刺塞汝身不成合處而爲生成國土奈何（記傳四）と詔り給へば、伊邪那美命然善と曰をし給ひしにて、全く合意の御決意に始まり、彼の天の御柱を右より左より御互に行き廻り逢ひ給ひしが如きも、約り合ひ給ひての御行爲なりき。されば結婚の此の第一の例よりして、男性に結婚の自由ありし而已ならず、女性にも同様に結婚の自由ありし次第なり。特に男子に配偶選擇の自由ありし而已ならず、女子にも配偶選擇の自由ありしなり。

第三節 八十神及び大國主神と八上比賣との例

八十神及び大國主神と八上比賣との出來事の如きは、當時の結婚には双方の兩親は少しも與る事なく、全く本人同志の間の事なりしものありし事を甚だ明瞭に證據立つる一例なり。八上比賣に關する事件の如きは、八十神及び大國主神に於ては固より其の神々の御存念の儘に行ひ給ひし事にて、御親の神等の少しも與り給ひし事には非らざりしが、八上比賣に於かせられても、吾者不聞汝等之言將嫁大穴牟遲神（傳記十）と言ひ給ひて、遂に御心の儘に大穴牟遲神の妻に成り給ひたり（傳記十）史傳十

六(古事上)即ち八上比賣は配偶選擇の自由を有し給ひ、之を以て八十神を拒絶し、大穴牟遲神をば選擇して嫁ひ給ひしにてありしなり。

第四節 大穴牟遲神と須勢理毘賣の例

大穴牟遲神が御祖命の詔命の隨々根堅洲國に參り向ひて、須佐之男命の御所に到り給ひし時に、其の御女須勢理毘賣出でて見て目合ひして相婚ひ坐し、先づ豫め御親の命の御許を得給ひて然る上にて相婚ひ坐し、には非らず、全く御自身の御心の儘に爲して相婚ひ坐し、にてありき、而して若し斯る自由結婚は當時の習慣に戻りし事なりしならば、斯る事を犯し、者若し其の事の露見する事もあらむには、嚴じき懲戒を受けたるに相違なければ、斯の如き社會に於ては如何なる女子も容易には右の如き風儀外れの事は爲さざりしならむ。然るに須勢理毘賣の御振舞は全く之に反せしなり、須勢理毘賣は誠に事もなげに目合ひして相婚ひ坐し、而已ならず、少しも憚り給ふ御様子もなく、還入向其父言甚麗神來となり(記傳十一)の三十一(古事上)の。さて須勢理毘賣は大穴牟遲神をば甚と麗き神なりと思召して相婚ひ坐し、に引き換て、須佐之男命の大穴牟遲神を惡み給ふ事は實に非常にて、手を變へ品を變へて大穴牟遲神をば亡き者に爲さむとし、努め給ひき。此の際に

當て須勢理毘賣は大穴牟遲神に一々策を授けて父の命の謀計をば破らしめ給ひたり、蓋し須勢理毘賣は少しも父神を恐れ給ふ御様子はなくして、全く父神を飲みて居給ひしが如し、實に御才氣の上に於ては須勢理毘賣は遙に須佐之男命に優り給ひしと思はるゝなり、而して種々策を授けて夫の神を助け給ひし上句に、父の命の寢給ふ時を窺ひて、其の御髮を其の室の椽毎に結び着け、父の命の大切に爲し給ふ御實共を取り持たして逃げ亡せむとし給ふ如き、夫に負はれて遂に逃げ亡せ給ひたり。須勢理毘賣の如きは配偶選擇の權を充分行ひて自由結婚を爲し給ひし而已ならず、厭く迄も其の主義を貫き給ひし者と云ふべきなり。成る程須佐之男命は黄泉比良坂に於て、我之女須世理毘賣爲嫡妻而云々と大穴牟遲神に謂ひ給ひしこの事實はあれども、是れは既に御本人同志に於て御實行ありし所を父の命に於て事後承認を成し給ひしに過ぎざるなり、若くは其の重き處は嫡妻に爲すべしと云ふの點にありて、妻にする事を此の時改めて御允許に成りしにはあらざるならむ、而して此の時の事情を察するに、彼れに權利を許すよりは、彼れに命令を下すよりは寧ろ我が御所望を少し命令然と御宣告ありしに過ぎざるが如し。但し須世理毘賣が嫡妻に成り給ひしは、須佐之男命の此の命の故には非らずして、須世理毘賣の

日高の御子虚空津日高にて御坐しければ、即ち内に率て入れ奉りて、鄭重に御誓を爲して、即ち其の女豊玉毘賣をば婚せ奉られしとなり(記傳十七)(書紀二)(古事上の)。蓋し火遠理命と豊玉毘賣の御結婚の事情の如きは、當時に於て決して例外にはあらざりしならむ。

第七節 自由結婚主義と撞着する如く見ゆる事實

神代には自由結婚主義大に行はれしならむ、女子にも配偶選擇の自由ありしならむと思はるゝ證據前數節に於て陳述せる如くなるが、又時として自由結婚に反する如くに見ゆる事實もなきに非らず、結婚には豫め女子の親の承諾を得るの必要ありし如く見ゆる事實なきに非らず。一例を挙げむに、須佐之男命が櫛名田比賣に直接に妻に成るの意向あるや否を尋ね給はずして、是汝之女者奉於吾哉と先づ女の親に其の意向を問ひ給ひしが如きは、即ち自由結婚主義に反するが如く見ゆる事實の一なり(記傳九)(史傳十五)(書紀一)(古事上の)。然れども是れ決して強き反對の證據に非らず、須佐之男命が直接に本人に問ひ給はずして先づ其の親に問ひ給ひしは、斯く爲し給ふべき特別の理由二個ありしが爲めなり。其の一は、御本人なる櫛名田比賣は當時尙ほ御幼稚なりし事なり、老夫與老女二人在而童女置中而泣(記傳九)(史傳十五)(書紀一)(古事上の)。

とあるに由て察するに、櫛名田比賣は尙ほ御幼稚にて、結婚の事杯に關しては未だ御自身の御意見等も御坐さざりしと思はるゝなり、常例は如何に自由結婚主義の行はるゝ國と雖も、斯る場合に於ては本人の意向を問はずして親の意向を問ふは固より止むを得ざる事ならむ、須佐之男命が本人の意向を問はずして其の親の意向を問ひ給ひしは、即ち右の如き止むを得ざる特別の事情ありしが爲めに外ならざりしが如し、自由結婚主義の當時既に世に排斥せられし事を證明するに足るの事實には非らざるが如し(記傳九)(史傳十五)(書紀一)(古事上の)。又縦や本居杯の説の如くに櫛名田比賣は既に左程御幼稚には御坐さずして、結婚の事杯に關しても全く御考の無かりしには非らざりしとするも、須佐之男命が本人の御意向を問はせられずして御親の神の御意向を問ひ給ひし事の最も當然なりしと思はるゝ理由は、尙ほ他にも無きに非らず、并は他に非らず、須佐之男命が足名稚の許に到り給ひし時に當て、櫛名田比賣が御兩親と共に居給ひし事即ち是なり、須佐之男命が先づ櫛名田比賣御一方而已を別に見るの機會を得給はざりし事即ち是れなり。若し櫛名田比賣にして年頃の一婦人にて御坐されし上に、唯々御一人にて門の外にでも泣き居給ひて、將に大蛇にでも喰はれむと給ふ由を須佐之男命に語り給ひし如き事情に

てありしならば、須佐之男命は必ず相婚の事を御本人に打ち付け通じ給ひしならむと思はるゝなり。然れども實際當時の事情の如く本人たる婦人が其の兩親の中に居給ふ如き場合に在ては、縦や其の婦人は既に年頃の者なるにもせよ、本人に直接に意向を問はむよりは、寧其の親なる者に問ふ方が却て都合好き場合もあるならむ。少なくとも開化の或る度に達したる社會に於ては、必ず之れを都合好き事とするならむ。されば須佐之男命が相婚の事を本人なる櫛名田比賣に直接に問はすして御親の神足名椎に問ひ給ひしは、或は右の如き理由にてありしならむ。兎に角此の一例の故を以て當時の結婚に在ては婦人の方に於ては本人の承諾よりも寧其の親の承諾を必要とせし如き習慣なりしならむとは決して斷言し能はざるならむ。

然れども須佐之男命と櫛名田比賣の場合よりも尙ほ一層自由結婚主義と撞着する如く見ゆる事實なきに非ず。天津日高日子番能邇邇藝能命が笠沙の御前に木花之佐久夜毘賣に遇ひ給ひしかば、乃ち打ち付けに「吾欲目合汝奈何」と詔り給ひしに、木花之佐久夜毘賣が「僕不得白僕父大山津見神將白」と答へ給ひしが如きは即ち斯る事實なり。(記傳十六) (書紀二) (古事上) (の二十五) (六十三)此の事情に由て觀る時は、當時は既に女子に

は配偶選擇の權なく、配偶は豫め父親の決定すべき所と成り居りし如く見ゆるならむ。殊に此の場合に於ては、日子番能邇邇藝能命が木花之佐久夜毘賣の詞に由りて更に父の命大山津見神に乞ひに遣はされしに、父の命は大いに歡喜びて、木花之佐久夜毘賣而已ならず、其の姉石長比賣をも副へて奉られし事實に由て觀る時は、當時の習慣にては、配偶選擇の權は父親の専有する所にして、本人たる女子には少しも結婚の自由なく、女子は父親の意向の儘に何人へなりとも遣はされし如き者にありしと思はるゝならむが、此の一例の故を以て遂に斯る斷定を下す如きは決して適當なる事に非らざるならむ。若し當時女子には全く配偶選擇の自由なかりしか、否らざるも女子が自身に配偶を選択するが如きは不良なる行とせらるゝ習慣にてありしならば、日子番能邇邇藝能命が木花之佐久夜毘賣に詔り給ひしが如くに男性が女性に固よりの事の如くに打ち付けに「吾欲目合汝奈何」と問はせらるゝ事は決してあらざりしならむ。畢竟當時自由結婚主義大に行はれ居りて、即ち女子にも配偶選擇の權ありて男子より打ち付けに女子に心を通じて相婚するの習慣ありしが故に、日子番能邇邇藝能命が先づ豫め女神の父親に其の意向を問ひ給ふ杯廻はり遠き途を取り給はずして、直接に御本人なる女神に其意向を問ひ給

ひし如き事は起りしなり。若し自由結婚主義行はれ居らすして、配偶の選擇は父親の心一つに在りし如き事情にてありしならば、日子番能邇邇藝命の如くに、少しも憚り給ふ御様子もなく、男神が女神に打付に御心を通じ給ふ杯の事は御坐さざりしならむ。日子番能邇邇藝命は必ず先づ大山津見神の許に申し送り給ひしならむ。日子番能邇邇藝命は當時の習慣に戻りたる事にて不品行不道德の行爲とも云はれむとする如き事を爲し給ひしには決してあらざるならむ。若し果して然らば木花之佐久夜毘賣が「僕不得白僕父大山津見神將白」と答へ給ひしは奈何との疑問起らむが、是れには種々の理由の想像し得べきものなきにあらず。神代に於ても、固より種々の情實の爲めに女子が直に男子に返答を爲すを好まずして、殊更に親の心を豫め確かめ、親の心の如何に依て我が心を決せむ事を好まれし如き場合も往々ありし事ならむ。而して其の事情とは、或は生來温順内氣の性質にして何事に於ても我が意の儘に我が心を以て決する事を爲さず、都て兩親の心の儘に爲さむとする如き傾向なり。或は男が心を通ずる事あるに當り、其の心に従ふの利害を遂に決断する事能はざるが爲めに、先づ經驗に富める兩親の心を知らむとの意志なり。或は男の心に従ふの意なきも、去りとて打ち付けに斯く男に云ふ事は好まず、恰も親

が拒絶する如くに爲さむとするの願望なり。或は豫め親の承諾を得るに非らずむば多分の持參物を親より受くるの望なき事なり。或は未婚の姉杯ありて妹が先き立ちて相婚するに於ては其の姉の嫉妬心の爲めに骨肉の間に風波を生ずるの恐れなり。殊に兩親に於ても姉女の幸なくして年を取りても尙ほ未婚にて居るを深く歎き居るが如き事情に際しては、妹女にして思慮深き者ならむには、必ず親の判断に任せむとするならむ。されば自由結婚主義大に行はれ女子に配偶の權ある如き社會に於ても、男子が女子に心を通ずる時に際して、女子が直接に返答を爲すを欲せざりし如き場合も往々ありし事ならむ。偕木花之佐久夜毘賣が「僕不得白云々」と白をし給ひし理由は如何なりしならむかと云ふに、恐らくは尙ほ未婚の姉君の御坐ししが爲めに風波の起る事もあらむとの御懸念に出でしならむ。思ふに石長比賣の尙ほ未婚に坐々しは、或は甚だ凶醜く御坐ししが故ならむ。年頃に成りても配偶を求むる男のなき女を持ちたる兩親の悲歎は、神代に於ても或は今日の如くにてありしならむ。蓋し容色の凶醜きが爲めに石長比賣に相婚するの男の絶えて無き事は、其御兩親の常に御心痛の種にてありしならむ。且つ醜婦は嫉妬心の強きが常なれば、容色優れ給へる御妹の男に懸想せらるゝ事を聞き給はむには、姉君

の御嫉妬の爲めに必ず一大風波を起すに至らむとは或は木花之佐久夜毘賣の熟く知り給ひし所ならむ。木花之佐久夜毘賣が「儀不得白云々」と白をし給ひしは、恐らくは斯る事情の爲めにてありしならむ。本居は木花之佐久夜毘賣の「儀不得白云々」は建御雷神の間に對して大國主神の「僕者不得白我子八重事代主神是可自然」と白をされしと同じ事なりと云へり(記傳十六の二十六)。果して全く同一なりしや否は遂に斷言し難しと雖も、大國主神とても決して御自分には御諾否の權少しも無く全く二柱の御子等の御心の儘なりとの意にて、僕者不得白と白をし給ひしには非らざるならむ。實に事代主及び建御名方神の御承諾を得給ひし後に、建御雷神は更に大國主神の御心を尋ね給ひしに非ずや、而して又大國主神に於ても、僕子等二神國隨白、僕之不違(記傳十六の二十六)此葦原中國者隨命既獻也(記傳十六の二十六)云々と白をされて殊更に御自分にも御承諾になりしに非らずや(記傳十四史傳二十(書紀三)古事上の四(五十四))。若し僕者不得白とあるを以て諾否の權は全く二柱の御子等に歸し居りて御親の神には其の權は御坐さざりしならば、建御雷神は斯る不必要なる御手数は決して掛け給はざりしならむ。されば好しや木花之佐久夜毘賣の「儀不得白」は大國主神の「僕者不得白」と同じ事なりしとするも、木花之佐久夜毘賣には配偶選擇の權は全く御坐さざりしとは云ふべ

からざるなり、何んとなれば、父神の御承諾の必要なりし而已ならず尙ほ其の上にも毘賣の御承諾も必要にてありし譯なればなり。是に由て之を觀るに、毘賣の「儀不得白」僕父大山津見神將白と白をされし故を以て、一概に斷定して、當時既に自由結婚主義は輿論の許さざる所となり居りしならむ、女子には配偶選擇の權は無き習慣になり居りしならむ、杯と云ふは、大いなる誤解ならむ。

又高皇產靈尊が御女三穗津姫を大物主神に配はせて妻と爲さしめ給ひし事(書紀三)及び天照大御神が高皇產靈尊の御女萬幡豐秋津師比賣を以て天忍穗耳尊に配はせて妃と爲さしめ給ひし事等の事實を證據として、配偶は男女共に其の祖父母父母等の決定するが神代よりの慣例なり、杯と云はむとする者もあらむが、是れ等の例に由て當時一般に自由結婚主義の行はれ居らざりし事を證據立つる事は出來ざるならむ。何んとなれば、如何に自由結婚主義の行はるゝ社會に於ても、皇族の御結婚は往々政略的の者あればなり、而して政略的の結婚に在ては、配偶の選擇は固より本人の自由に任すべきには非らざるなり、是等二神の御結婚の政略的の者なりし事は疑ひなし、故に是等二神の御結婚に於て自由結婚主義の行はれざりしは固より怪むに足らざるなり。

前述の如き事實なりしが故に、神代に於ける男女の交際は後世武家時代に於ける者の如くに究屈なるには非らざりしなり、結婚の如きは概して本人同志の決定せし所にして自由結婚とも稱すべき性質の者にてありしなり、男子に特り配偶選擇の權ありし而已ならず女子にも亦配偶選擇の權ありしなり、而して右の如く神代に於ては自由結婚主義行はれしのみならず、往々は甚だ簡便無作法にして猥りなる如くなりしと雖ども、結婚は元來天神の命以て伊邪那岐命伊邪那美命の二柱の神に此の多陀用幣流國を修理固めなせと詔りごち給ひしに基因することなるが故に、形式の無造作なるには拘はらず神聖のものなりしことは疑ふべからざるなり。

因に云ふ本邦女子の性質地位の如く優等なるものは東洋諸國には決して見ざる所なるが是れ全く神代よりの賜物なり。(公刊)

井上博士に答ふ

(明治二十八年三月)

哲學雜誌第九十六號に於て、井上博士は余の「神代の女性」に批評を賜はりたり、之に答ふることを左の如し。

第一 某法學博士が伊邪那岐命伊邪那美命に關する神話を楯に取りて男尊女卑は神代よりの古俗なることを主張せられしことあるは余も豫てより知りしが、井上博士も同説の者なりとは余は少しも知らざりき、而して彼の「女人先言不良」の神語に關しては、余は既に云ひ置きしなり、實に天神御自身と雖も布斗麻邇に卜相へて始めて女言先立しに困り不良とは知り給ひし程なりけりと、當時は未だ、夫唱婦隨杯と確立し居らざしことは、古事記の文を注意して讀まむ者は、決して疑はざる所ならむ。

第二 井上博士は、女神は高天原に至られずして黄泉國に至られしなり、故に女神の地位は未だ男神に及ばずとの斷定を下されたり、若し同じ論法を用ゐむには、建速須佐之男命の遂に根堅洲國に至り、天照大御神の高天原に至り給ひし事實に據